資料１１－４別添資料

将来的な技術基準体系階層化における

整合規格の整備について

改訂３版（案）

（H26.03.05 版）

平成２６年３月５日

電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会

改訂履歴

文書名	制定（最終改訂）	備考
将来的な技術基準体系階層化における二次文書の整備について	平成 23 年 10 月 5 日	新規制定
将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について（改訂 2 版）	平成 25 年 3 月 1 日	以下の事項を明確にした。 ・将来の階層化における技術基準適合の確認方法、整合規格体系 ・是認の仕組み ・将来の技術基準に追加される 4 項目
将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について（改訂 3 版）	平成 26 年 3 月 5 日	以下の事項を明確にした。 ・整合規格の提案者の要件及び審査基準等 ・将来の技術基準に追加される電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限 ・整合規格とする場合の課題について

目　　次

1. はじめに …… 1

2. 技術基準階層化における技術基準適合の確認方法 …… 1

3. 技術基準階層化における整合規格体系…… 2

4. 整合規格の採用プロセス …… 4

4.1. 将来の階層化における整合規格の作成から採用までの流れ …… 4

4.2. 整合規格に対する採用の考え方について …… 4

4.3. 提案者の要件…… 6

4.4. 整合規格としての採用の手続…… 6

4.4.1 技術審査の目的と審査事項 …… 6

4.4.2 審査体制 …… 6

4.4.3 審査手続き等 …… 7

4.5. 公的規格を整備規格として採用するプロセスの公表 …… 7

5. 将来の技術基準に追加される４項目の明確化…… 8

5.1. 電気用品から発せられる電磁波等による危害の防止 …… 8

5.2. 組み込みソフトウエアの安全性…… 9

5.3. 電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限 …… 9

5.4. 化学的及び生物学的ハザード……10

6. スケジュールの検討……11

6.1. JIS 等への移行期間における基準解釈改正要望の取扱 ……11

6.2. 日本規格協会がとりまとめた電安法関係 JIS 整備計画の考慮 ……11

7. 整合規格の整備方法の例……11

7.1. JIS 等に対する対応……11

7.2. 技術基準省令の解釈（旧技術基準省令第１項基準）に対する将来的な対応 ……11

7.3. 電気用品の大括り化による対応……11

8. 公的な規格を整合規格とする場合の課題について ……12

8.1. 全体の課題及び対応……12
8.2. 個別の問題……14

【別紙】

別紙 1　審査基準との整合性チェックリスト　：p. 15
別紙 2　技術基準との整合確認書　：p. 19
別紙 3　整合規格の提案者の要件　：p. 33
別紙 4　性能規定の骨子　：p. 37
別紙 5　将来の技術基準で追加する項目の概要について　：p. 53
別紙 6　整合規格とする JIS 等の範囲について　：p. 61
別紙 7　整合規格として整備すべき規格　：p. 87
別紙 7-1　部品材料関係　：p. 89
別紙 7-2　完成品関係、リチウムイオン蓄電池及びその他　：p. 99
別紙 8　電安法性能規定の整合規格の発行年と引用規格の発行年との差の課題について　：p. 127

1. はじめに

電気用品安全法の技術基準体系等の見直しは、「電気用品安全法技術基準体系等見直しに関するアクションプラン」(平成 23 年 5 月 17 日)に基づき、平成 25 年 7 月 1 日に性能規定化された改正技術基準省令が公布され、平成 26 年 1 月 1 日に施行された。

この改正では、技術基準の性能規定化を円滑に実現するため、改正前の技術基準省令(以下「旧技術基準省令」という。)を技術基準省令の解釈とし、一つの整合規格[1]として活用できることとした。今後は JIS 等の公的な規格を整合規格として取り入れて行くこととしている。

規格の整備には時間を要することから、平成 23 年度「将来的な技術基準体系階層化における二次文書の整備について」(平成 23 年 10 月)及び平成 24 年度「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について改訂 2 版」(平成 25 年 3 月)(以下「改訂 2 版」という。)を発行し、規格策定団体に対して規格整備の準備のための基本方針を示した。

整合規格の整備においては、技術基準に要求事項が追加されることや、現行の JIS 等公的な規格で電気用品を全面的にカバーできないことを踏まえ、次の作業が必要となる。

① 現行の JIS 等公的な規格が技術基準の追加要求事項を満足するか確認を行う。要求事項を満足しない場合は、所要の改正を行う。

② 電気用品のうち、現在適用できる JIS 等公的な規格がないものについては、新たに規格を策定する。

こうしたことを踏まえて、「将来的な技術基準体系階層化における整合規格の整備について　改訂 2 版」を発行したが、整合規格の採用プロセス[2]を明確化するため、改訂 3 版を作成した。

なお、本書は整合規格の整備予定を記載していることから、規格策定団体だけでなく、今後、整合規格を利用する製造・輸入事業者においても、本書により利用可能な整合規格を確認することができる。

2. 技術基準階層化における技術基準適合の確認方法

技術基準の階層化において、電気用品が技術基準省令に適合するかどうかの判定は、「技術基準を基として個々の事例ごとに判断し、整合規格に適合する場合には、技術基準省令に適合するものとする。」ことになる。

すなわち、技術基準省令の性能規定化に伴い、個々の電気用品の技術的要求の具現化については、事業者の設計の自由度を高める観点から、次の表 1 に示す 2 つの方法が選択で

---

[1] これまで、性能規定を満たす規格として、「二次文書」又は「みなし基準」という用語を用いてきたが、今後は、表現の適正化の観点から、「整合規格」と呼ぶこととした(ただし、別紙 4「性能規定の骨子」など過去に策定の文書を除く)。

[2] これまで、JIS 等の公的な規格を技術基準省令に適合する規格として採用し、公表するまでの仕組みを「是認スキーム」という用語を用いてきたが、今後は「整合規格の採用プロセス」と呼ぶこととした。

きる。

表 1　将来の階層化における技術基準適合の確認方法

① 事業者が自ら技術基準省令への適合性を立証する ② 要求性能を満足することを証明された仕様規定(「整合規格」という。)に適合していることを確認する

整合規格の使用は、欧州などと同様、強制ではなく任意であり、事業者自らが技術基準省令への適合性を立証することが原則となる。

製造又は輸入する電気用品に適用できる整合規格がない場合、事業者は、技術基準省令に適合している旨を単に表明するということではなく、技術的根拠を用いて、技術基準省令への適合性を立証する必要がある。

整合規格には、対象となる電気用品に要求される寸法、形状、試験方法等の技術的要件が規定されており、これを活用することにより、当該電気用品が技術基準で要求される性能を満足していることを合理的に判断できる。

このため、技術基準の性能規定化を行う際、同時に整合規格の整備を行う必要があり、整合規格は JIS や広く公開される民間規格等公的な規格を基本とするが、それらを整合規格とするためには、各々の規格について、技術基準が求める性能を満足するかどうか等、別途定める審査基準、審査手順に従って技術審査を行ったうえで、整合規格として国が指定することとしている[3]。

3. 技術基準階層化における整合規格体系

整合規格の管理方法について、以下のとおり検討を進めている。

① 技術基準省令の解釈別表第十二(旧技術基準省令第 2 項基準)は、これまで ISO/IEC 等の国際基準に我が国の配電事情や使用実態[4]を加味したデビエーションを加えたものを昭和 58 年に策定し、継続的に改正を行い、現在に至っている。なお、平成 14 年 7 月 1 日以降は「J 規格[5]」として体系化され、世界的にも通用している。

[3] EU では、ISO/IEC 等が制定されると、その内容を審査し、整合規格と判断されるものは「Official Journal」(官報)として公示されている。

[4] デビエーションの多くは、我が国の配電方式は TT 方式という接地方式を採用しており、接地付きコンセントが普及していないこと、電圧が低いため、感電保護が緩和されていることなどによる。

[5] 韓国では、同様な考えの下「K 規格」が策定されている。

② 整合規格は、図 1 に示すように公的な規格[6]（JIS 又は公的民間基準）となるが、例えば JIS は、保安要素に加え、製品の性能に関するものも規定されている場合があるため、こうした JIS を全て整合規格とすると過剰規制となる懸念がある。逆に、JIS に電安法特有の要求が含まれていない場合は、不足部分を充足する必要がある。
なお、JIS は、任意規格であるが、JIS を「J 規格」で引用することによって、整合規格とすることが可能となる。

原則として個別の安全に関する整合規格は、民間又は国が JIS を作成し、それが採用されることで整合規格となる。また、電波雑音などについては、民間の規格作成団体が作成する公的な民間基準が整合規格となる。

さらに、これらの JIS 又は民間基準では、カバーできない基準（事故対応による緊急性のあるものなど）あるいは諸事情により JIS 又は民間基準ができない場合には、電気用品安全法独自の基準を国が通達として発行する。

技術基準階層化における整合規格体系を次の「図 1　技術基準階層化における整合規格体系及び原案作成者例」に示す。

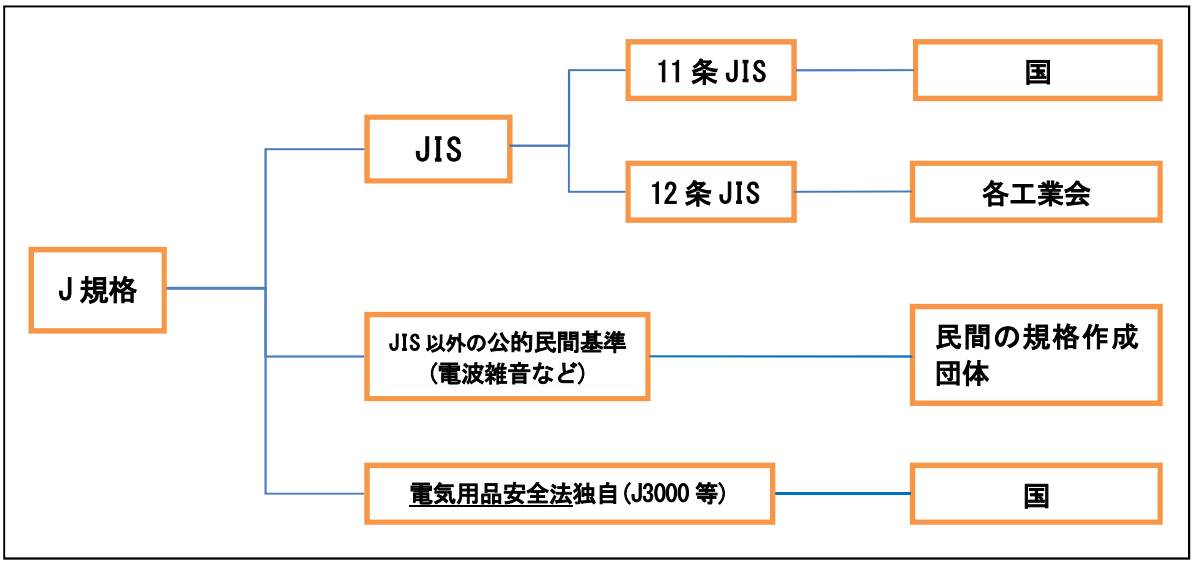

図 1　技術基準階層化における整合規格体系及び原案作成者例

[6] 誰でもが使用できる規格をさしている。使用者を限定した業界基準は含まれない。

4. 整合規格の採用プロセス

4.1. 将来の階層化における整合規格の作成から採用までの流れ

整合規格については、「図 1　技術基準階層化における整合規格体系及び原案作成者例」に示すように整合規格を適切に維持管理していくことが求められるため、民間において事前調整の場を設けて、提案される整合規格原案のマスタープランを作成し、これに基づいて維持管理していく。

国は、提案者から提案される規格原案に対して、策定された規格が電安法技術基準を満足するかをあらかじめ定められた審査手順に従って審査基準に照らして審査し、整合規格を公表する。

整合規格の作成から採用までの流れの枠組みを「図 2　整合規格の作成から採用までの流れ」に示す。

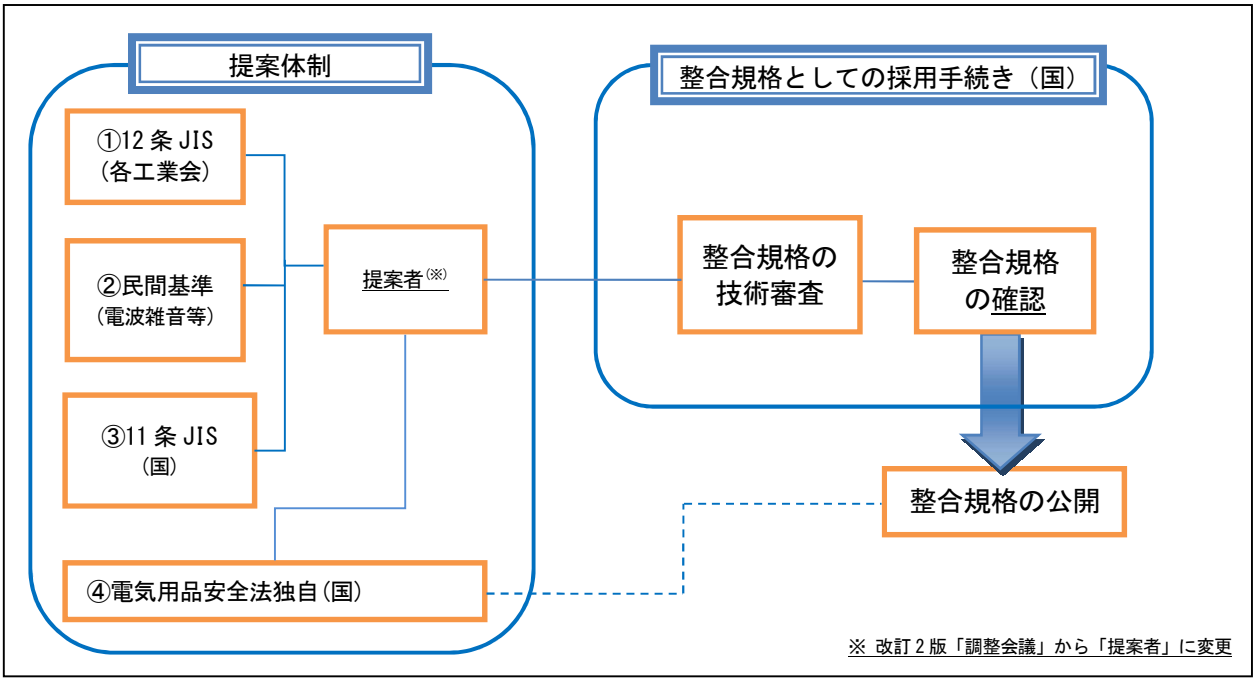

図 2　整合規格の作成から採用までの流れ

4.2. 整合規格に対する採用の考え方について

整合規格を作成するためには、審査基準及び審査手続き等を策定、公表し、規格策定団体にあらかじめ周知することが必要である。

技術審査を行う際の基準は、以下に示す審査基準[7]の要件を満たしている必要がある。すなわち、技術基準省令に整合するものとして民間で作成された公的規格（以下「整合規格

[7]改訂 2 版では、技術審査を行う際の基準が持つ要件として評価基準 8 項目（審査基準の骨子）を示した。通達（本書 4.5 項参照）において、当該骨子の内容を基に審査基準を示したことから、以後、本書では評価基準を審査基準と読み替える。

案」という。）の審査は、この審査基準の要件を満たしていることを確認することにより行う。

なお、事業者が、技術基準への適合義務の履行に整合規格を適用しない場合には、審査基準のうち、(3)技術基準との整合性、(4)技術的事項の具体性及び(5)技術的事項の妥当性の説明責任が求められる。

また、JIS については、規格内容及び策定プロセスにおいて、(1)から(8)（ただし(3)を除く。）を満たしているものと考える。

審査基準

(1) 国に提案される規格の公共性

整合規格案として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものではなく、その利用性に対して公共性を持つものであること。

(2) 規格策定プロセスの公平性・公開性[8]

整合規格案は、その策定プロセスにおいて、偏りのない策定メンバー構成、議事の公開、公衆審査の実施、策定手続きの文書化及び公開など、公正、公平、公開を重視したものであること。

また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。

a. 作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること。

b. 作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。

c. 議事録等の記録を保管し，作成経緯がトレースできること。

d. 作成途中で出された意見が適切に処理されていること。

(3) 技術基準との整合性

技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。

(4) 技術的事項の具体性

技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、仕様、方法が示されていること。

(5) 技術的事項の妥当性

整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。

[8] JIS の場合は、日本工業標準調査会の関連委員会において議事の公開、公衆審査の実施、策定手続きの文書化及び公開などを実施している。

整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。

(6) 優先される規格

電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価の対象とする。

(7) 作成言語

規格は日本語で作成されていること。

(8) 規格票の様式及び作成方法

規格は JIS Z 8301:2008「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。

4.3. 提案者の要件

整合規格を策定するためには、審査基準の「(2)策定プロセスの公平性・公開性」が求められる。一連の整合規格策定の中で、技術審査への提案プロセスについても公平性・公開性が求められる。

この審査基準(2)を踏まえ、整合規格の提案者の要件を別紙 3 に示す。

提案者は、当該要件を満たすよう、整合規格案の調整及び国への提案を行うこととする。特に技術基準に対する整合性について、技術的に確認しておくことが重要となる。

4.4. 整合規格としての採用の手続

提案者から提案された整合規格案は、国の技術審査を受ける。整合規格案は、技術審査を通過すると採用され整合規格となる。その後、公表される。

ここでは、国が技術審査を行う上で、審査体制、審査手続き等について記載する。

4.4.1 技術審査の目的と審査事項

技術審査は、提案者から提案された整合規格案について、技術基準への適合性を評価することを目的とする。

4.4.2 審査体制

技術審査は国が主体として実施するものである。しかしながら、規格が持つ専門性と必要な手続の継続的な実施の面から、国、技術系の民間有識者で構成する、公平・中立的な組織が運営する会議体における審議を加えることが適切と考えられる。

4.4.3 審査手続き等

提案者は、整合規格案を国に提案し技術審査を受けるにあたり、4.2 項を踏まえた審査基準を満足することを示すため、以下の文書（例）を、国に提出する。

【技術審査を受けるために提出する文書（例)】
- Ⅰ．提案書
- Ⅱ．整合規格案
- Ⅲ．審査基準との整合性チェックリスト（別紙 1）
  （注：JIS の場合は別紙 1 を省略可能）
- Ⅳ．技術基準との整合確認書（別紙 2）

Ⅰ．提案書は、提案書本体を表し、以下の項目が規定されているものとする。

a. 提案日
b. 提案者の名称
c. 規格の番号及び名称
d. 廃止するべき旧整合規格の猶予期間

なお、「d. 廃止するべき旧整合規格の猶予期間」とは、整合規格が改正された場合、改正前の旧規格の扱いが不明になるおそれがあることから、提案者は、技術審査において整合規格案を国に提案する際に、廃止するべき旧整合規格の猶予期間（又は廃止予定）をあらかじめ示しておく必要があることを述べている。

Ⅲ．審査基準との整合性チェックリストは、4.2 項で示した審査基準の項目について、提案者が確認した結果を記載するものである。

Ⅳ．技術基準との整合確認書（別紙 2）は、別紙 1 の審査基準のうち、整合規格案の原案作成者が「(3)技術基準との整合性」を確認した結果について記載するものである。

4.5. 公的規格を整合規格として採用するプロセスの公表

国は、前項までの検討を踏まえ、「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について（平成 26 年 1 月 6 日)」(以下「通達」という。）を公表した。

この通達で示されている「審査手続き等（通達第 4 項)」、「整合規格の提案者の要件（通達別添 1)」及び「審査基準（通達別添 2)」は、それぞれ本書 4.4 項及び別紙 3、4.3 項、4.2 項と一致している。

5. 将来の技術基準に追加される４項目の明確化

性能規定（技術基準省令）の骨子（別紙４参照）では、将来の階層化において、ISO/IEC ガイド 51 や IEC ガイド 104 の要求に対して､不足する性能規定を追加することとしている（以下、追加される性能規定を「追加 4 項目」という）。

技術基準に反映される追加 4 項目については、整合規格において、要求事項を明確化する必要がある。明確化を検討するにあたっては、これらの追加 4 項目に該当する要求事項が､IEC ガイド 104 に従って作成された最新の国際規格にすでに取り入れていることから、整合規格となる JIS 等を最新の国際規格にあわせて改正することにより、整合させることとする。（IEC ガイド 104 の要求及び国際規格の動向を別紙５に示す。）

5.1. 電気用品から発せられる電磁波等による危害の防止

電気用品が発する電磁波、光、音響等によって、人体に危害を及ぼさないよう必要な処置を講じること。

① 電磁波

現在において､「電磁波」については、電子レンジ機能の漏えい電波のみ反映されているところ。一般的な家電製品からの電磁波に対する健康への影響は、ICNIRP（国際非電離放射防護委員会）が定めたガイドラインをもとに欧州が規制を開始した。

IEC 62233 は測定方法だけの規格であり、限度値については規定されていない。将来的には、国際的な動向を踏まえて検討していくこととする。

② 光

「光」については、以下の試験方法に関する国際規格及び JIS が整備されている又はされつつあり、これらを該当する製品の整合規格に引用することが必要となる。

－ レーザ：IEC 60825 シリーズ、JIS C 6802 シリーズ

－ 光源（LED など）：IEC 62471、JIS C 7550

その他にも、JIS C 9335-2-27「紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置の個別要求事項」などで、紫外線及び赤外線などに対する要求がある。

なお、技術基準省令の解釈別表第八（旧技術基準省令第１項基準）で規定される一般照明用として光源にLED を使用するものに係るちらつきを感じないものの規定については、性能規定の骨子の規定のうち、「一般要求事項」が該当するものである。

③ 音

「音」については、IT 機器と AV 機器の次期統合国際規格である IEC 62368-1 において特定のポータブルオーディオ製品に対する規定として、長時間暴露を想定した限度値等が規定化されている。

この IEC 62368-1 は、JIS 化も予定されており、将来的には、この JIS を整合規

格化していくことで対応できる。なお、ポータブルオーディオ以外の製品に対しては、対象製品と製品ごとの特性に合わせた限度値の策定を実施すれば応用可能と考えられる。

騒音については、JIS 製品規格の規定を踏まえて、個別に検討する。

5.2. 組み込みソフトウエアの安全性

制御にソフトウエアを用いている場合は、ソフトウエアによるハザードが発生しない設計であること。または、そのソフトウエア以外の別の手段によって安全機能を維持する設計であること。

IEC ガイド 104 では、IEC における機能安全の水平規格である IEC 61508（電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全）シリーズを引用している。基本的には、危険のレベルを踏まえて、この規格を適用していくことになる。

しかし、この規格は家電製品だけを考えて作られたものでないため、家電製品等にソフトウエアが安全機能として使用された場合には、IEC 60335-1（家電機器通則）では、家電機器用に IEC 61508 を基に専用にソフトウエアに対する評価方法（附属書 R）を定めている。このため、家電については、最新の IEC 60335-1 を引用することで整合させることができる。

IEC 60335-1 が適用されるいわゆる白物家電機器は、やむを得ず露出するリスクの高い危険源があるため、このような機能安全に関する要求事項を必要とする場合があるが、他の製品も、本質的安全又は機械的保護装置等による安全設計によらず、ソフトウエアによってリスクの高いハザードに対する安全を確保しようとする場合には、同様の対応が必要となる。

5.3. 電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限

電気用品は、ハザードの発生を防止するために、電気的、磁気的又は電磁的妨害により電気用品が危険状態にならないこと。また、他の機器に干渉してハザードを引き起こすことのないように、磁気及び電磁妨害の放射を制限するような設計であること。

電磁的妨害に対する耐性については、電気製品が危険な状態となる誤動作に対するイミュニティ試験で規定する。このため、危険な誤動作を起こしうる製品については、個別に特定し、整合規格を整備する必要がある。

IEC60335 シリーズ製品の危険な誤動作に対するイミュニティ試験は、IEC 60335-1 に規定されているので、その規格を適用することができると考えられる。

放射については、まず、電磁的妨害に対する耐性について整理していき、その整理の結果を踏まえて検討していくこととする。

5.4. 化学的及び生物学的ハザード

電気用品は、化学的、生物学的なハザードに対して所要の処置を講じること。

生物学的ハザードに関しては、最新の IEC 規格でも、試験方法などの要求事項はない。しかし、水を扱う製品（渦流浴槽機器、トイレ用機器、超音波加湿器など）については、取扱説明書に十分な清掃を行うことを記載することが要求されている。これらは、生物学的ハザードに対する対応と考えられる。このように機能上やむを得ず生物学的ハザードが発生する可能性がある場合は、個別の整合規格等において、それらの扱いに対する注意点（十分な清掃の仕方など）を取扱説明書等に記載することとする。

また、別途、生物学的ハザードに関する規定が他の法令があれば、それらに対応することで、技術基準を満たすものとする。

なお､現在､技術基準省令の解釈の電気ストーブで規定されている VOC に関する規定は、生物的ハザードではないが、化学的ハザードとして扱い、電気ストーブの整合規格にデビエーションで追加する必要がある。

6. スケジュールの検討

将来の技術基準階層化に向けたスケジュールは、追加 4 項目に対応した JIS 等の整備を踏まえて作成する予定である。

6.1. JIS 等への移行期間における技術基準省令の解釈改正要望の取扱

整合規格として発行される解釈通達の JIS 化が完了するまでの間、IEC 規格等の定期見直しなどにより、解釈改正に対して適切に対応する必要がある。

6.2. 日本規格協会がとりまとめた電安法関係 JIS 整備計画の考慮

日本規格協会(JSA)において、電安法関係の約 200 の JIS の整備計画をとりまとめている。部品関係については、平成 27 年度までに全ての電安法関係 JIS の公示がなされる（別紙 7-1 参照)。製品関係については、平成 25 年度に整備計画をとりまとめた（別紙 7-2 参照)。

当該計画を基に、整備が必要な整合規格を見積もり、将来の技術基準に反映される追加 4 項目を明確化する時期を検討する。

7. 整合規格の整備方法の例

7.1. JIS 等に対する対応

整合規格について、技術基準省令の解釈別表第十二（旧技術基準省令第 2 項基準）に採用されている JIS 等のままでは、追加 4 項目に対する性能規定を満たさない懸念があることから、追加 4 項目を踏まえて性能規定を満たすよう、改正していく必要がある。

7.2. 技術基準省令の解釈（旧技術基準省令第 1 項基準）に対する将来的な対応

技術基準省令の解釈(旧技術基準省令第 1 項基準)の内容を活用する必要がある場合は、性能規定化された技術基準省令に適合するよう JIS 等を制定するか、又は、技術基準省令の解釈(旧技術基準省令第 1 項基準)の内容を既存の JIS 等に取り入れておく必要がある。

7.3. 電気用品の大括り化による対応

別途、政省令・制度運用検討分科会で検討が行われている電気用品の大括り化により新たに電気用品に加わるものに対しては、必要な JIS 等を準備する必要がある。

8. 公的な規格を整合規格とする場合の課題について

8.1. 全体の課題及び対応

(1) 整合規格とするJIS等の範囲の明確化について

JIS 等の規格には、様々な種類があるが、採用可能な整合規格の範囲を電気用品安全法の対象範囲を含む「製品安全規格」、「部品規格」、「雑音の強さに関する基準」及び「国が必要と認める基準」とする。

この方針に基づき、現在の技術基準省令の解釈別表第十二（旧技術基準省令第2項基準）に採用されているJIS等を別紙6のように再整理する必要がある。

(2) JISと整合規格との差について

JIS は、整合規格とすることを目的に制定されたものではない。このため、JIS としては必要でも、整合規格としては不必要と考えられる規定が含まれていることがある（例えば、安全ではなく性能に関する規定など）。

これらについては、部分的にJISの規定を除いて、整合規格としていく必要がある。

(3) 引用規格の発行年の問題

整合規格として採用されるJISで引用される規格の発行年と整合規格のJISの発行年に差が生じることを考慮して、引用規格の発行年の記載の要否を検討する必要がある。

この問題については、別紙8に整理した。

(4) 旧技術基準省令を引用している場合の対応

現在、旧技術基準省令を引用しているJISがある。当面の間は、JISでは改正対応が困難であるため、省令と新解釈との項目を対比して読み替えることが必要である。

(5) 新設するJISの情報の入手方法

整合規格に対応するJISは、短期間に整備されるため、各JIS原案策定団体が作るJISで、整合規格となるJISを引用するためには、それらの制定・改正の正確な情報が必要になる。この課題については、6.2 の整備計画を充実させることで、ある程度の対応が可能である。

(6) 規格の混用の防止

技術基準省令の解釈別表第十二に国際整合規格と日本独自の規格がある場合（配線器具、電線など）の混用を防止するため、日本独自のJISの序文に、以下の記載例に沿った趣旨を記載する等の方法が必要である。

＜配線器具の規格を用いた記載例＞

この規格を適用する場合、適用する製品を適用範囲に含む他の規格と混用してはならない。

注記　混用できない国際整合規格の例は次のとおり。

JIS C8281 シリーズ（家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ）

JIS C8282 シリーズ（家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント）

JIS C8283 シリーズ（家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ）

JIS C8285（工業用プラグ、コンセント及びカプラ）

(7) IEC 規格が存在する JIS 廃止の影響

IEC 規格が存在するが、日本に JIS 原案策定団体がないために JIS が存続できずに廃止されると、IEC 規格に従って製造した海外品に対しては輸入障壁になってしまうおそれがある。

下表に、該当する JIS の例を記載する。

表 2　廃止されると影響が生じるおそれがある JIS の例

番号	JIS 番号	規格名	番号	JIS 番号	規格名
1	JIS C 9335-2-12	ウォームプレート及びこれに類する機器	13	JIS C 9335-2-50	業務用湯せん器
2	JIS C 9335-2-26	クロック	14	JIS C 9335-2-54	液体又は蒸気利用表面掃除機器
3	JIS C 9335-2-35	瞬間湯沸器	15	JIS C 9335-2-56	プロジェクタ及びこれに類する機器
4	JIS C 9335-2-36	業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部	16	JIS C 9335-2-58	業務用の電気式食器洗浄機
5	JIS C 9335-2-37	業務用フライヤ	17	JIS C 9335-2-64	業務用ちゅう(厨)房機器
6	JIS C 9335-2-38	業務用電気グリドル及びグリドルグリル	18	JIS C 9335-2-66	ウォータベッド用ヒータ
7	JIS C 9335-2-39	業務用多目的調理なべ	19	JIS C 9335-2-67	工業用及び業務用床処理並びに床磨き機
8	JIS C 9335-2-42	業務用コンベクション、蒸し器及びスチームコンベクションオーブン	20	JIS C 9335-2-71	動物ふ卵及び飼育用電熱機器
9	JIS C 9335-2-43	衣類乾燥機及びタオルレール	21	JIS C 9335-2-74	可搬形浸せきヒータ
10	JIS C 9335-2-45	可搬形加熱工具及びこれに類する機器	22	JIS C 9335-2-76	電気さく用電源装置
11	JIS C 9335-2-47	業務用電気煮炊きなべ	23	JIS C 9335-2-78	屋外用バーベキュー台
12	JIS C 9335-2-48	業務用グリル及びトースタ			

(8) IEC 規格がなく、民間団体がないため、整合規格が作成できないもの

大括り化に合わせて検討する。

例えば、これらは J60335-1 の適合確認を行い、J60335-1 だけでは技術基準省令に対して不足する場合はリスクアセスメント等を行って、技術基準への適合性を立証するべきと考えられる。

下表に、該当する電気用品を記載する。

表 3　整合規格が作成できない電気用品の例

番号	電気用品名	番号	電気用品名	番号	電気用品名	番号	電気用品名
1	水道凍結防止器	19	電気香炉	37	包装機械	55	電気スケーリングマシン
2	ガラス曇り防止器	20	電気温きゆう器	38	自動印画定着器	56	電気刃物研ぎ機
3	スチームバス用電熱器	21	ベルトコンベア	39	自動印画水洗機	57	電気噴水機
4	電気スチームバス	22	空気圧縮機	40	洗濯物仕上機械	58	電気噴霧機
5	観賞植物用ヒータ	23	電気ろくろ	41	洗濯物折畳み機械	59	検卵器
6	電熱式おもちや	24	電気捕虫機	42	おしぼり巻機	60	電気消毒器(殺菌灯)
7	その他の電気気泡発生器	25	電動脱穀機	43	おしぼり包装機	61	充電式携帯電灯
8	電動式おもちや	26	電動もみすり機	44	理髪いす	62	高周波ウエルダー
9	高周波脱毛器	27	電動わら打機	45	電気芳香拡散機	63	超音波ねずみ駆除機
10	電気座布団	28	電動縄ない機	46	電気楽器	64	超音波洗浄機
11	電気いすカバー	29	選卵機	47	電気オルゴール	65	電灯付家具
12	電気採暖いす	30	洗卵器	48	ベル	66	コンセント付家具
13	電気火ばち	31	園芸用電気耕土機	49	ブザー	67	その他の電気機械器具付家具
14	電気溶解器	32	昆布加工機	50	チャイム	68	電気ペンシル
15	電気焼成炉	33	するめ加工機	51	サイレン	69	漏電検知器
16	電気消毒器(電熱)	34	電気洗米機	52	電気みぞ切り機	70	防犯警報器
17	現像恒温器	35	野菜洗浄機	53	電気角のみ機	71	雑音防止機器
18	電気育苗器	36	ほうじ茶機	54	電気チューブクリーナー		

(9) IEC で追加 4 項目が追加される時期が平成 30 年以降になる規格

IEC で追加 4 項目の一部が追加される時期が平成 30 年以降になる規格がある。

現在判明しているのは、電動工具（イミュニティ、ソフトウエア)、照明器具（ソフトウエア）の 2 点である。

8.2. 個別の問題

(1) ヒューズ

ヒューズは、流通実態を踏まえて見直しを行う必要がある。

(2) 電球

包装容器の表示事例は、整合規格には不向きな規定であり、整合規格では表示事例を規定する附属書を除いて JIS を採用するなどの検討が必要である。

(3) おもちや

IEC 規格に整合すると、定格電圧が 24V 以下となるため、電気用品安全法対象外となる。電気用品安全法に合わせて、定格電圧を 100V 以上とすることは ISO/IEC ガイド 50（子供用機器のガイド）に抵触するため JIS は作成できない。

別紙１

審査基準との整合性
チェックリスト

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）

規格番号：　　規格名：

番号	審査基準	内容	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
1	規格の公共性	整合規格として審査の対象となる規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものではなく、その利用性について公共性を持つものであること。	□満足 □該当せず	
2	策定プロセスの公平性・公開性	整合規格案は、その策定プロセスにおいて、 ・偏りのない策定メンバー構成	□満足 □該当せず	
		・議事の公開	□満足 □該当せず	
		・公衆審査の実施	□満足 □該当せず	
		・策定手続の文書化及び公開など 公平、公開を重視したものであること。	□満足 □該当せず	
		また、規格作成体制は、次のような公共性の条件を付加する必要がある。 A)作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること	□満足 □該当せず	
		B)作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること。	□満足 □該当せず	
		C)議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること。	□満足 □該当せず	
		D)作成途中で出された意見が適切に処理されていること。	□満足 □該当せず	

審査基準との整合性チェックリスト（JIS 以外）

規格番号：　　規格名：

番号	審査基準	内容	満足	根拠（該当しない場合は、その理由）
3	技術基準との整合性	整合規格案は、技術基準で要求される性能との関係が明確になっていること。（※）技術基準で対応する要求のうち、不足がある場合は、不足している要求を明確にすること。	□満足 □該当せず	別紙 2 「技術基準との整合確認書」を参照
4	技術的事項の具体性	技術基準で要求される性能を達成するための必要な技術的事項については、具体的な手法、使用、方法が示されていること。	□満足 □該当せず	
5	技術的事項の妥当性	整合規格案に示される具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること。 整合規格に国際規格との差異がある場合は、その理由が妥当であること。	□満足 □該当せず	
6	優先される規格	電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則とし、ない場合又は合理的な理由がある場合は、民間規格の採用のための評価対象とする。	□満足 □該当せず	
7	作成言語について	規格は日本語で作成されていること。	□満足 □該当せず	
8	規格票の様式及び作成方法について	規格は JIS Z:8301:2008「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする。	□満足 □該当せず	

別紙 2

技術基準との整合確認書

技術基準との整合確認書

規格番号：　　規格名：

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	□該当 □非該当			
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	□該当 □非該当			
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	□該当 □非該当			
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	□該当 □非該当			
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	□該当 □非該当			
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 □非該当			
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	□該当 □非該当			
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	□該当 □非該当			
第七条 第2項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	□該当 □非該当			
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況	□該当			

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	□非該当			
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	□該当 □非該当			
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 □非該当			
第十一条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 □非該当			
第十一条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	□該当 □非該当			
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 □非該当			
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	□該当 □非該当			
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	□該当 □非該当			
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 □非該当			
第十五	始動、再始動及び停	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を	□該当			

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
条第2項	止による危害の防止	与えるおそれがないものとする。	□非該当			
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	□該当 □非該当			
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	□該当 □非該当			
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	□該当 □非該当			
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 □非該当			
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	□該当 □非該当			
第二十条第1項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある	□該当 □非該当			

技術基準との整合確認書

技術基準			該当	整合規格		補足（例：引用JISの根拠、技術基準に該当しない理由）
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		旨				
第二十条第2項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二　電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間 （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 □非該当			
第二十条第3項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三　電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間 （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 □非該当			
第二十条第4項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四　テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間 （ハ）　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 □非該当			

技術基準との整合確認書（参考事例 JIS C9335-1:20XX）案

規格番号：JIS C9335-1:20XX　　規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性ー第１部：通則

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条4	4　一般要求事項 機器は，通常使用時に起こりやすい不注意があっても，人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条22	22　構造 構造に関する規定全般。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条19	19　異常運転 機器は，異常運転又は不注意運転によって，火災の危険，及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を，できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条7	7　表示及び取扱説明 7.12　機器を安全に用いることができるように，機器には，取扱説明書を備えなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条18 19..11 19.12 22.16 24.1.4	18　耐久性（個別規格で規定） 19.11　電子回路の故障 19.12　ヒューズの特性 22.16　自動巻取り機構の耐久性 24.1.4　自動制御装置の耐久性	

技術基準との整合確認書（参考事例 JIS C9335-1:20XX）案

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				24.1.8 25.14 箇条28	24.1.8　温度ヒューズの規定 25.14　電源コードの折り曲げ耐久 28　ねじ及び接続 　故障することによってこの規格に適合しなくなるおそれがある締付け部，電気接続部及び接地導通を行う接続部は，通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	箇条1 箇条6 7.12 箇条15	1　適用範囲 　この規格では，住宅の中及び周囲で，機器に起因して人が遭遇する共通的な危険性を可能な限り取り扱う。ただし，この規格では，通常，次の状態については規定していない。 －　次のような人（子供を含む）が監視又は指示のない状態で機器を安全に用いることができない場合 ・肉体的，知覚的又は知的能力の低下している人 ・経験及び知識の欠如している人 －　子供が機器で遊ぶ場合 6　分類 6.1　感電保護クラス　（必要に応じて、個別規格で限定） 6.2　水に対する保護　（必要に応じて、個別規格で限定） 7.12　取扱説明 　取扱説明書には，次の要旨を記載しなければならない。 　この機器は，安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り，補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していな	

技術基準との整合確認書（参考事例 JIS C9335-1:20XX）案

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					い。 この機器で遊ぶことがないように，子供を監視することが望ましい。 15　耐湿性等	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 24 箇条 30	24　部品 部品は，合理的に適用できる限り，関連する JIS に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 30.1　耐熱性	
第七条 第1項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一　危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 13.3 16.3 22.5 箇条 23 箇条 27	8　充電部への近接に対する保護 13.3　運転中の耐電圧 16.3　耐湿後の耐電圧 22.5　コンデンサの残留電荷による感電危険の防止 23　内部配線 27　接地接続の手段	
第七条 第2項	感電に対する保護	二　接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	13.2 16.2	13.2　動作温度での漏えい電流 16.2　耐湿後の漏えい電流	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 14 箇条 15 箇条 26 箇条 29	11　温度上昇 14　過渡過電圧 15　耐湿性等 26　外部導体用端子 29　空間距離，沿面距離及び固体絶縁	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 17	11　温度上昇 17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護	

技術基準との整合確認書（参考事例 JIS C9335-1:20XX）案

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。		箇条 19 30.2	19　異常運転 30.2　耐火性	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11	11　温度上昇	
第十一条第 1 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 20 22.14	20　安定性及び機械的危険 22.14　機器には機器の機能上必要でない限り，通常使用時又は使用者による保守の際に危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があってはならない。	
第十一条第 2 項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 21 22.11	21　機械的強度 22.11　充電部，湿気又は運動部への接触に対する保護のための着脱できない部分は確実な取付け及び通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	19.13 22.22 22.23 22.41 箇条 31 箇条 32	19.13　異常試験の判定 試験中に，炎，溶融金属，危険な量の有毒性又は可燃性ガスが機器から漏れず，かつ，温度上昇は表 9 に規定する値を超えてはならない。 22.22　アスベスト使用の禁止 31　耐腐食性（必要により個別で規定） 22.23　ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油の使用禁止 22.41　ランプを除き、水銀を含む部品の禁止	

技術基準との整合確認書（参考事例 JIS C9335-1:20XX）案

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	■該当 □非該当	箇条32	32　放射線，毒性その他これに類する危険性（個別で規定）	
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	■該当 □非該当	19.7 22.49～22.51 30.2.3	19.7　モータ拘束試験 人がついていない機器は、定常状態まで試験を実施する。 22.49～22.51　遠隔操作に対する規定 30.2.3　人の注意が行き届かない機器の耐火性試験	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条9	9　モータ駆動機器の始動（個別で規定）	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	20.2 22.10	20.2　機器的危険 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に，それが危険を引き起こす引き金となってはならない。 22.10　非自己復帰形制御装置の復帰ボタンは偶発的な復帰が危険を招く場合，それが起こりにくい位置に取り付け得るか又は保護する。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	■該当 □非該当	箇条4	4　一般要求事項 機器は，通常使用時に起こりやすい不注意があっても，人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	原則として機器の停止状態を安全状態としているが、一般原則に基づき不意の停止が危険となる場合は、個別で規定される。

技術基準との整合確認書（参考事例 JIS C9335-1:20XX）案

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	■該当 □非該当	箇条 10 箇条 17 19.12 箇条 25	10　入力及び電流 17　変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19.12　ヒューズの特性 25　電源接続及び外部可とうコード	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 □非該当	19.11.4	19.11.4　イミュニティ試験	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない	家電機器に対する雑音の強さは、J55014 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	■該当 □非該当	箇条 7 7.14	7　表示 7.14　表示の消えにくさ	
第二十条第 1 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一　扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ）　製造年 （ロ）　設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十	□該当 ■非該当	―	この規格では規定しない	長期使用製品安全表示制度については、省令で明確に規定されているため、整合規格は不要。

技術基準との整合確認書（参考事例 JIS C9335-1:20XX）案

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		八年法律第三十一号）第三十二条の三 第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。） （ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				
第二十条第 2 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	二 電気冷房機（産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ） 製造年 （ロ） 設計上の標準使用期間 （ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	同上	同上
第二十条第 3 項	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ） 製造年 （ロ） 設計上の標準使用期間 （ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨	□該当 ■非該当	－	同上	同上
第二十条第 4	表示等（長期使用製品安全表示制度による	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、	□該当 ■非該当	－	同上	同上

技術基準との整合確認書（参考事例 JIS C9335-1:20XX）案

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
項	表示）	容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 （イ） 製造年 （ロ） 設計上の標準使用期間 （ハ） 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨				

別紙 3

整合規格の提案者の要件

（通達「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化について」別添 1）

整合規格の提案者の要件

１．適用範囲

この要件は、電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「技術基準」という。）の要求性能を満足するとされた仕様規定（以下「整合規格案」という。）を国に提案する者（以下「提案者」という。）に適用する。

２．目的

本要用件は、国が、提案者から整合規格案を提案されたとき、提案者の公平性、客観性及び透明性並びに管理能力に問題がないことを確認する場合に用いる。

国は、提案者が本要件を満たしていることを確認することにより、提案された整合規格案が、公平性、客観性及び透明性並びに管理能力を確保したプロセスにより作成されたものであると確認することができる。

３．要件

（１）一般

提案者が整合規格案の作成を行うための方針及び手順は、差別的であってはならない。

（２）組織

① 提案者が行う整合規格案を提案するための活動は、提案者が行う他の活動と区別する方針と手順をもたなければならない。
② 提案者の組織は、その運営のため、公式な規則並びに組織運営機構をもたなければならない。
③ 提案者の組織は、適切な利害関係者を含めなければならない。利害関係分野は、規格の内容によって異なるので、利害関係分野を明確にし、その内容について、開示請求があれば開示しなければならない。
④ 提案者は、整合規格案の審議の内容について、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のいずれか、又は複数の方法により、公開しなければならない。
⑤ 提案者は、④にかかわらず、整合規格案の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

（３）規格提案プロセス

① 提案者は、利害関係者の規格提案プロセスへの参加を認めなければならない。
② 提案者は、規格提案プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
③ 提案者は、規格提案プロセスでの議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。

④ 提案者は、作為又は不作為に関する規格提案プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。
⑤ 提案者は、規格提案プロセスについての運営、議決方法及び適切な手順を文書で定めなければならない。
⑥ 提案者は、提案を行う整合規格案の技術基準に対する整合性を確認するとともに、規格提案プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを確認しなければならない。
⑦ 提案者は、整合規格案の規格提案活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に提案活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

別紙 4

性能規定の骨子

技術基準性能規定の骨子について

資料 7-4「技術基準の性能規定化及び階層化の検討状況について(電気用品の安全に関する技術基準等に係る調査検討会、平成 24 年 2 月 24 日)からの抜粋

1. はじめに

アクションプラン「5.性能要求の考え方」に基づき、技術基準体系の性能規定化及び階層化の検討を行ってきたところ。

技術基準省令を電気用品の安全性確保の観点から国際整合した性能規定化し、その具体的な方法(整合規格)を JIS 等公的な規格・基準を活用する機動的な仕組み(ニューアプローチ)に移行することを最終目標とする。

一方、現在の技術基準省令は、同解釈と一体となって、①目的、②機能的要求、③要求水準、④検証方法、⑤みなし規定のすべてが規定されている。こうした現行の平面的な技術基準体系を性能規定化、階層化していくためには、電安法関係者が混乱せず、円滑に制度移行していく仕組みが必要である。

このため、当初は現行安全規制内容を変更せずに、技術基準省令は性能規定化したものに改正するとともに、JIS 等公的な整合規格の整備に相当程度時間を要することなどから、整合規格は、現在の技術基準省令及び同解釈の一部を基本とした「技術基準の解釈」で対応することとした。

本文は、技術基準省令で規定される技術的要件の骨子の検討結果を示すものである。

骨子のうち、下線部分は、ニューアプローチにおいて検討されるものであり、当初の技術基準には規定しないものである。

当初の技術基準体系の階層化は、平成 24 年度に本骨子に記載される技術的要件を踏まえて、技術基準省令(一次文書)を改正することとしている。

その際、整合規格(二次文書)は、現在の技術基準省令及び同解釈の一部を基本とした「技術基準の解釈」を策定することとしている。

2. 定義

ここに定義した用語は、この骨子で使用している重要な用語の意味を説明しているものであり、技術基準省令には、必ずしも定義されるわけではない。

2.1. 危害

「危害」とは、電気用品安全法第一条目的に規定される危険及び障害をいう。

ISO/IEC ガイド 51 に従った「危害」ではなく、電気用品安全法第一条(目的)に合わせて定義した。当初の技術基準体系においては、「危険及び障害」は、現行の省令第 1 項と同じ範囲(感電、火災、傷害及び電波障害など)となる。

なお、将来の技術基準体系においては、基本計画のとおり、「4 一般要求事項」に基づく「危険及び障害」となる。

2.2. 通常状態

「通常状態」とは、「保護手段も含め、電気用品が正常な状態」をいう。

2.3. 語尾に関するもの

この性能規定の骨子の語尾は、最低要求レベルを意味するものとして次のように整理した。なお、危険性が高いハザードに対しては、複数の対策を講じることが必要となることもある。

ISO/IEC ガイド 51 では、製品等の使用により発生するハザードによって引き起こすリスクが許容できない場合、設計者はリスクの低減を図るが、その優先順位は、①「本質安全設計」、②「保護装置」、③「使用者に対する情報」であるとされている。

これは一般に 3 ステップメソッドとよばれている。本項で表す語尾は、この 3 ステップメソッドの優先順位の考え方を基に規定しているものである。

2.3.1 (もの)であること

語尾が「・・・(もの)であること」とは、電気用品の設計者に対して、原則として本質安全設計によって当該規定を満たすことを要求するものである。

「本質安全設計」とは、安全を設計の段階から配慮することであり、最も本質的な安全

の確保の方法である。それには、大きく二つの考え方がある。

(1) 危険源が存在しないようにする、又は危険源が存在してもそれによる危害の度合が小さくなるようにすること。

(2) 危険源と人間とができるだけ接触しないようにすること。

2.3.2 構造であること

語尾が「・・・構造であること」とは、電気用品の設計者に対して、電気用品の持つ危害の程度と危害の発生確率に応じて、本質安全設計、保護装置の全部又は一方を施すことによって、当該規定を満たすことを要求するものである。

「保護装置」とは、本質安全設計によって合理的に除去できない危険源、又は十分に低減できないリスクから人を保護するための保護方策で「使用上の情報」によらないものをいう。(JIS B 9700-1:2004 3.20 を参考)

例：過電流による危害を防止するための電流ヒューズ。機械的危険源からの接触を防ぐためのガード。

2.3.3 処置を講じること

語尾が「・・・処置を講じること」とは、電気用品の設計者に対して、電気用品の持つ危害の程度と危害の発生確率に応じて、本質安全設計、保護装置、安全上の情報(本体表示、取扱説明書での使用上の情報)及び残留リスクに対する注意(警告)表示のひとつ以上を施すことによって、当該規定を満たすことを要求するものである。

「安全上の情報」とは、使用者に情報を伝えるための伝達手段(例えば、文章、語句、標識、信号、図形)を個別に、又は組み合わせて使用する保護方策(リスクを低減するための手段)をいう。(JIS B 9700-1:2004 3.21 を参考)

2.3.4 その他(「すること」、「設計であること」など)

語尾が、上記 2.3.1～2.3.3 以外の場合は、電気用品の持つ危害の程度と危害の発生確率に応じて、適切な対応を要求するものである。

3. 電気用品に適用する規格基準及び適合性評価

製造者又は輸入事業者は、性能要求を満たすこと、すなわち、安全機能の重要度を考慮し、自らが根拠を明確にした上で適切と判断する規格及び/又は基準を選択して、適合性評価手続きを行うこと。

本項は、電気用品安全法には同 8 条に基づく事業者による基準適合義務があることを踏まえ規定するものである。また、技術基準が性能規定化されることによって、技術基準を満足するための整合規格の選択の自由度が高まることを受け、どの整合規格(二次文書)を使用したのかを明らかにしておく必要があるため、その旨を規定する必要がある。

ここでいう「安全機能の重要度」は、ISO/IEC ガイド 51 における「リスク」を意図している。

4. 一般要求事項

電気用品は、電気用品の意図する使用のみならず、通常起こりうる不注意(合理的予見可能な誤使用)であっても、人、周囲に危害をもたらさないこと。かつ、形状が正しく、組立てが良好で、動作が円滑であること。 また、誤操作を防止するための適切な処置を講じた設計であること。

本項は、性能規定の安全原則を規定しているものであり、IEC ガイド 104:2010 附属書 A.3「総合安全」に対応するものである。

なお、全体的に使用している用語で以下のものは、JIS Z 8051:2004 又は IEC ガイド 104:2010 で定義されている用語をそのまま使用している。

「リスク」とは、「危害の発生確率及びその危害の程度の組合せ」をいう。

「ハザード」とは、「危害の潜在的な源」をいう。

「意図される使用」とは、「供給者が提供する情報に基づいた製品、プロセス又はサービスの使用」をいう。

「合理的予見可能な誤使用」とは、「供給者が意図しない方法であるが、人間の挙動から生じる容易に予測しうる製品、プロセス又はサービスの使用」をいう。

本項の考え方を整理したものを表 1 に示す。

表 1　規定で考慮すべき使用

使用	規定で考慮すべき事項
意図する使用	○
合理的に予見可能な誤使用	○
合理的に予見不可能な誤使用	×

○：一次文書で規定
×：規定なし

4.1. ハザードを考慮した性能規定

本項では、電気用品によるハザードにより、感電、火災及び傷害等のおそれがないことを規定する。

4.1.1 電気的ハザード

(1) 感電に対する保護

使用場所及び電圧に応じて、感電のおそれがないこと。

上記、要件を満たすには、次のことを考慮する必要がある。

〇直接接触保護

危険な充電部への接触を防ぎ、さらに必要な場合、接近に対しても適切に保護すること。

〇間接接触保護

使用場所及び電圧に応じて、人が触れることができる部分は、絶縁破壊を含む単一故障状態により危険な充電部にならない設計であること。

〇接触電流に対する保護

人が触れることができる部分の接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されること。

〇IEC ガイド 104:2010 附属書 A.4「電気的危険に対する保護」に対応するものである。

性能規定を満たすために、次のような手段が考えられる。

(1) 危険な充電部は、人が触れることができない構造であること。さらに、高圧の危険な充電部を有するものは、危険区域への接近を保護する構造及び/又は手段を有し、かつ、適切な箇所に接近に対する警告表示を行うこと。

(2) 電源から遮断した後、人が触れることができる残留電圧部は適切な時間内に安全な電圧レベルまで放電されること。

(2) 絶縁に対する保全

絶縁は、機器の通常使用中に受ける恐れがある電気的、熱的、機械的、化学的及び物理的ストレスを考慮した方法で保たれるものであること。

4.1.2 火災ハザード

電気用品は、発火、延焼のリスクを低減する処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.6「炎」に対応するものである。

例えば、電気ストーブの場合、適切な安全設計を行うとともに、設計で想定している離隔距離などの使用環境に関する警告表示を行う必要がある。

4.1.3 火傷ハザード

電気用品から発生する熱によって、人体に危害を及ぼさないよう必要な処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.7「温度」に対応するものである。

「人体に危害を及ぼす」には、火傷及び低温火傷、凍傷が含まれる。

人体に接触して使用される機器とそうではない機器では処置が異なる。

4.1.4 機械的ハザード

電気用品は、電気用品自体の機械的なハザード及び電気用品の外部からの作用によって生じるハザードに対して所要の処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.5「機械的危険に対する保護」、A.6.2「爆発」、A.6.14「爆縮」に対応するものである。

IEC ガイド 104:2010 によると特に考慮すべき機械的ハザードとして次を例示している。

- 不安定性
- 動作中の破壊
- 落下物又は放出物
- 不適切な表面、端、又は角
- 可動部、特に回転速度が変動する部分
- 振動
- 誤った部品の取付け

4.1.5 化学的及び生物学的ハザード

電気用品は、化学的、生物学的なハザードに対して所要の処置を講じること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.9「生物学的及び化学的影響」、A.6.10「放射、生成、及び/又は危険な物質の使用(例えば、ガス、液体、塵埃、噴霧、蒸気)」、A.6.15「衛生状

態」に対応するものである。

IEC ガイド 104:2010 によると特に考慮すべき化学的及び生物学的ハザードとして次を例示している。

- 病原体、腐敗、微生物又は毒素などの微生物学的要因；たとえば、バクテリア、胞子、ウィルス、イースト、カビなどの侵入又は保有
- 清掃用及び消毒用物質を含む科学的要因；たとえば、潤滑油及び清掃用液剤など
- 原材料、機器又はその他に起因する異物；たとえば、アレルゲン、ペット、金属、機器の構成に使用する材料など

4.1.6 電気用品から発せられる電磁波等による危害の防止

電気用品が発する電磁波、光、音響等によって、人体に危害を及ぼさないよう必要な処置を講じること。

当初は、電子レンジ機能の漏えい電波のみがこの要求事項の対象となる。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.3「電界、磁界、電磁界、その他のイオン放射又は非イオン放射から生じる危険」、A.6.5「光学放射」、A.6.8「音声雑音」に対応するものである。

「電磁波」については、電気用品では電子レンジの漏れ電波を想定したが、性能規定化分科会において、IEC ガイド 104 では、もっと広い「電磁波による健康への影響」も含まれているという意見があり、要検討項目とした。

「光」については、光学的出力を想定。目、皮膚に対する危険。レーザ、紫外線等を含む。

4.2. 安全機能

電気用品は、次の安全機能を有する設計であること。 (1)安全機能は必要な信頼性を有すること。 (2)危険状態の発生を防止する手段又は発生しても拡大しない保護手段を有すること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.3「総合安全」に対応するものである。

安全を確保する手段を意図しており、次のような機能を期待している。

(1) 異常状態の発生を極力防止する。

(2) 異常状態が発生してもその異常状態が拡大し事故にまで発展することを防止する。

なお、電線管のようにそれ自体の安全ではなく、他の電気用品(電線)の安全を確保する安全機能については、個別要求事項として検討する必要があるとの意見があった。

4.3. 使用者、使用場所及び使用方法を考慮した安全設計

電気用品は、使用者の特性及び使用場所、さらに必要に応じた無監視状態での運転を考慮し、危害の発生を防止する設計であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.11「人がついていない状態での運転」、A.6.15「衛生状態」、A.6.16「人間工学」に対応するものである。

ここで「使用者」は、機器の使用目的に応じて、専門家、一般成人、子供、高齢者、障害者などが想定される。

4.4. 供用期間中における安全機能の維持

想定される供用期間中、安全機能が維持される設計であること。

当初は、スイッチの耐久性試験、コードの折り曲げ試験などの耐久性試験がこの性能規定の二次文書に相当する。また、長期使用製品安全表示制度に指定された電気用品は、設計上の標準使用期間がこれに該当する。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.7.4「システム故障」、ISO/IEC ガイド 51:1999 7.3「準備期間」に対応するものである。

この期間は「設計上意図した期間」であり、時間・頻度の程度を考慮したものである。

4.5. 組み込みソフトウエアの安全性

制御にソフトウエアを用いている場合は、ソフトウエアによるハザードが発生しない設計であること。または、そのソフトウエア以外の別の手段によって安全機能を維持する設計であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.7.2c「機器の設計：一度に一つの論理的エラーが危険を引き起こさない」に対応するものである。

ソフトウエアによるハザードとは以下が想定される。

(1) ソフトウエアが設計者の意図しない動きをしてハザードとなった。

(2) 設計者の意図どおり動作したが、それがハザードとなった。

(3) ソフトウエアが想定外の事態で機器が暴走・フリーズしてハザードとなった。

4.6. 電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限

電気用品は、ハザードの発生を防止するために、電気的、磁気的又は電磁的妨害により電気用品が危険状態にならないこと。また、他の機器に干渉してハザードを引き起こすことのないように、磁気及び電磁妨害の放射を制限するような設計であること。

当初は、遠隔操作機構を有するもののみに適用される。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.4「電気、磁気又は電磁妨害」、A.7.2a「機器の設計：製品 EMC 又は一般的な EMC 規格に関連して検討される電気、磁気、電磁妨害を含む予期される環境での通常使用に耐える」に対応するものである。

4.7. 保護協調及び組み合わせ

電気用品は、他との保護協調及び組み合わせを考慮した設計であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.13「機器の組み合わせ」に対応するものである。

電気用品は、それが接続される配電系統に応じて適切な設計をすることを意図した。

保護器の役割は、電気用品の故障が発生した際、故障を検出し、すみやかに故障区間を切り離して故障の拡大を防ぐ。

故障による異常を保護器が検出、処理する過程において、

① 健全回路への電源供給を継続する為、健全回路の保護器が誤って動作しないよう、保護機能が相互に協調をとること、

② 故障回路の保護の為、回路の構成機器、および配線などが損傷しないように、保護器の保護特性(感度、時間)を選定すること

を保護協調という。

交流用電気機械器具(技術基準省令一項別表第八)においては、次のような関係事例がある。

(1) 電源電線の最小断面積

ノートパソコンなどの AC アダプターの入力側の定格電流は、出力電流よりも小さいが、出力側の方が細い電線を使用している。これは、出力側電線の短絡は AC アダプターの設計により保護されるため細くすることが可能であるが、入力側電線の短絡は配線系統のブレーカで保護することになり、0.75㎟よりも細くするとブレーカが動作する前に電線が燃える可能性が高いためである。

(2) 電流ヒューズの選定

使用するヒューズは、通常状態では動作せず、異常状態では配電系統のブレーカが動作する前に確実に動作するものを選択する必要がある。また、ヒューズの定格短絡遮断

電流は、機器が使用される配電系統の短絡電流よりも大きな容量を有しているものを選択する必要がある。

(3) 絶縁保護協調

機器の感電を保護するために確保するべき絶縁は、配電系統の対地電圧を考慮する。例えば、一般的に欧州の場合、三相電源はスター結線であり対地電圧は、機器の定格電圧の1/√3となるが、日本では、デルタ結線のため対地電圧は、機器の定格電圧に等しい。機器は、絶縁協調をとるために、このように接続される配電系統の対地電圧などを考慮して、絶縁距離を確保し、また、漏洩電流などを制限しなくてはならない。

4.8. 雑音の強さ

通常状態において、電気用品から発生する雑音の強さは、放送受信及び電気通信の障害にならないこと。

本項は、電波障害だけを意図する文章にすることにした。

4.9. 部品及び材料

電気用品に使用する部品及び材料は、電気用品の仕様に応じた適切な部品及び材料であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.7「温度」に対応するものである。

4.10. 始動、再始動、停止

電気用品は、不意な始動、再始動及び停止により危害を及ぼさない構造であること。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.6.12「電源への接続及び電源の中断」、A.7.3「危険に関する種類」に対応するものである。

5. 表示等

5.1. 一般

使用上の注意(家庭用品品質表示法によるものを除く)及び安全上必要な情報を、本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。なお、本体に表示することが困難なものにあっては、包装容器の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合又は添付文書に記載する場合は、これを省略することができる。

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.8「情報の要求事項」に対応するものである。
IEC ガイド 104:2010 附属書 A.8 では、表示について、以下のとおり規定されている。

A.8　情報の要求事項

(a) 製造業者若しくは供給者の名前、又はブランド名若しくは商標を、電気機器に、それが不可能な場合はその包装に、はっきりと印刷しなければならない。適用できる場合、製造日及び製造場所の識別も表示しなければならない。

(b) 機器とともに提供する取扱説明書には、安全な設置(組立)、保守、清掃、運転及び保管に関する情報も含まなければならない。

(c) 全ての手段を採用しても残る危険、又は明らかではない潜在的危険の場合、適切な警告を提供しなければならない。

(d) 必須の特性、機器の安全な使用を確実にするための認識及び遵守、及び、意図する適用及び合理的に予期できる適用性を機器に、読みやすく消えないように表示、それが不可能な場合、添付使用取扱説明書に記載しなければならない。

(e) 機器の安全仕様に必須の表示または使用取扱説明書のいずれかにより提供される情報は、意図する使用者に容易に理解できるものでなければならない。

5.2. 長期使用製品安全表示制度による表示

長期使用製品安全表示制度の対象製品については、次の表示を行うこと。その表示は容易に理解しやすく、見えやすく、消えにくいこと。

(1)　製造年
(2)　設計上の標準使用期間
(3)　設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故

に至るおそれがある旨

IEC ガイド 104:2010 附属書 A.8a「製造業者若しくは供給者の名前、又はブランド名若しくは商標を、電気機器に、それが不可能な場合はその包装に、はっきりと印刷しなければならない。適用できる場合、製造日及び製造場所の識別も表示しなければならない。」に対応するものである。

省令としては、残すことになる項目。個別規定として、現状の五品目のみに適用する意図であるが、電気用品名が将来的にどのようになるのか不明なので、上記のように表現してある。また、将来的に対象品の拡大も考えられるが、この性能規定をもって拡大するという意図はない。

別添　感電に対する保護クラスに関する説明

感電保護等級　構造の例	プラグ形状の例	定　義	単一故障状態
【クラス０機器】 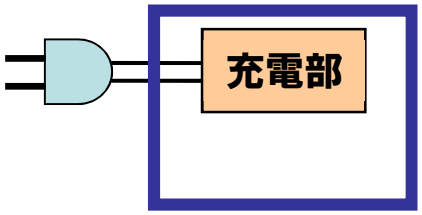		感電に対する保護を基礎絶縁（一つの絶縁）だけに依存している機器。このことは，基礎絶縁が破損した場合に，可触導電部となる部分を設備の固定配線の保護接地線に接続する方法がなく，感電に対する保障が周辺条件に依存しているということを意味する。 【説明】 接地する機構を持たない機器で、かつ、基礎絶縁が破壊したときのための追加保護（付加絶縁）を持たない機器。	絶縁故障があったときに、機器に触れている人を通して大地に電流が流れるため、単一故障により感電する可能性がある。
【クラス０I 機器】 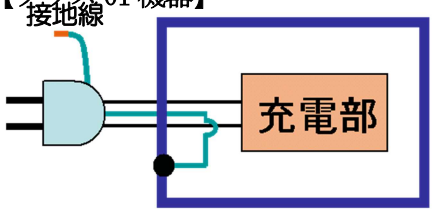		少なくとも全体に基礎絶縁を使用しており、かつ、接地用端子を有しているが、接地用導体のない電源コード又は接地極を有しない差込プラグを使用している機器。 【説明】 使用者が意識的に接地する機器。冷蔵庫、電子レンジ又は洗濯機などのようにプラグに接地線を持たずに（クラス０機器と同じプラグを用いて）機器本体に接地端子又は接地用口出し線をもつものもある。	使用者が接地しないとクラス ０ 機器と同様に単一故障で感電する可能性がある。
【クラスⅠ機器】 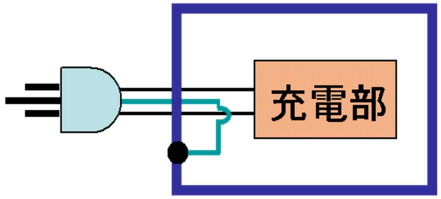		感電に対する保護を基礎絶縁に依存していると同時に、基礎絶縁が破損した場合に、可触導電部を設備の保護用接地導体に接続することにより、追加の安全措置を講じている機器。 【説明】 使用者が意識せずとも接地できる機器。単一故障が生じてもプラグを持たない固定形機器（埋込形 IH クッキングヒータなど）のように設置業者が設置する機器も含まれる。	単一故障状態になっても漏洩電流がプラグの接地極を通じて流れるため、機器に触れても感電しない。
【クラスⅡ機器】 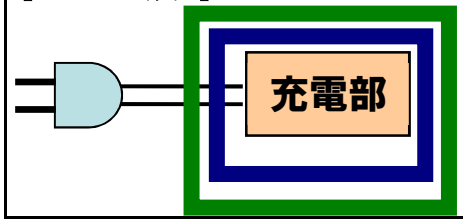		感電に対する保護を基礎絶縁に依存していると同時に、二重絶縁又は強化絶縁のような追加安全措置が講じられている機器。 【説明】 接地する機構を持たないが、基礎絶縁が破壊したときのための追加保護（付加絶縁）を持つ機器。クラスⅡ機器には の表示がある。	単一故障状態になっても付加絶縁で保護されるため、感電しない。

別紙５

将来の技術基準で追加する項目の概要について

将来の技術基準で追加する項目の概要について

今後、将来の技術基準に追加される 4 項目（以下「追加 4 項目」という。）については、具現化する必要がある。

具現化を検討するにあたっては、これらの追加 4 項目に該当する要求事項が、IEC ガイド 104 に従って作成された最新の国際規格にすでに取り入れていることから、整合規格となる JIS 等を最新の国際規格にあわせて改正することにより対応が可能になると考える。

以下に、追加 4 項目の骨子に対応する IEC ガイド 104 の規定及び関連する国際規格の状況をまとめたものを示す。

① 電気用品から発せられる電磁波等による危害の防止

電気用品が発する電磁波、光、音響等によって、人体に危害を及ぼさないよう必要な処置を講じること。

＜IEC ガイド 104:2010＞ 附属書 A.6.3

「電界、磁界、電磁界、その他のイオン放射又は非イオン放射から生じる危険」

機器は、機器により発生する電界、磁界、電磁界及びその他の非イオン放射が機器の保護及び安全なレベルでの動作に必要な程度に制限されるように設計及び製造されなければならない。

機器は、イオン放射の放出がその動作に必要な程度に制限され、かつ、人への曝露の影響がない、又は危険ではない水準に減衰されるように設計及び製造されなければならない。

＜国際規格の状況＞

「電磁波」については、電子レンジ機能の漏えい電波に対する基準が古くから規定されている。最近では、一般的な家電製品からの電磁波が人の健康への影響がないとするレベルを ICNIRP(国際非電離放射防護委員会)がガイドラインとして定めた。また、電気機器の電磁界測定方法に関する IEC 規格も発行され、欧州では既に規制が開始されている。IEC62233 では「人のばく露に関する家庭用及び類似用途の電気機器の電磁場の測定方法」に ICNIRP ガイドラインを採用している。

【関連規格等】

IEC 60335-2-25(家庭用電子レンジ)、IEC 60335-2-90(業務用電子レンジ)

ICNIRP「時間変化する電界および磁界へのばく露制限に関するガイドライン」

IEC62233(人のばく露に関する家庭用及び類似用途の電気機器の電磁界測定方法)

＜IEC ガイド 104:2010＞　附属書 A.6.5

「光学放射」

機器は、危険な光放射(LED、レーザ、赤外線及び紫外線放射等)に曝されることを防止するように設計及び製造されなければならない。

＜国際規格の対応＞

「光」については、古くからレーザの試験方法である IEC 60825 が制定されており、既に JIS 化されている。また、最近では、LED 照明の目に対する影響を確認するための試験方法として、IEC 62471 が制定され、これも JIS 化された。

【関連規格等】

IEC 60825-1、JIS C 6802（レーザ製品の安全基準）

IEC 62471、JIS C 7550（ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性）

＜IEC ガイド 104:2010＞　附属書 A.6.8

「音声雑音」(Acoustic noise)

機器は、雑音が可能な限り許容できるレベルに制限されるように設計及び製造されなければならない。生じたレベルが許容できない場合、製造業者の取扱説明書には、外部の雑音減衰手段(バッフル又はフード)の使用、又は、人を保護する装置の使用を明記しなければならない。

＜国際規格の状況＞

「音」の許容できるレベルについては、マルチメディア機器の新しい規格である IEC 62368-1 において「音響エネルギー源に対する保護要求 (Protection against acoustic energy sources)」が規定化されている。この IEC 62368-1 は、今後において JIS 化も予定されている。

【関連規格等】

IEC 62368-1(オーディオ/ビデオ、情報及び通信技術機器－安全要求事項)

② 組み込みソフトウエアの安全性

制御にソフトウエアを用いている場合は、ソフトウエアによるハザードが発生しない設計であること。または、そのソフトウエア以外の別の手段によって安全機能を維持する設計であること。

＜IEC ガイド 104:2010＞ 附属書 A.7

機能安全及び信頼性 A.7.1「一般」

IEC 61508 の適用範囲内の適用のために、IEC 61508 の 5.2.5 の要求事項に従わなければならない。

＜国際規格の状況＞

機能安全の規格としては、IEC ガイド 104 で引用している IEC 61508(電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全)が代表的なものとなっている。

しかし、この規格は、家電製品等に組み込まれたソフトウエアが安全機能として使用された場合に、IEC 61508 をそのまま適用することは困難であるため、IEC 60335-1(家電機器通則)では、家電機器用に IEC 61508 をアレンジして現実的に適用できる基準(以下、「附属書 R」という。)を規定化した。

IEC 60335-1 では、原則として、ソフトウエアには最終安全を頼らず、機械的な保護装置(ヒューズなど)を設けることが要求されるが、機能上やむを得ずソフトウエアに頼るケースが生じた場合には、附属書 R により評価することとしている。

【関連規格等】

IEC 61508(電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全)

IEC 60335-1(家電機器の安全性：通則)

③　電磁的妨害に対する耐性及び放射の制限

電気用品は、ハザードの発生を防止するために、電気的、磁気的又は電磁的妨害により電気用品が危険状態にならないこと。また、他の機器に干渉してハザードを引き起こすことのないように、磁気及び電磁妨害の放射を制限するような設計であること。

＜IEC ガイド 104:2010＞　附属書 A.6.4

「電気、磁気又は電磁妨害」

機器は、いかなる危険の発生するのを防止するために、電気、磁気及び電磁妨害に対する十分なイミュニティをもつように、設計及び製造されなければならない。機器はまた、危険を引き起こすおそれのある、他の機器に干渉しないように、磁気及び電磁妨害の放射を制限するよう設計されなければならない。

＜国際規格の状況＞

最新の IEC 60335-1 では、次の状態において電気、磁気及び電磁妨害に対する十分なイミュニティがないために、危険な状態になることを禁止している。

①　停止状態から不意に動き出すことが危険となる機器の停止状態

②　安全機能として用いられる保護装置が動作した状態

これらが、電子スイッチ又は電子保護装置等による停止状態の場合(電子的に停止している状態)は、電子スイッチ又は電子保護装置に対する信頼性確認の一つとして、十分なイミュニティが必要となる。

放射については、まず、電磁的妨害に対する耐性について整理していき、その整理の結果を踏まえて検討していくこととする。

【関連規格等】

IEC 60335-1(家電機器の安全性：通則)

IEC 61000 シリーズ(電磁両立性の試験方法)

④　化学的及び生物学的ハザード

電気用品は、化学的、生物学的なハザードに対して所要の処置を講じること。

＜IEC ガイド 104:2010＞　附属書 A.6.9

「生物学的及び化学的影響」

危険は次により発生し、それより発生する危険を防ぐ手段を明記なければならない。

－　病原体、腐敗、微生物又は毒素などの微生物学的要因；たとえば、バクテリア、胞子、ウィルス、イースト、カビなどの侵入又は保有

－　清掃用及び消毒用物質を含む科学的要因；たとえば、潤滑油及び清掃用液剤など

－　原材料、機器又はその他に起因する異物；たとえば、アレルゲン、ペット、金属、VOC（揮発性有機化合物）、機器の構成に使用する材料など

＜国際規格の状況＞

IEC ガイド 104 にあるような危険源は、一般的な電気製品には使用されていないことから、特別な試験により判定するような要求事項はない。

しかし、例えば、お風呂で使う機器及びトイレで使う機器などの規格においては、取扱説明書に清掃又は洗浄の方法などの詳細を記すことが要求されている。本質安全又は機能安全といった対応が難しい危険源であるため、このような取扱説明書に菌を増やさないための方法を記載することで対応している。

【関連規格等】

IEC 60335-2-60(浴槽用機器)

IEC 60335-2-84(トイレ用機器)

ISO/IEC 28360（情報技術－オフィス機器－電子機器からの化学物質排出率の測定）

別紙 6

整合規格とする JIS 等の範囲の明確化について

整合規格とするJIS等の範囲の明確化について

別表第十二の表	種類の記号	現在、解釈別表第十二に採用されている規格の種類	整理後
表１ 電気安全に関する基準	Ａ	現在の電安法の対象電気用品を含む製品安全規格	今後も採用対象とする規格
	Ｂ	電安法の対象電気用品を含む部品規格	今後も採用対象とする規格
	Ｃ	電安法の対象電気用品を含まない部品規格	今後は採用対象としない規格。ただし、安全重要部品リストは適用のためのガイダンスなどで検討することは可能
	Ｄ	試験方法などの引用規格	今後は採用対象としない規格
表２ 雑音の強さに関する基準	Ｅ	CISPR 整合規格	次のような方法を検討する。 ①　民間規格を作成し、整合規格として提案する方法。 ②　総務省答申を整合規格として引用する方法。 ③　技術基準省令の解釈別表第十二（Ｊ規格）の改正要望として提案する方法
	Ｆ	省令第１項ベース規格（Ｅがない場合の基準）	別表第十の廃止時期が明確になったあと改正を必要とする規格
表３	―	遠隔操作機構を有するものに関する基準	見直しを要する基準（改正要望する）
表４	―	経年劣化による注意喚起表示に対する要求事項	技術基準省令と重複するため不要な基準
表５	―	事故未然防止に係る安全基準	適宜見直しを要する基準（改正要望する）

※１　表１のＣ、Ｄ及び表４に該当する基準は、適切な時期に削除する。

※２　Ｃ及びＤの削除により、別表第十二の冒頭に記述されている「基準中で、本文の別紙が国際規格を引用する場合であって、表１及び２の中に当該国際規格に対応する基準がある場合にはこれを適用するものとする。」が不要となる。

※３　表１及び表２の規格にＡ～Ｆの種類の記号を付したものを（別紙）に示す。

表１．電気安全に関する基準

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
J60065(H23)	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項	日本工業規格（以下「JIS」という。） C 6065:2007+追補 1(2009)	International Electrotechnical Commission 規格（以下「IEC」という。） 60065(2001), Amendment (以下「Amd.」という。)No.1(2005)に対応	A
J60065(H20)	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項	日本工業規格（以下「JIS」という。） C 6065:2007	IEC 60065(2001)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	A
J60068-2-2(H14)	環境試験方法－電気・電子－高温（耐熱性）－試験方法	JIS C 60068-2-2:1995	IEC 60068-2-2(1974), Amd. No.1(1993), Amd.No.2(1994)に対応	D
J60068-2-3(H14)	環境試験方法（電気・電子）高温高湿（定常）試験方法	JIS C 60068-2-3:1987	IEC 60068-2-3(1969)に対応	D
J60068-2-6(H14)	環境試験方法－電気・電子－正弦波振動試験方法	JIS C 60068-2-6:1999	IEC 60068-2-6(1995)に対応	D
J60068-2-11(H14)	環境試験方法（電気・電子）塩水噴霧試験方法	JIS C 60068-2-11:1989	IEC 60068-2-11(1981)に対応	D
J60068-2-20(H14)	環境試験方法－電気・電子－はんだ付け試験方法	JIS C 60068-2-20:1996	IEC 60068-2-20(1979),Amd.No.2(1987)に対応	D
J60068-2-21(H14)	環境試験方法－電気・電子－端子強度試験方法	JIS C 0051:1994	IEC 60068-2-21(1983),Amd.No.1(1985),Amd.No.2(1991),Amd.No.3(1993)に対応	D
J60068-2-28(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐湿性試験－指針	JIS C 60068-2-28:1993	IEC 60068-2-28(1990)に対応	D
J60068-2-30(H14)	環境試験方法（電気・電子）温湿度サイクル（12＋12時間サイクル）試験方法	JIS C 60068-2-30:1988	IEC 60068-2-30(1980),Amd.No.1(1985)に対応	D
J60068-2-32(H14)	環境試験方法－電気・電子－自然落下試験方法	JIS C 60068-2-32:1995	IEC 60068-2-32(1975),Amd.No.1(1982),Amd.No.2(1990)に対応	D
J60068-2-63(H14)	環境試験方法－電気・電子－スプリングハンマ衝撃試験方法	JIS C 0046:1993	IEC 60068-2-63(1991)に対応	D
J60085(H14)	電気絶縁の耐熱クラス及び耐熱性評価	JIS C 4003:1998	IEC 60085(1984)に対応	D
J60112(H14)	湿潤状態での固体電気絶縁材料の比較トラッキング指数及び保証トラッキング指数を決定する試験方法	JIS C 2134:1996	IEC 60112(1979)に対応	D
J60127-1(H22)	ミニチュアヒューズ－ 第1部：ミニチュアヒューズに関する定義及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	JIS C 6575-1:2009	IEC 60127-1(2006)に対応	B
J60127-2(H20)	ミニチュアヒューズ－ 第2部：管形ヒューズリンク	JIS C 6575-2:2005	IEC 60127-2(2003),Amd.No.1(2003)に対応	B
J60127-3(H20)	ミニチュアヒューズ－ 第3部：サブミニチュアヒューズリンク（その他の包装ヒューズ）	JIS C 6575-3:2005	IEC 60127-3(1988),Amd.No.1(1991),Amd.No.2(2002)に対応	B
J60127-4(H22)	ミニチュアヒューズ－ 第4部：UMヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク	JIS C 6575-4:2009	IEC 60127-4(2005),Amd.No.1(2008)に対応	B
J60155(H14)	蛍光灯用グロースタータ	別紙6	IEC 60155(1993),Amd.No.1(1995)に対応	C
J60227-1(H23)	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第1部：通則	JIS C 3662-1:2009	IEC 60227-1(2007)に対応	B
J60227-1(H20)	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第1部：一般的要求事項	JIS C 3662-1:2003	IEC 60227-1(1993), Amd.No.1(1995), Amd.No.2(1998)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60227-2(H23)	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第2部：試験方法	JIS C 3662-2:2009	IEC 60227-2(1997), Amd.No.1(2003)に対応	D
J60227-2(H20)	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第2部：試験方法	JIS C 3662-2:2003	IEC 60227-2(1997)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	D
J60227-3(H20)	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第3部：固定配線用シースなしケーブル	JIS C 3662-3:2003	IEC 60227-3(1993),Amd.No.1(1997)に対応	B
J60227-4(H20)	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニ	JIS C 3662-4:2003	IEC 60227-4(1992),Amd.No.1(1997)に対応	B

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	ル絶縁ケーブル－ 第4部：固定配線用シース付きケーブル			
J60227-5(H23)	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第5部：可とうケーブル（コード）	JIS C 3662-5:2009	IEC 60227-5(1997),Amd. No.1(1997), Amd. No.2(2003)に対応	B
J60227-5(H20)	定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第5部：可とうケーブル（コード）	JIS C 3662-5:2003	IEC 60227-5(1997),Amd.No.1(1997)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60227-7(H23)	定格電圧 450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第7部：遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブル	JIS C 3662-7:2010	IEC 60227-7(1995), Amd.No.1(2003)に対応	B
J60227-7(H20)	定格電圧 450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第7部：遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブル	JIS C 3662-7:2003	IEC 60227-7(1995)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60228(H14)	絶縁ケーブルの導体	JIS C 3664:1998	IEC 60228(1978),Amd.No.1(1993)に対応	D
J60238(H25)	ねじ込みランプソケット	JIS C 8280:2011	IEC 60238(2004), Amd.No.1(2008)に対応	B
J60238(H20)	ねじ込みランプソケット	JIS C 8280:2007	IEC 60238(2004)に対応 J60238(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	B
J60245-1(H23)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル－ 第1部：通則	JIS C 3663-1:2010	IEC 60245-1(2003), Amd.No.1(2007)に対応	B
J60245-1(H21)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル－ 第1部：一般的要求事項	JIS C 3663-1:2007	IEC 60245-1(2003)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60245-2(H20)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル－ 第2部：試験方法	JIS C 3663-2:2003	IEC 60245-2(1994),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(1997)に対応	D
J60245-3(H20)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル－ 第3部：耐熱シリコンゴム絶縁ケーブル	JIS C 3663-3:2003	IEC 60245-3(1994),Amd.No.1(1997)に対応	B
J60245-4(H21)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル－ 第4部：コード及び可とうケーブル	JIS C 3663-4:2007	IEC 60245-4(1994),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(2003)に対応	B
J60245-6(H21)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル－ 第6部：アーク溶接電極ケーブル	JIS C 3663-6:2007	IEC 60245-6(1994),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(2003)に対応	C
J60245-7(H20)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル－ 第7部：耐熱性エチレンビニルアセテートゴム絶縁ケーブル	JIS C 3663-7:2001	IEC 60245-7(1994),Amd.No.1(1997)に対応	B
J60245-8(H23)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル－ 第8部：高可とう性コード	JIS C 3663-8:2010	IEC 60245-8(1998), Amd.No.1(2003)に対応	B
J60245-8(H20)	定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブル－ 第8部：高可とう性コード	JIS C 3663-8:2003	IEC 60245-8(1998)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60269-1(H14)	低電圧ヒューズ－ 第1部：一般要求事項	JIS C 8269-1:2000	IEC 60269-1(1986), Amd.No.1(1994), Amd.No.2(1995)に対応	B
J60269-2(H14)	低電圧ヒューズ－ 第2部：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用のヒューズ）	JIS C 8269-2:2000	IEC 60269-2(1986),Amd.No.1(1995)に対応	B
J60269-2-1(H14)	低電圧ヒューズ パート2－1：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用のヒューズ）セクションIからV：専門家用標準ヒューズの例	別紙 21	IEC 60269-2-1(1996)に対応	B
J60269-3(H14)	低電圧ヒューズ パート3：非熟練者用ヒューズの追加必要事項（主として家庭用及びこれに類する用途のヒューズ）	別紙 22	IEC 60269-3(1987)に対応	B
J60269-3-1(H14)	低電圧ヒューズ パート3：非熟練者用ヒューズの追加必要事項（主として家庭用及びこれに類する用途のヒューズ）セクション	別紙 23	IEC 60269-3-1(1994),Amd.No.1(1995)に対応	B

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	ⅠからⅣ			
J60269-J1(H14)	低電圧ヒューズ－ 第11部:A種、B種ヒューズ	JIS C 8269-11:2000		B
J60309-1(H23)	工業用プラグ、コンセント及びカプラ	JIS C 8285:2010	IEC 60309-1(1999), Amd.No.1(2005)に対応	B
J60309-1(H20)	工業用プラグ、コンセント及びカプラ－ 第1部:通則	JIS C 8285-1:2007	IEC 60309-1(1999)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60320-1(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－ 第1部:一般要求事項	JIS C 8283-1:2008	IEC 60320-1(2001)に対応	B
J60320-2-1(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－ 第2－1部:ミシン用カプラ	JIS C 8283-2-1:2008	IEC 60320-2-1(2000)に対応	B
J60320-2-2(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－ 第2－2部:家庭用及び類似の機器用相互接続カプラ	JIS C 8283-2-2:2008	IEC 60320-2-2(1998)に対応	B
J60320-2-3(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－ 第2－3部:IPX1 以上の保護等級をもつ機器用カプラ	JIS C 8283-2-3:2008	IEC 60320-2-3(1998),Amd.No.1(2004)に対応	B
J60320-2-4(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－ 第2－4部:機器の質量によってかん(嵌)合するカプラ	JIS C 8283-2-4:2008	IEC 60320-2-4(2005)に対応	B
J60320-2-J1(H21)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－ 第2－101部:電熱機器用カプラ	JIS C 8283-2-101:2008		B
J60332-1(H14)	電気ケーブルの難燃試験－ 第1部:絶縁電線又はケーブルの一条垂直試験	JIS C 3665-1:1998	IEC 60332-1(1993)に対応	D
J60335-1(3版-H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート1:一般要求事項(以下「3版対応のパート1」という。)	別紙 28	IEC 60335-1(1991),Amd.No.1(1994),Amd.No.2(1999)に対応	A
J60335-1(4版-H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第1部:一般要求事項	JIS C 9335-1:2003	IEC 60335-1(2001)に対応	A
J60335-2-2(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－2部:真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	JIS C 9335-2-2:2004	IEC 60335-2-2(2002)に対応	A
J60335-2-3(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－3部:電気アイロンの個別要求事項	JIS C 9335-2-3:2004	IEC 60335-2-3(2002)に対応	A
J60335-2-4(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－4部:電気脱水機の個別要求事項	JIS C 9335-2-4:2004	IEC 60335-2-4(2002)に対応	A
J60335-2-5(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－5部:電気食器洗機の個別要求事項	JIS C 9335-2-5:2004	IEC 60335-2-5(2002)に対応	A
J60335-2-6(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－6部:据置形ホブ、オーブン、クッキングレンジ及びこれらに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-6:2004	IEC 60335-2-6(2002)に対応	A
J60335-2-7(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－7部:電気洗濯機の個別要求事項	JIS C 9335-2-7:2004	IEC 60335-2-7(2002)に対応	A
J60335-2-8(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－8部:電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	JIS C 9335-2-8:2004	IEC 60335-2-8(2002)に対応	A
J60335-2-9(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－9部:可搬形ホブ、オーブン、ト	JIS C 9335-2-9:2004	IIEC 60335-2-9(2002)に対応	A

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	ースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項			
J60335-2-10(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－10部：床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項	JIS C 9335-2-10:2004	IEC 60335-2-10(2002)に対応	A
J60335-2-11(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－11部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項	JIS C 9335-2-11:2004	IIEC 60335-2-11(2002)に対応	A
J60335-2-12(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－12部：ウォームプレート及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-12:2005	IEC 60335-2-12(2002)に対応	A
J60335-2-13(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－13部：深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-13:2006	IEC 60335-2-13(2002)に対応	A
J60335-2-14(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－14部：ちゅう房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-14:2005	IEC 60335-2-14(2002)に対応	A
J60335-2-15(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－15部：液体加熱機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-15:2004	IEC 60335-2-15(2002)に対応	A
J60335-2-16(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－16部：ディスポーザの個別要求事項	JIS C 9335-2-16:2005	IEC 60335-2-16(2002)に対応	A
J60335-2-17(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－17部：毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-17:2005	IEC 60335-2-17(2002)に対応	A
J60335-2-21(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－21部：貯湯式電気温水器の個別要求事項	JIS C 9335-2-21:2005	IEC 60335-2-21(2002)に対応	A
J60335-2-23(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-23:2005	IEC 60335-2-23(2003)に対応	A
J60335-2-24(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	JIS C 9335-2-24:2005	IEC 60335-2-24(2002)に対応	A
J60335-2-25(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－25部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項	JIS C 9335-2-25:2003	IEC 60335-2-25(2002)に対応	A
J60335-2-26(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－26部：クロックの個別要求事項	JIS C 9335-2-26:2004	IEC 60335-2-26(2002)に対応	A
J60335-2-27(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－27部：紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-27:2005	IEC 60335-2-27(2003),Amd.No.1(2004)に対応	A
J60335-2-28(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－28部：ミシンの個別要求事項	JIS C 9335-2-28:2004	IEC 60335-2-28(2002)に対応	A
J60335-2-29(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－29部：バッテリチャージャの個別要求事項	JIS C 9335-2-29:2004	IEC 60335-2-29(2002)に対応	A
J60335-2-30(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－	JIS C 9335-2-30:2006	IEC 60335-2-30(2002)に対応	A

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	第２－３０部：ルームヒータの個別要求事項			
J60335-2-31(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－３１部：レンジフードの個別要求事項	JIS C 9335-2-31:2005	IEC 60335-2-31(2002)に対応	A
J60335-2-32(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－３２部：マッサージ器の個別要求事項	JIS C 9335-2-32:2005	IEC 60335-2-32(2002)に対応	A
J60335-2-34(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－３４部：電動圧縮機の個別要求事項	JIS C 9335-2-34:2004	IEC 60335-2-34(2002)に対応	C
J60335-2-35(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－３５部：瞬間湯沸器の個別要求事項	JIS C 9335-2-35:2005	IEC 60335-2-35(2002)に対応	A
J60335-2-36(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－３６部：業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部の個別要求事項	JIS C 9335-2-36:2005	IEC 60335-2-36(2002),Amd.No.1(2004)に対応	A
J60335-2-37(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－３７部：業務用フライヤの個別要求事項	JIS C 9335-2-37:2005	IEC 60335-2-37(2002)に対応	A
J60335-2-38(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－３８部：業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	JIS C 9335-2-38:2005	IEC 60335-2-38(2002)に対応	A
J60335-2-39(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－３９部：業務用多目的調理なべの個別要求事項	JIS C 9335-2-39:2005	IIEC 60335-2-39(2002),Amd.No.1(2004)に対応	A
J60335-2-40(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－４０部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項	JIS C 9335-2-40:2004	IEC 60335-2-40(2002)に対応	A
J60335-2-41(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－４１部：ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-41:2006	IEC 60335-2-41(2002)に対応	A
J60335-2-42(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－４２部：業務用コンベクション、蒸し器及びスチームコンベクションオーブンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42:2005	IIEC 60335-2-42(2002)に対応	A
J60335-2-43(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－４３部：衣類乾燥機及びタオルレールの個別要求事項	JIS C 9335-2-43:2005	IEC 60335-2-43(2002)に対応	A
J60335-2-44(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－４４部：電気アイロナの個別要求事項	JIS C 9335-2-44:2006	IEC 60335-2-44(2002)に対応	A
J60335-2-45(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－４５部：可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項項	JIS C 9335-2-45:2005	IEC 60335-2-45(2002)に対応	A
J60335-2-47(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－４７部：業務用電気煮炊きなべの個別要求事項	JIS C 9335-2-47:2005	IEC 60335-2-47(2002)に対応	A
J60335-2-48(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－４８部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48:2005	IEC 60335-2-48(2002)に対応	A
J60335-2-49(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－４９部：業務用電気温蔵庫の	JIS C 9335-2-49:2005	IEC 60335-2-49(2002)に対応	A

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	個別要求事項			
J60335-2-50(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－50部：業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50:2005	IEC 60335-2-50(2002)に対応	A
J60335-2-51(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－51部：給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-51:2006	IEC 60335-2-51(2002)に対応	A
J60335-2-52(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－52部：口こう（腔）衛生機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-52:2005	IEC 60335-2-52(2002)に対応	A
J60335-2-53(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－53部：サウナ用電熱装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-53:2005	IEC 60335-2-53(2002)に対応	A
J60335-2-54(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－54部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-54:2005	IEC 60335-2-54(2002),Amd.No.1(2004)に対応	A
J60335-2-55(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－55部：水槽及び庭池用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-55:2005	IEC 60335-2-55(2002)に対応	A
J60335-2-56(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－56部：プロジェクタ及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-56:2005	IEC 60335-2-56(2002)に対応	A
J60335-2-58(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－58部：業務用の電気式食器洗浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-58:2005	IEC 60335-2-58(2002)に対応	A
J60335-2-59(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－59部：電撃殺虫器の個別要求事項	JIS C 9335-2-59:2005	IEC 60335-2-59(2002)に対応	A
J60335-2-60(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－60部：渦流浴槽の個別要求事項	JIS C 9335-2-60:2005	IEC 60335-2-60(2002)に対応	A
J60335-2-61(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－61部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-61:2006	IEC 60335-2-61(2002)に対応	A
J60335-2-64(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－64部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64:2005	IEC 60335-2-64(2002)に対応	A
J60335-2-65(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－65部：空気清浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-65:2004	IEC 60335-2-65(2002)に対応	A
J60335-2-66(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－66部：ウォータベッド用ヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-66:2005	IEC 60335-2-66(2002)に対応	A
J60335-2-67(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－67部：工業用及び業務用床処理並びに床磨き機の個別要求事項	JIS C 9335-2-67:2005	IEC 60335-2-67(2002)に対応	A
J60335-2-71(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－71部：動物ふ卵及び飼育用電熱器具の個別要求事項	JIS C 9335-2-71:2005	IEC 60335-2-71(2002)に対応	A
J60335-2-73(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－73部：固定形浸せきヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-73:2005	IEC 60335-2-73(2002)に対応	A

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
J60335-2-74(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－74部:可搬形浸せきヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-74:2005	IEC 60335-2-74(2002)に対応	A
J60335-2-75(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－75部:業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項	JIS C 9335-2-75:2004	IEC 60335-2-75(2002)に対応	A
J60335-2-76(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－76部:電気さく用電源装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-76:2005	IEC 60335-2-76(2002)に対応	A
J60335-2-77(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－77部: 手押し式制御芝刈り機の個別要求事項	JIS C 9335-2-77:2005	IEC 60335-2-77(2002)に対応	A
J60335-2-78(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－78部:屋外用バーベキュー台の個別要求事項	JIS C 9335-2-78:2005	IEC 60335-2-78(2002)に対応	A
J60335-2-79(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－79部:高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-79:2007	IEC 60335-2-79(2002),Amd.No.1(2004)に対応	A
J60335-2-80(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－80部:ファンの個別要求事項	JIS C 9335-2-80:2006	IEC 60335-2-80(2002)に対応	A
J60335-2-81(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－81部:足温器及び電熱マットの個別要求事項	JIS C 9335-2-81:2006	IEC 60335-2-81(2002)に対応	A
J60335-2-82(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－82部:サービス機器及びアミューズメント機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-82:2005	IEC 60335-2-82(2002)に対応	A
J60335-2-83(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－83部:電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項	JIS C 9335-2-83:2007	IEC 60335-2-83(2001)に対応	A
J60335-2-84(H25)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－84部:トイレとともに使用する電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-84:2011	IEC 60335-2-84(2002)に対応	A
J60335-2-84(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2: 電気トイレの個別要求事項 （3版対応のパート1を併用する）	別紙 97	IEC 60335-2-84(1998)に対応 J60335-2-84(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	A
J60335-2-85(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－85部:ファブリックスチーマの個別要求事項	JIS C 9335-2-85:2005	IEC 60335-2-85(2002)に対応	A
J60335-2-89(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－89部:業務用冷凍冷蔵機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-89:2005	IEC 60335-2-89(2002)に対応	A
J60335-2-90(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－90部:業務用電子レンジの個別要求事項	JIS C 9335-2-90:2003	IEC 60335-2-90(2002)に対応	A
J60335-2-91(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－91部:電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝縁刈り込み機の個別要求事項	JIS C 9335-2-91:2005	IEC 60335-2-91(2002)に対応	A
J60335-2-92(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－92部:歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータの個別要求事項	JIS C 9335-2-92:2005	IEC 60335-2-92(2002)に対応	A
J60335-2-94(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器	JIS C 9335-2-94:2005	IEC 60335-2-94(2002)に対応	A

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	の安全性－ 第2－94部：はさみ形草刈り機の個別要求事項			
J60335-2-96(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－96部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項	JIS C 9335-2-96:2005	IEC 60335-2-96(2002),Amd.No.1(2003)に対応	A
J60335-2-98(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－98部：加湿器の個別要求事項	JIS C 9335-2-98:2006	IEC 60335-2-98(2002)に対応	A
J60335-2-100(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－100部：手持形のガーデンブロワ、バキューム及びブロワバキュームの個別要求事項	JIS C 9335-2-100:2007	IEC 60335-2-100(2002)に対応	A
J60335-2-101(H25)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－101部：電気くん蒸器の個別要求事項	JIS C 9335-2-101:2011	IEC 60335-2-101(2002)に対応	A
J60335-2-102(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－102部：商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-102:2007	IEC 60335-2-102(2004)に対応	A
J60335-2-105(H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－105部：多機能シャワーキャビネットの個別要求事項	JIS C 9335-2-105:2007	IEC 60335-2-105(2004)に対応	A
J60335-2-J1(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：電気カーペット等の床敷物類の個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）	別紙 103	J60335-1(H14)を併用する	A
J60335-2-J2(H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－202部：電気こたつの個別要求事項	JIS C 9335-2-202:2009		A
J60335-2-J2(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：電気こたつの個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）	別紙 104	J60335-1(H14)を併用する 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	A
J60335-2-J3(H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－203部：ハードあんかの個別要求事項	JIS C 9335-2-203:2009		A
J60335-2-J3(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：ハードあんかの個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）	別紙 105	J60335-1(H14)を併用する 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	A
J60335-2-J5(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：温風暖房機の個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）	別紙 106	J60335-1(H14)を併用する	A
J60335-2-J6(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：電気乾燥機器の個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）	別紙 107	J60335-1(H14)を併用する	A
J60335-2-J7(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2－207部：水電解器の個別要求事項	JIS C 9335-2-207:2007		A
J60335-2-J8(H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：電子冷蔵庫の個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）	別紙 109	J60335-1(H14)を併用する	A
J60335-2-J9(H23)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－	JIS C 9335-2-209:2009		A

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	第２－２０９部：家庭用電気治療器の個別要求事項			
J60335-2-J10(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－２１０部：家庭用電気磁気治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2-210:2007		A
J60335-2-J11(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－２１１部：家庭用熱療法治療器の個別要求事項	JIS C 9335-2-211:2007		A
J60335-2-J12(H21)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第２－２１２部：家庭用吸入器の個別要求事項	JIS C 9335-2-212:2007		A
J60384-14(H14)	電子機器用固定コンデンサ－ 第１４部：品種別通則：電源用電磁障害防止固定コンデンサ	JIS C 5101-14:1998	IEC 60384-14(1993),Amd.No.1(1995)に対応	C
J60400(H23)	蛍光灯用ソケット及びスタータソケット	JIS C 8324:2010	IEC 60400(2008)に対応	B
J60400(H14)	蛍光灯用ソケット及びグロースタータソケット	別紙 110	IEC 60400(1999)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60432-1(H14)	白熱電球類の安全規定 パート１：一般照明用の白熱電球	別紙 111	IEC 60432-1(1999)に対応	B
J60491(H14)	エレクトロニックフラッシュ装置の安全要求事項	別紙 112	IEC 60491(1984)に対応	A
J60502-1(H21)	定格電圧 1kV～30kV の押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－ 定格電圧 0.6/1kV のケーブル	JIS C 3667:2008	IEC 60502-1(2004)に対応	B
J60529(H14)	電気機器の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級（IPコード）	別紙 113	IEC 60529(1989)に対応	D
J60570(H20)	ライティングダクト－ 照明器具用ダクトの安全性要求事項	JIS C 8472:2005	IEC 60570(2003)に対応	B
J60584-1(H14)	熱電対 パート１：参考表	別紙 115	IEC 60584-1(1977)に対応	D
J60598-1(4.1 版-H14)	照明器具 パート１：一般要求事項及び試験	別紙 116	IEC 60598-1(1996),Amd.No.1(1998)に対応	A
J60598-1(7 版-H23)	照明器具－ 第１部：安全性要求事項通則	JIS C 8105-1:2010	IEC 60598-1(2008)に対応	A
J60598-2-1(H23)	照明器具－ 第２－１部：定着灯器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-1:1999+追補 1(2010)	IEC 60598-2-1(1979), Amd.No.1(1987)に対応	A
J60598-2-1(H14)	照明器具 パート２：個別要求事項 セクション１：定着灯器具	別紙 117	IEC 60598-2-1(1979),Amd.No.1(1987)に対応 J60598-1(H14)を併用する 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	A
J60598-2-2(H23)	照明器具－ 第２－２部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-2:2003+追補 1(2010)	IEC 60598-2-2(1996), Amd.No.1(1997)に対応	A
J60598-2-2(H14)	照明器具 パート２：個別要求事項 セクション２：埋込型照明器具	別紙 118	IEC 60598-2-2(1996),Amd.No.1(1997)に対応 J60598-1(H14)を併用する 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	A
J60598-2-3(H14)	照明器具 パート２：個別要求事項 セクション３：道路及び街路用照明器具	別紙 119	IEC 60598-2-3(1993),Amd.No.1(1997)に対応 J60598-1(H14)を併用する	A
J60598-2-4(H23)	照明器具－ 第２－４部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-4:2003+追補 1(2010)	IEC 60598-2-4(1997)に対応	A
J60598-2-4(H14)	照明器具 パート２：個別要求事項 セクション４：一般用移動灯器具	別紙 120	IEC 60598-2-4(1997)に対応 J60598-1(H14)を併用する 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	A
J60598-2-5(H23)	照明器具－ 第２－５部：投光器に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-5:2003+追補 1(2010)	IEC 60598-2-5(1998)に対応	A
J60598-2-5(H14)	照明器具 パート２：個別要求事項 セクション５：投光器	別紙 121	IEC 60598-2-5(1998)に対応 J60598-1(H14)を併用する 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	A
J60598-2-6(H25)	照明器具－ 第２－６部：変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-6:2011	IEC 60598-2-6(1994), Amd.No.1(1996)に対応	A

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
J60598-2-6(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション6：変圧器内蔵白熱灯器具	別紙 122	IEC 60598-2-6(1994),Amd.No.1(1996)に対応 J60598-2-6(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	A
J60598-2-7(H25)	照明器具－ 第2－7部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-7:2011	IEC 60598-2-7(1982),Amd.No.1(1987),Amd.No.2(1994)に対応	A
J60598-2-7(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション7：可搬式庭園灯器具	別紙 123	IEC 60598-2-7(1982), Amd.No.1(1987), Amd.No.2(1994)に対応 J60598-1(H14)を併用する J60598-2-7(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	A
J60598-2-8(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション8：ハンドランプ	別紙 124	IEC 60598-2-8(1996)に対応 J60598-1(H14)を併用する	A
J60598-2-9(H25)	照明器具－ 第2－9部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）	JIS C 8105-2-9:2011	IEC 60598-2-9(1987), Amd.No.1(1993)に対応	A
J60598-2-9(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション9：写真及び映画照明器具（ノンプロフェッショナル）	別紙 125	IEC 60598-2-9(1987),Amd.No.1(1993)に対応 J60598-1(H14)を併用する J60598-2-9(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	A
J60598-2-12(H23)	照明器具－ 第2－12部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-12:2009	IEC 60598-2-12(2006)に対応	A
J60598-2-13(H23)	照明器具－ 第2－13部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-13:2009	IEC 60598-2-13(2006)に対応	A
J60598-2-17(H25)	照明器具－ 第2－17部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-17:2011	IEC 60598-2-17(1984), Amd.No.1(1987), Amd.No.2(1990)に対応	A
J60598-2-17(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション 17：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具（屋外、屋内用）	別紙 126	IEC 60598-2-17(1984),Amd.No.1(1987),Amd.No.2(1990)に対応 J60598-1(H14)を併用する J60598-2-9(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	A
J60598-2-19(H23)	照明器具－ 第2－19部：空調照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-19:2010	IEC 60598-2-19(1981), Amd.No.1(1987), Amd.No.2(1997)に対応	A
J60598-2-19(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション 19：空調照明器具（安全要求事項）	別紙 127	IEC 60598-2-19(1981),Amd.No.1(1987),Amd.No.2(1997)に対応 J60598-1(H14)を併用する 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	A
J60598-2-20(H25)	照明器具－ 第2－20部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-20:2011	IEC 60598-2-20(2010)に対応	A
J60598-2-20(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション 20：ライティングチェーン	別紙 128	IEC 60598-2-20(1996),Amd.No.1(1998)に対応 J60598-1(H14)を併用する J60598-2-9(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	A
J60598-2-22(H14)	照明器具 パート2：個別要求事項 セクション 22：非常時用照明器具	別紙 129	IEC 60598-2-22(1997)に対応 J60598-1(H14)を併用する	A
J60669-1(H14)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ パート1：一般要求事項	別紙 130	IEC 60669-1(1998),Amd.No.1(1999)に対応	B
J60669-2-1(H14)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ パート2：個別要求事項 セクション1：電子スイッチ	別紙 131	IEC 60669-2-1(1996),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(1999)に対応	B
J60669-2-2(H14)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ パート2：個別要求事項 セクション2：電磁遠隔制御式スイッチ(R.C.S.)	別紙 132	IEC 60669-2-2(1996),Amd.No.1(1997)に対応	B
J60669-2-3(H16)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ	別紙 133	IEC 60669-2-3(1997)に対応	B

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	パート2：遅延スイッチ(T.D.S.)の個別要求事項			
J60670-1(H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第1部：一般要求事項	JIS C 8462-1:2007	IEC 60670-1(2002)に対応	B
J60670-21(H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-21:2007	IEC 60670-21(2004)に対応	B
J60670-22(H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事 項	JIS C 8462-22:2007	IEC 60670-22(2003)に対応	B
J60691(H22)	温度ヒューズ－ 要求事項及びガイドライン	JIS C 6691:2009	IEC 60691(2002),Amd.No.1(2006)に対応	B
J60695-2-1/0(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 グローワイヤ（赤熱棒押付け）試験方法－通則	JIS C 60695-2-10:1997	IEC60695-2-1/0(1994)に対応	D
J60695-2-1/1(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 最終製品に対するグローワイヤ（赤熱棒押付け）試験及び指針	JIS C 60695-2-11:1997	IEC 60695-2-1/1(1994)に対応	D
J60695-2-1/2(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 材料に対するグローワイヤ（赤熱棒押付け）燃焼性試験方法	JIS C 60695-2-12:1997	IEC 60695-2-1/2(1994)に対応	D
J60695-2-1/3(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 材料に対するグローワイヤ（赤熱棒押付け）着火性試験方法	JIS C 60695-2-13:1997	IEC 60695-2-1/3(1994)に対応	D
J60695-2-2(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 ニードルフレーム（注射針バーナ）試験方法	JIS C 60695-2-2:2000	IEC 60695-2-2(1991),Amd.No1(1994)に対応	D
J60695-2-3(H14)	環境試験方法（電気・電子） ヒータによる不完全接続耐火性試験方法	JIS C 60695-2-3:1987	IEC 60695-2-3(1984)に対応	D
J60695-2-4/0(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 拡散炎及び予混炎試験方法	JIS C 60695-2-4-0:1995	IEC 60695-2-4/0(1991)に対応	D
J60695-2-4/1(H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 公称1kW予混試験用炎及び指針	JIS C 60695-11-2:1995	IEC 60695-2-4/1(1991),Amd.No.1(1994)に対応	D
J60707(H14)	環境試験方法－電気・電子－ 炎着火源による固体非金属材料の燃焼性 －試験方法のリスト	JIS C 0066:1993	IEC 60707(1981),Amd.No.1(1992)に対応	D
J60730-1(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第1部：一般要求事項	JIS C 9730-1:2010	IEC 60730-1(1999), Amd.No.1(2003), Amd.No.2(2007)に対応	B
J60730-1(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第1部：一般要求事項	JIS C 9730-1:2004	IEC 60730-1(1999)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60730-2-1(H14)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－1部：家庭用電気機器の電気制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-1:2000	IEC 60730-2-1(1989)に対応	C
J60730-2-2(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－2部：感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-2:2010	IEC 60730-2-2(2001), Amd.No.1(2005)に対応	C
J60730-2-2(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2－2部：感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-2:2004	IEC 60730-2-2(2001)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
J60730-2-3(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－３部：蛍光ランプ用安定器の温度保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-3:2010	IEC 60730-2-3(2006)に対応	C
J60730-2-3(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－３部：蛍光ランプ用安定器の温度保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-3:2004	IEC 60730-2-3(1990), Amd.No.1(1995), Amd.No.2(2001)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C
J60730-2-4(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－４部：密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-4:2010	IEC 60730-2-4(2006)に対応	C
J60730-2-4(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－４部：密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-4:2004	IEC 60730-2-4(1990), Amd.No.1(1994), Amd.No.2(2001)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C
J60730-2-5(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－５部：自動電気バーナコントロールシステムの個別要求事項	JIS C 9730-2-5:2010	IEC 60730-2-5(2000), Amd.No.1(2004)に対応	C
J60730-2-5(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－５部：バーナ制御システムの個別要求事項	JIS C 9730-2-5:2004	IEC 60730-2-5(2000)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C
J60730-2-6(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－６部：機械的要求事項を含む自動圧力検出電気制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-6:2010	IEC 60730-2-6(2007)に対応	B
J60730-2-6(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－６部：機械的要求事項を含む自動圧力検出電気制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-6:2004	IEC 60730-2-6(1991), Amd.No.1(1994), Amd.No.2(1997)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60730-2-7(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－７部：タイマ及びタイマスイッチの個別要求事項	JIS C 9730-2-7:2010	IEC 60730-2-7(2008)に対応	B
J60730-2-7(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－７部：タイマ及びタイマスイッチの個別要求事項	JIS C 9730-2-7:2004	IEC 60730-2-7(1990),Amd.No.1(1994)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60730-2-8(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－８部：電動式ウォーターバルブの個別要求事項	JIS C 9730-2-8:2004	IEC 60730-2-8(2000),Amd.No.1(2002)に対応	C
J60730-2-9(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－９部：温度検出制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-9:2010	IEC 60730-2-9(2008)に対応	C
J60730-2-9(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－９部：温度検出制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-9:2004	IEC 60730-2-9(2000),Amd.No.1(2002)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C
J60730-2-10(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－１０部：電気駆動モータ起動リレーの個別要求事項	JIS C 9730-2-10:2010	IEC 60730-2-10(2006)に対応	C
J60730-2-10(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－１０部：電気駆動モータ起動リレーの個別要求事項	JIS C 9730-2-10:2004	IEC 60730-2-10(1991), Amd.No.1(1994), Amd.No.2(2001)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C
J60730-2-11(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第２－１１部：エネルギー調整器の個別要求事項	JIS C 9730-2-11:2010	IEC 60730-2-11(2006)に対応	C
J60730-2-11(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－	JIS C 9730-2-11:2004	IEC 60730-2-11(1993), Amd.No.1(1994), Amd.No.2(1997)に対応	C

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	第２－１１部:エネルギー調整器の個別要求事項		平成 26 年 10 月 31 日まで有効	
J60730-2-12(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１２部:電気作動ドアロックの個別要求事項	JIS C 9730-2-12:2010	IEC 60730-2-12(2005)に対応	C
J60730-2-12(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１２部:電気作動ドアロックの個別要求事項	JIS C 9730-2-12:2004	IEC 60730-2-12(1993),Amd.No.1(1995)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C
J60730-2-13(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１３部:湿度検知制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-13:2010	IEC 60730-2-13(2006)に対応	C
J60730-2-13(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１３部:湿度検知制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-13:2004	IEC 60730-2-13(1995), Amd.No.1(1997), Amd.No.2(2000)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C
J60730-2-14(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１４部:電気アクチュエータの個別要求事項	JIS C 9730-2-14:2010	IEC 60730-2-14(1995), Amd.No.1(2001), Amd.No.2(2007)に対応	C
J60730-2-14(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１４部:電気アクチュエータの個別要求事項	JIS C 9730-2-14:2004	IEC 60730-2-14(1995),Amd.No.1(2001)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C
J60730-2-15(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１５部:自動電気式の空気流量、水量及び水位検出制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-15:2010	IIEC 60730-2-15(2008)に対応	B
J60730-2-15(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１５部:ボイラー用のフロート又は電極式の自動電気水位検知制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-15:2004	IIEC 60730-2-15(1994),Amd.No.1(1997)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60730-2-16(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１６部:家庭用及びこれに類するフロート式自動電気水位作動制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-16:2004	IEC 60730-2-16(1995),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(2001)に対応	B
J60730-2-17(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１７部:機械的要求事項を含む電動式ガスバルブの個別要求事項	JIS C 9730-2-17:2010	IEC 60730-2-17(1997), Amd.No.1(2000), Amd.No.2(2007)に対応	C
J60730-2-17(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１７部:ガスバルブの個別要求事項	JIS C 9730-2-17:2004	IEC 60730-2-17(1997),Amd.No.1(2000)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C
J60730-2-18(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１８部:水流量及び空気流量検出制御装置の個別要求事 項	JIS C 9730-2-18:2004	IEC 60730-2-18(1997)に対応	C
J60730-2-19(H23)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１９部:機械的要求事項を含む電動式オイルバルブの個別要求事項	JIS C 9730-2-19:2010	IEC 60730-2-19(1997), Amd.No.1(2000), Amd.No.2(2007)に対応	C
J60730-2-19(H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第２－１９部:オイルバルブの個別要求事項	JIS C 9730-2-19:2004	IEC 60730-2-19(1997),Amd.No.1(2000)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	C
J60745-1(1 版 -H14)	手持ち型電動工具の安全 パート1:一般要求事項（以下「1版対応のパート1」という。）	別紙 135	IEC 60745-1(1982)に対応	A
J60745-1(3.2 版 -H22)	手持ち形電動工具－安全性－第１部:通則	JIS C 9745-1:2009	IEC 60745-1(2001), Amd.No.1(2002), Amd.No.2(2003)に対応	A
J60745-2-1(H22)	手持ち形電動工具－安全性－第２－１部:ドリル及び振動ドリルの	JIS C 9745-2-1:2009	IEC 60745-2-1(2003)に対応	A

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	個別要求事項			
J60745-2-2(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－２部：電動スクリュドライバ及びインパクトレンチの個別要求事項	JIS C 9745-2-2:2009	IEC 60745-2-2(2003)に対応	A
J60745-2-3(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－３部：グラインダ、ポリッシャ及びディスクサンダの個別要求事項	JIS C 9745-2-3:2009	IEC 60745-2-3(2006)に対応	A
J60745-2-4(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－４部：ディスクタイプ以外のサンダ及びポリッシャの個別要求事項	JIS C 9745-2-4:2009	IEC 60745-2-4(2002)に対応	A
J60745-2-5(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－５部：丸のこの個別要求事項	JIS C 9745-2-5:2009	IEC 60745-2-5(2003)に対応	A
J60745-2-6(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－６部：ハンマの個別要求事項	JIS C 9745-2-6:2009	IEC 60745-2-6(2003),Amd.No.1(2006)に対応	A
J60745-2-7(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：不燃性液体用スプレーガンの個別要求事項(1版対応のパート1を併用する)	別紙 142	IEC 60745-2-7(1989)に対応	A
J60745-2-8(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－８部：シャー及びニブラの個別要求事項	JIS C 9745-2-8:2009	IEC 60745-2-8(2003)に対応	A
J60745-2-9(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－９部：タッパの個別要求事項	JIS C 9745-2-9:2009	IEC 60745-2-9(2003)に対応	A
J60745-2-11(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－１１部：往復動のこぎり(ジグソー及びセーバーソー)の個別要求事項	JIS C 9745-2-11:2009	IEC 60745-2-11(2003)に対応	A
J60745-2-12(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－１２部：コンクリートバイブレータの個別要求事項	JIS C 9745-2-12:2009	IEC 60745-2-12(2003)に対応	A
J60745-2-13(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：チェーンソーの個別要求事項(1版対応のパート1を併用する)	別紙 147	IEC 60745-2-13(1989),Amd.No.1(1992)に対応	A
J60745-2-14(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－１４部：かんなの個別要求事項	JIS C 9745-2-14:2009	IEC 60745-2-14(2003),Amd.No.1(2006)に対応	A
J60745-2-15(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：ヘッジトリマー及びグラスシャーの個別要求事項(1版対応のパート1を併用する)	別紙 149	IEC 60745-2-15(1984)に対応	A
J60745-2-16(H14)	手持ち型電動工具の安全 パート2：タッカーの個別要求事項(1版対応のパート1を併用する)	別紙 150	IEC 60745-2-16(1993)に対応	A
J60745-2-17(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－１７部：ルータ及びトリマの個別要求事項	JIS C 9745-2-17:2009	IEC 60745-2-17(2003)に対応	A
J60745-2-18(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－１８部：バンド掛け機の個別要求事項	JIS C 9745-2-18:2009	IEC 60745-2-18(2003)に対応	A
J60745-2-19(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－１９部：ジョインタの個別要求事項	JIS C 9745-2-19:2009	IEC 60745-2-19(2005)に対応	A
J60745-2-20(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－２０部：帯のこの個別要求事項	JIS C 9745-2-20:2009	IEC 60745-2-20(2003)に対応	A
J60745-2-21(H22)	手持ち形電動工具－安全性－ 第２－２１部：排水管洗浄機の個別要求事項	JIS C 9745-2-21:2009	IEC 60745-2-21(2002)に対応	A
J60811-1-1(H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第１部：試験法総則－ 第１節：厚さ、仕上寸法の測定及び機械的特性試験	JIS C 3660-1-1:1998	IEC 60811-1-1(1993)に対応	D
J60811-1-2(H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第１部：試験法総則－ 第2節：熱老化試験方法	JIS C 3660-1-2:1998	IEC 60811-1-2(1985),Amd.No.1(1989)に対応	D
J60811-1-3(H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第１部：試験法総則－	JIS C 3660-1-3:1998	IEC 60811-1-3(1993)に対応	D

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	第3節:密度測定の方法－耐水性試験－収縮試験			
J60811-1-4(H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第1部:試験法総則－ 第4節:低温試験	JIS C 3660-1-4:1998	IEC 60811-1-4(1985),Amd.No.1(1993)に対応	D
J60811-2-1(H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第2部:エラストマーの特性試験方法－ 第1節:オゾン試験－ホットセット試験－耐油試験	JIS C 3660-2-1:1998	IEC 60811-2-1(1986),Amd.No.1(1993),Amd.2(1993)に対応	D
J60811-3-1(H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第3部:ビニルコンパウンドの試験方法－ 第1節:加熱変形試験－巻付加熱試験	JIS C 3660-3-1:1998	IEC 60811-3-1(1985),Amd.No.1(1994)に対応	D
J60811-3-2(H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第3部:ビニルコンパウンドの試験方法－ 第2節:加熱減量試験－熱安定性試験	JIS C 3660-3-2:1998	IEC 60811-3-2(1985),Amd.No.1(1993)に対応	D
J60811-4-1(H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第4部:ポリエチレン及びポリプロピレンコンパウンドの試験方法－ 第1節:耐環境応力き裂性－熱老化後の巻付試験－溶融指数の測定－PE中のカーボンブラック及び無機充てん剤の含有量測定	JIS C 3660-4-1:1998	IEC 60811-4-1(1985),Amd.No.1(1988),Amd.No.2(1993)に対応	D
J60811-4-2(H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第4部:ポリエチレン及びポリプロピレンコンパウンドの試験方法－ 第2節:前処理後の破断時の伸び－前処理後の巻付試験－熱老化後の巻付試験－長期安定性試験(附属書A)－銅触媒の酸化劣化試験(附属書B)	JIS C 3660-4-2:1998	IEC 60811-4-2(1990)に対応	D
J60811-5-1(H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第5部:充てんコンパウンドの試験方法－ 第1節:滴下点－油分離－低温ぜい化－全酸価－腐食性試験－23℃誘電率－23℃と100℃の直流固有抵抗	JIS C 3660-5-1:1998	IEC 60811-5-1(1990)に対応	D
J60825-1(H14)	レーザ製品の安全基準	JIS C 6802:1998	IEC 60825-1(1993),Amd.No.1(1998)に対応	D
J60838-1(H25)	ランプソケット類－ 第1部:一般要求事項及び試験	JIS C 8121-1:2011	IEC 60838-1(2004), Amd.No.1(2008)に対応	B
J60838-1(H20)	ランプソケット類－ 第1部:一般要求事項及び試験	JIS C 8121-1:2005	IEC 60838-1(1997), Amd.No.1(1999), Amd.No.2(2002)に対応 J60838-1(H25)の施行後、3 年間(平成 28 年 12 月 31 日まで)有効	B
J60838-2-1(H25)	ランプソケット類－ 第2－1部:S14形ランプソケットに関する安全性要求事項	JIS C 8121-2-1:2011	IEC 60838-2-1(1994), Amd.No.1(1998) Amd.No.2(2004)に対応	B
J60838-2-1(H20)	ランプソケット類－ 第2－1部:S14形ランプソケットに関する安全性要求事項	JIS C 8121-2-1:2000	IEC 60838-2-1(1994),Amd.No.1(1998)に対応 J60838-2-1(H25)の施行後、3 年間(平成 28 年 12 月 31 日まで)有効	B
J60884-1(H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第1部:一般要求事項	JIS C 8282-1:2010	IEC 60884-1(2002), Amd.No.1(2006)に対応	B
J60884-1(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第1部:通則	JIS C 8282-1:2007	IEC 60884-1(2002)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60884-2-1(H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－	JIS C 8282-2-1:2010	IEC 60884-2-1(2006)に対応	B

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	第２－１部:ヒューズ付きプラグの個別要求事項			
J60884-2-1(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第２－１部:ヒューズ付きプラグの個別要求事項	JIS C 8282-2-1:2007	IEC 60884-2-1(1987)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60884-2-2(H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第２－２部:機器用コンセントの個別要求事項	JIS C 8282-2-2:2010	IEC 60884-2-2(2006)に対応	B
J60884-2-2(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第２－２部:機器用コンセントの個別要求事項	JIS C 8282-2-2:2007	IEC 60884-2-2(1989)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60884-2-3(H23)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第２－３部:固定配線用インターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項	JIS C 8282-2-3:2010	IEC 60884-2-3(2006)に対応	B
J60884-2-3(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第２－３部:固定配線用インターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項	JIS C 8282-2-3:2007	IEC 60884-2-3(1989)に対応 平成 26 年 10 月 31 日まで有効	B
J60884-2-5(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第２－５部:アダプタの個別要求事項	JIS C 8282-2-5:2007	IEC 60884-2-5(1995)に対応	B
J60884-2-6(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第２－６部:固定配線用インターロックをもつスイッチ付きコンセントの個別要求事項	JIS C 8282-2-6:2007	IEC 60884-2-6(1997)に対応	B
J60884-2-J1(H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第２－１１部:引掛形などの接続器の個別要求事項	JIS C 8282-2-11:2007		B
J60885-1(H14)	電気ケーブルの電気試験方法－ 第１部:450／750V以下のケーブル、コード及び電線の電気試験	JIS C 3661-1:1998	IEC 60885-1(1987)に対応	D
J60920(H14)	蛍光灯用安定器 一般及び安全要求事項	別紙 160	IEC 60920(1990),Amd.No.1(1993),Amd.No.2(1995)に対応	B 廃[9]
J60922(H14)	放電灯用安定器(蛍光灯用安定器を除く) 一般及び安全要求事項	別紙 161	IEC 60922(1989),Amd.No.1(1990),Amd.No.2(1992)に対応	B 廃[9]
J60928(H14)	蛍光灯用電子安定器 一般及び安全要求事項	別紙 162	IEC 60928(1995)に対応	B 廃[9]
J60950-1(H22)	情報技術機器－安全性－ 第１部:一般要求事項	JIS C 6950-1:2009	IEC 60950-1(2001)に対応	A
J60968(H14)	一般照明用の安定器内蔵型ランプ－安全要求事項	別紙 164	IEC 60968(1988),Amd.No.1(1991),Amd.No.2(1999)に対応	A
J60974-1(H22)	アーク溶接装置－ 第１部:アーク溶接電源	JIS C 9300-1:2006 +追補:2008	IEC 60974-1(2005)に対応	A
J60974-3(H22)	アーク溶接装置－ 第3部:アーク起動及びアーク安定化装置	JIS C 9300-3:2007	IEC 60974-3(2003)に対応	A
J60974-5(H25)	アーク溶接装置－ 第5部:ワイヤ送給装置	JIS C 9300-3:2010	IEC 60974-5(2007)に対応	A
J60974-6(H22)	アーク溶接装置－ 第6部:限定使用率被覆アーク溶接電源	JIS C 9300-6:2006	IEC 60974-6(2003)に対応	A
J60974-7(H22)	アーク溶接装置－ 第7部:トーチ	JIS C 9300-7:2007	IEC 60974-7(2005)に対応	A
J60974-11(H22)	アーク溶接装置－ 第１１部:溶接棒ホルダ	JIS C 9300-11:2008	IEC 60974-11(2004)に対応	A

[9] 「B 廃」とある 3 規格は、p.73 の J60598-1(4.1 版-H14)の廃止時に同時に廃止されるもの。

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
J60974-12(H22)	アーク溶接装置－ 第12部:溶接ケーブルジョイント	JIS C 9300-12:2008	IEC 60974-12(2005)に対応	A
J60998-1(H22)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－ 第1部:通則	JIS C 2814-1:2009	IEC 60998-1(2002)に対応	B
J60998-2-1(H22)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－ 第2－1部:ねじ形締付式接続器具の個別要求事項	JIS C 2814-2-1:2009	IEC 60998-2-1(2002)に対応	B
J60998-2-2(H22)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－ 第2－2部:ねじなし形締付式接続器具の個別要求事項	JIS C 2814-2-2:2009	IEC 60998-2-2(2002)に対応	B
J60998-2-3(H22)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－ 第2－3部:絶縁貫通形締付式接続器具の個別要求事項	JIS C 2814-2-3:2009	IEC 60998-2-3(2002)に対応	B
J60998-2-4(H22)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具－ 第2－4部:ねじ込み形接続器具の個別要求事項	JIS C 2814-2-4:2009	IEC 60998-2-4(2004)に対応	B
J61029-1(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第1部:一般要求事項	JIS C 9029-1:2006	IEC 61029-1(1990)に対応	A
J61029-2-1(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－1部:丸のこ盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-1:2006	IEC 61029-2-1(1993),Amd.No.1(1999),Amd.No.2(2001)に対応	A
J61029-2-2(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－2部:ラジアルアームソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-2:2006	IEC 61029-2-2(1993)に対応	A
J61029-2-3(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－3部:かんな盤及び一面かんな盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-3:2006	IEC 61029-2-3(1993),Amd.No.1(2001)に対応	A
J61029-2-4(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－4部:卓上グラインダの個別要求事項	JIS C 9029-2-4:2006	IEC 61029-2-4(1993),Amd.No.1(2001)に対応	A
J61029-2-5(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－5部:帯のこ盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-5:2006	IEC 61029-2-5(1993),Amd.No.1(2001)に対応	A
J61029-2-6(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－6部:給水式ダイヤモンドドリルの個別要求事項	JIS C 9029-2-6:2006	IEC 61029-2-6(1993)に対応	A
J61029-2-7(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－7部:給水式ダイヤモンドソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-7:2006	IEC 61029-2-7(1993)に対応	A
J61029-2-8(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－8部:単軸立面取り盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-8:2006	IEC 61029-2-8(1995),Amd.No.1(1999),Amd.No.2(2001)に対応	A
J61029-2-9(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－9部:マイタソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-9:2006	IEC 61029-2-9(1995)に対応	A
J61029-2-10(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－10部:切断機の個別要求事項	JIS C 9029-2-10:2006	IEC 61029-2-10(1998)に対応	A
J61029-2-11(H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第2－11部:マイタベンチソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-11:2006	IEC 61029-2-11(2001)に対応	A
J61050(H15)	ネオン変圧器－一般及び安全要求事項	別紙 181	IEC 61050(1991),Amd.No.1(1994)に対応	B
J61058-1(H20)	機器用スイッチ－ 第1部:一般要求事項	JIS C 4526-1:2005	IEC 61058-1(2000),Amd.No.1(2001)に対応	B
J61058-2-1(H20)	機器用スイッチ－ 第2－1部:コードスイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-1:2005	IEC 61058-2-1(1992),Amd.No.1(1995)に対応	B
J61058-2-4(H20)	機器用スイッチ－ 第2－4部:独立形固定スイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-4:2005	IEC 61058-2-4(1995),Amd.No.1(2003)に対応	B
J61058-2-5(H20)	機器用スイッチ－ 第2－5部:切換セレクタの個別要求事項	JIS C 4526-2-5:2005	IEC 61058-2-5(1994)に対応	B

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
J61084-1(H14)	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－ 第1部：一般要求事項	JIS C 8471-1:2000	IEC 61084-1(1991),Amd.No.1(1993)に対応	B
J61084-2-1(H14)	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－ 第2－1部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキング及びダクティングシステムの個別要求事項	JIS C 8471-2-1:2000	IEC 61084-2-1(1996)に対応	B
J61184(H20)	差込みランプソケット	JIS C 8122:2006	IEC 61184(1997),Amd.No.1(2000)に対応	B
J61195(H14)	直管蛍光ランプ－安全要求事項	別紙 186	IEC 61195(1999)に対応	A
J61199(H14)	片口金蛍光ランプ－安全要求事項	別紙 187	IEC 61199(1999)に対応	A
J61242(H14)	電気附属品－家庭用及びこれに類するケーブルリール	別紙 188	IEC 61242(1995)に対応	A
J61347-1(H25)	ランプ制御装置－ 第1部：通則及び安全性要求事項	JIS C 8147-1:2011	IEC 61347-1(2000), Amd.No.1(2010)に対応	B
J61347-1(H20)	ランプ制御装置－ 第1部：一般及び安全性要求事項	JIS C 8147-1:2005	IEC 61347-1(2000)に対応 JIS C 61347-1(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	B
J61347-2-1(H25)	ランプ制御装置－ 第2－1部：始動装置の個別要求事項（グロースタータを除く）	JIS C 8147-2-1:2011	IEC 61347-2-1(2000), Amd.No.1(2005)に対応	C
J61347-2-2(H25)	ランプ制御装置－ 第2－2部：直流又は交流電源用定電圧電球用電子トランスの個別要求事項	JIS C 8147-2-2:2011	IEC 61347-2-2(2000), Amd.No.1(2005), Amd.No.2(2006)に対応	C
J61347-2-3(H25)	ランプ制御装置－ 第2－3部：交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項	JIS C 8147-2-3:2011	IEC 61347-2-3(2000), Amd.No.1(2004), Amd.No.2(2006)に対応	B
J61347-2-3(H20)	ランプ制御装置－ 第2－3部：交流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項	JIS C 8147-2-3:2005	IEC 61347-2-3(2000)に対応 JIS C 61347-1(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	B
J61347-2-8(H25)	ランプ制御装置－ 第2－8部：蛍光灯安定器の個別要求事項	JIS C 8147-2-8:2011	IEC 61347-2-8(2000), Amd.No.1(2006)に対応	B
J61347-2-8(H20)	ランプ制御装置－ 第2－8部：蛍光灯安定器の個別要求事項	JIS C 8147-2-8:2005	IEC 61347-2-8(2000)に対応 JIS C 61347-1(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	B
J61347-2-9(H25)	ランプ制御装置－ 第2－9部：放電灯安定器個別要求事項（蛍光灯を除く）	JIS C 8147-2-9:2011	IEC 61347-2-9(2000), Amd.No.1(2003), Amd.No.2(2006)に対応	B
J61347-2-9(H20)	ランプ制御装置－ 第2－9部：放電灯安定器個別要求事項（蛍光灯を除く）	JIS C 8147-2-9:2005	IEC 61347-2-9(2000),Amd.No.1(2003)に対応 JIS C 61347-1(H25)の施行後、3 年間（平成 28 年 12 月 31 日まで）有効	B
J61347-2-10(H20)	ランプ制御装置－ 第2－10部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項	JIS C 8147-2-10:2005	IEC 61347-2-10(2000)に対応	B
J61347-2-11(H23)	ランプ制御装置－ 第2－11 部：照明器具用のその他の電子回路の個別要求事項	JIS C 8147-2-11:2005	IEC 61347-2-11(2001)に対応	B
J61347-2-12(H21)	ランプ制御装置－ 第2－12部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯を除く）	JIS C 8147-2-12:2008	IEC 61347-2-12(2005)に対応	C
J61347-2-13(H21)	ランプ制御装置－ 第2－13部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項	JIS C 8147-2-13:2008	IEC 61347-2-13(2006)に対応	B
J61386-1(H20)	電線管システム－ 第1部：通則	JIS C 8461-1:2005	IEC 61386-1(1996),Amd.No.1(2000)に対応	B
J61386-21(H20)	電線管システム－	JIS C 8461-21:2005	IEC 61386-21(2002)に対応	B

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	第21部:剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項			
J61386-22(H20)	電線管システム－ 第22部:プライアブル電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-22:2005	IEC 61386-22(2002)に対応	B
J61386-23(H20)	電線管システム－ 第23部:フレキシブル電線管システムの個別要求事項	JIS C 8461-23:2005	IEC 61386-23(2002)に対応	B
J61534-1(H22)	ライティングダクト－ 電源用ダクトの安全性要求事項	JIS C 8473:2009	IEC 61534-1(2003)に対応	B
J61558-1(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第1部:通則及び試験	JIS C 61558-1:2008	IEC 61558-1(2005)に対応	B
J61558-2-1(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－1部:一般用複巻変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-1:2008	IEC 61558-2-1(1997)に対応	B
J61558-2-2(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－2部:制御変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-2:2008	IEC 61558-2-2(1997)に対応	B
J61558-2-3(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－3部:ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-3:2008	IEC 61558-2-3(1999)に対応	B
J61558-2-4(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－4部:一般用絶縁変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-4:2008	IEC 61558-2-4(1997)に対応	B
J61558-2-5(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－5部:かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項	JIS C 61558-2-5:2008	IEC 61558-2-5(1997)に対応	B
J61558-2-6(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－6部:一般用安全絶縁変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-6:2008	IEC 61558-2-6(1997)に対応	B
J61558-2-7(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－7部:がん(玩)具用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-7:2008	IEC 61558-2-7(1997)に対応	B
J61558-2-8(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－8部:ベル及びチャイム用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-8:2008	IEC 61558-2-8(1998)に対応	B
J61558-2-9(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－9部:白熱電球のクラスⅢハンドランプ用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-9:2008	IEC 61558-2-9(2002)に対応	B
J61558-2-12(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－12部:定電圧変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-12:2008	IEC 61558-2-12(2001)に対応	B
J61558-2-13(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－13部:一般用単巻変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-13:2008	IEC 61558-2-13(1999)に対応	B
J61558-2-15(H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性 パート2－15:医療施設の電源用アイソレート型絶縁変圧器に関する特別要求事項	別紙 197	IEC 61558-2-15(1999)に対応	B 廃[10]
J61558-2-17(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第2－17部:スイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-17:2008	IEC 61558-2-17(1997)に対応	B
J61558-2-19(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこ	JIS C 61558-2-19:2008	IEC 61558-2-19(2000)に対応	B

[10] B に分類されるが、JIS が廃止されたことから、廃止する必要があるもの。

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
	れに類する装置の安全性－ 第２－１９部:じょう(擾)乱減衰用変圧器の個別要求事項			
J61558-2-20(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第２－２０部:小形リアクトルの個別要求事項	JIS C 61558-2-20:2008	IEC 61558-2-20(2000)に対応	C
J61558-2-23(H21)	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性－ 第２－２３部:建築現場用変圧器の個別要求事項	JIS C 61558-2-23:2008	IEC 61558-2-23(2000)に対応	B
J8528-8(H16)	往復動内燃機関駆動による交流発電装置 パート８：低出力発電装置に対する要求事項及び試験	別紙 199	International Standard Organization 規格 8528-8(1995)に対応	A

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表２．雑音の強さに関する基準

基準		本文※	備考	種類
基準番号	表題			
J55001(H22)	雑音の強さの規定	別紙 200		F
J55013(H22)	音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	別紙 201	International Special Committee on Radio Interface 規格（以下「CISPR」という。）13(2001),Amd.No.1(2003),Amd.No.2(2006)に対応	E
J55014-1(H20)	家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの妨害波の許容値及び測定法	別紙 202	CISPR14(1993),Amd.No.1(1996)に対応	E
J55015(H20)	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	別紙 202 の 2	CISPR15(2000),Amd.No.1(2001),Amd.No.2(2002)に対応	E
J55022(H22)	情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法	別紙 203	CISPR22(2005),Amd.No.1(2005),Amd.No.2(2006)に対応	E

※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。

表３．遠隔操作機構を有するものに関する基準

基準		本文※	備考
基準番号	表題		
J1000(H14)	遠隔操作機構を有するものに対する要求事項	別紙 204	

表４．経年劣化による注意喚起表示

基準		本文※	備考
基準番号	表題		
J2000(H20)	経年劣化による注意喚起表示に対する要求事項	別紙 205	

表５．事故未然防止に係る安全基準

基準		本文※	備考
基準番号	表題		
J3000(H25)	事故未然防止に係る安全基準	別紙 206	

JIS検索（JISC：日本工業標準調査会）にリンク（閲覧のみです。ダウンロード及び印刷は、できません。）

別紙 7

整合規格として整備すべき規格

別紙7-1

整合規格として整備すべき規格
（部品関係）
（技術基準省令の解釈別表第一から別表第七）

（平成24年度JSA「社会環境整備型規格開発事業“電気用品安全法の性能規定化に対応するＪＩＳ開発”」成果報告書（案）別紙１より抜粋）

（平成25年度にJSAが同事業において一部見直しを行ったことから、今回、その最新版を掲載）

整合規格の整備マップ （案）

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈　別表一第～第七に対応する規格

★ 社会環境整備型規格開発事業“電気用品安全法の性能規定化に対応するＪＩＳ開発”の成果物（案）である。

整合規格リスト（案）（別表第一～第七）　更新版

“仮番号”及び“規格番号”欄の括弧書きの規格は，整合規格にしないものを示す。

仮番号 （整合規格となるもの）	整合規格（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考	別表
	規格番号	タイトル													第
J001	JIS C XXXX	配線器具の安全に関する一般要求事項	○	×	制定	日配工	JIS原案作成		*JIS制定*	採用手続				省令第1項別表第四対応JIS。	四
J002	JIS C 8352	配線用ヒューズ通則	○	×	改正	JEMA		JIS原案作成	JIS改正	採用手続				*C8352系を在来工事(従来の電技)，IEC対応をIEC工事(60364)として適用範囲で区分する。*	三
J003	JIS C 8313	配線用つめ付きヒューズ	○	×	改正	JEMA			JIS原案作成	JIS改正	採用手続			可溶体が露出しており、供用期間中に特性が変化するが、将来的に性能規定を満たすと評価できるかという課題がある。	三
~~*J004*~~	~~*JIS C XXXX*~~	~~*管形ヒューズ*~~	~~—~~	~~—~~	~~*制定*~~	~~*JEMA*~~			~~*JIS原案作成*~~	~~*JIS制定*~~	~~*採用手続*~~			JISC6575-2で対応できるため、制定は不要となる。	三
J005	JIS C XXXX	その他の包装ヒューズその1	—	—	制定	JEMA			JIS原案作成	JIS制定	採用手続			省令第1項別表第三にしかないヒューズの規定をJIS化する。 *基板実装用として新規制定。*	三
~~*J006*~~	~~*JIS C XXXX*~~	~~*その他の包装ヒューズその2*~~	~~○~~	~~×~~	~~*制定*~~	~~*JEMA*~~			~~*JIS原案作成*~~	~~*JIS制定*~~	~~*採用手続*~~			*005に一本化し、制定不要とした。*	三
J007	JIS C 8314	配線用筒形ヒューズ	○	×	改正	JEMA		JIS原案作成	JIS改正	採用手続				省令第1項別表第三との差分に対して検討する。	三
J008	JIS C 8319	配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ	○	×	改正	JEMA			JIS原案作成	JIS改正	採用手続			省令第1項別表第三との差分に対して検討する。	三
J009	JIS C XXXX	小形交流電動機の安全	—	—	制定	JEMA		素案作成	JIS原案作成	JIS改正	採用手続				七
J010	JIS C 8368	電流制限器	○	○	改正	電気協会		素案作成	JIS原案作成	JIS改正	採用手続				五
J011	JIS C XXXX	電線*及び電気温床線の安全に関する要求事項*	○	—	制定	電線工業会		JIS原案作成	JIS制定	採用手続				JIS C 3005の改正は必要となる。 コードは機器用なので，IEC工事と在来工事の区別はないが，ケーブルについては，在来工事専用規格となる。	—
	JIS C 3005	ゴム・プラスチック絶縁電線試験方法	—	—	改正	電線工業会		JIS原案作成	JIS改正						—
J012	JIS C XXXX	金属製線樋及び附属品に関する一般要求事項	○	×	制定	設備学会		JIS原案作成	JIS制定	採用手続				適用範囲の拡大はある可能性がある。 現在は，線樋専用に省令第1項別表第二対応JISを作成する予定。	二
J013	JIS C XXXX	ベル用，表示器用*及び*リモートコントロール用変圧器	○	×	制定	日配工		規格体系の検討	JIS原案作成	JIS制定	採用手続			省令第1項別表第六対応JIS。 *METIヒアリングの結果，オゾン発生器用を除外した。*	六
J60127-1	JIS C 6575-1	ミニチュアヒューズ－第1部：ミニチュアヒューズに関する用語及びミニチュアヒューズリンクに対する通則	—	—	確認	JSA b)				採用手続					三
J60127-2	JIS C 6575-2	ミニチュアヒューズ－第2部：管形ヒューズリンク	—	—	*改正*	JSA b)			*JIS原案作成*	*JIS改正*	*採用手続*			*一部の別表第三対応ヒューズの規定を追加。*	三
J60127-3	JIS C 6575-3	ミニチュアヒューズ－第3部：サブミニチュアヒューズリンク（その他の包装ヒューズ）	—	—	確認	JSA b)				採用手続					三
J60127-4	JIS C 6575-4	ミニチュアヒューズ－第4部：UMヒューズリンク（UMF）並びにその他の端子挿入形及び表面実装形ヒューズリンク	—	—	確認	JSA b)				採用手続					三
J014	*JIS C 6575-7*	*その他の包装ヒューズその3（特殊用途用ミニュチュア）*	*—*	*—*	*制定*	*JSA b)*			*JIS原案作成*	*JIS制定*	*採用手続*			*IEC 60127-7が2013年に制定されたため，対応JISが必要になる。*	三
J60227-1	JIS C 3662-1	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第1部：通則	×	○	確認	電線工業会				採用手続					—
J60227-3	JIS C 3662-3	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第3部：固定配線用シースなしケーブル	×	○	確認	電線工業会				採用手続					—
J60227-4	JIS C 3662-4	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第4部：固定配線用シース付きケーブル	×	○	確認	電線工業会				採用手続					—
J60227-5	JIS C 3662-5	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第5部：可とうケーブル（コード）	—	—	確認	電線工業会				採用手続				コードは，IEC工事と在来工事の区別はない。	—
J60227-7	JIS C 3662-7	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル―第7部：遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブル	×	○	確認	電線工業会				採用手続					—
J60238	JIS C 8280	ねじ込みランプソケット	—	—	確認	照明工				採用手続					四

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　“○”：設備基準に使用可　“△”：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　“×”：設備基準に使用不可　“－”：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）
「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：“JSA a)”：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　“JSA b)”：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　“JSA c)”：業界団体が存在しない規格

整合規格リスト（案）（別表第一～第七）　更新版

“仮番号”及び“規格番号”欄の括弧書きの規格は，整合規格にしないものを示す。

仮番号（整合規格となるもの）	整合規格（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考	別表第
	規格番号	タイトル													
J60245-1	JIS C 3663-1	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル－第1部：通則	×	○	確認	電線工業会				採用手続					一
J60245-3	JIS C 3663-3	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル－第3部：耐熱シリコンゴム絶縁ケーブル	×	○	確認	電線工業会				採用手続					一
J60245-4	JIS C 3663-4	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル－第4部：コード及び可とうケーブル	×	○	確認	電線工業会				採用手続				コードは，IEC工事と在来工事の区別はない。	一
	JIS C 3663-6	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル－第6部：アーク溶接電極ケーブル	－	－	確認	電線工業会								電安法の対象外。整合規格リストではなく，安全重要部品リストに必要（来年度のリストに必要）。	一
J60245-7	JIS C 3663-7	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル―第7部：耐熱性エチレンビニルアセテートゴム絶縁ケーブル	×	○	確認	電線工業会				採用手続					一
J60245-8	JIS C 3663-8	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル―第8部：高可とう性コード	－	－	確認	電線工業会				採用手続					一
（J60269-1）	JIS C 8269-1	低電圧ヒューズ－第1部：一般要求事項	*×*	○	*改正*	*JEMA*			*JIS原案作成*	*JIS改正*	*採用手続*			*C8352系を在来工事(従来の電技)，IEC対応をIEC工事(60364)として適用範囲で区分する。JIS C 8269-1は、最新IECに合わせ改正(IDT)する。*	三
（J60269-2）	JIS C 8269-2	低電圧ヒューズ－第2部：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用のヒューズ）	×	○	*改正*	*JEMA*			*JIS原案作成*	*JIS改正*	*採用手続*			*C8352系を在来工事(従来の電技)，IEC対応をIEC工事(60364)として適用範囲で区分する。JIS C 8269-2は、IEC 60269-2-1を統合した最新IECに合わせ改正する。*	三
（J60269-2-1）	JIS C 8269-2-1	低電圧ヒューズ－第2部：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用のヒューズ）－第I章～第V章：専門家用標準ヒューズの例	×	○	廃止？									*IECが廃止（IEC 60269-2に統合）*	三
（J60269-3）	（現在J規格、JISなし）	低電圧ヒューズ パート3：非熟練者用ヒューズの追加必要事項（主として家庭用及びこれに類する用途のヒューズ）	*×*	*○*	*廃止（J規格）*									*J規格にあるがJISはなし。非専門家が工事したときの安全性が確認できないため，対応JISは作成せず，J60269-3を廃止する。*	三
（J60269-3-1）	（現在J規格、JISなし）	低電圧ヒューズ パート3：非熟練者用ヒューズの追加必要事項（主として家庭用及びこれに類する用途のヒューズ）セクションⅠからⅣ	－	－	－									保護協調の関係からWTO/TBT通告の附属書第三F．の但し書きを使えるか検討する。	三
（J60269-J1）	JIS C 8269-11	低電圧ヒューズ－第11部：A種，B種ヒューズ	○	×	統合	JEMA								JIS C 8352に統合する。	三
J60309-1	JIS C 8285	工業用プラグ，コンセント及びカプラ	○	○	確認	JSA a)＋関係団体？				採用手続				プラグは製品規格で引用，コンセントはIEC設備対応だけにする方向。	四
J60320-1	JIS C 8283-1	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第1部：一般要求事項	－	－	確認	JSA a)＋関係団体？				採用手続				製品規格で引用される。	四
J60320-2-1	JIS C 8283-2-1	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第2-1部：ミシン用カプラ	－	－	確認	縫製機械工業会 or JSA c）？				採用手続				担当団体は来年度確認する。	四
J60320-2-2	JIS C 8283-2-2	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第2-2部：相互接続カプラ	－	－	確認	JSA a）＋関係団体？				採用手続					四
J60320-2-3	JIS C 8283-2-3	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第2-3部：IPX1以上の保護等級をもつ機器用カプラ	－	－	確認	JSA a）＋関係団体？				採用手続				製品規格で引用される。	四
（J60320-2-4）	JIS C 8283-2-4	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第2-4部：機器の質量によってかん（嵌）合するカプラ	－	－	廃止？									電安法対象外であり、製品規格からも引用されないため廃止する。	四
（J60320-2-J1）	JIS C 8283-2-101	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ－第2-101部：電熱機器用カプラ	－	－	統合	日配工								J001があれば不要な規格であるが、マグネットプラグ及びアイロンプラグを認めるJIS C 9335の個別規格でJ001を引用する必要がある（来年度周知）。	四

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　“○”：設備基準に使用可　“△”：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　“×”：設備基準に使用不可　“－”：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）
「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：“JSA a)”：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　“JSA b)”：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　“JSA c)”：業界団体が存在しない規格

整合規格リスト（案）（別表第一～第七）　更新版

“仮番号”及び“規格番号”欄の括弧書きの規格は，整合規格にしないものを示す。

仮番号 （整合規格となるもの）	整合規格（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考	別表
	規格番号	タイトル													第
J60335-1	JIS C 9335-1	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第1部：一般要求事項	－	－	改正	JET	JIS原案作成	JIS改正		採用手続					四
J60335-2-28	JIS C 9335-2-28	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-28部：ミシンの個別要求事項	－	－	改正	縫製機械工業会 or JSA c）？								来年度にミシンと合わせてスケジュールを検討する。	四
J60400	JIS C 8324	蛍光灯ソケット及びスタータソケット	－	－	改正	照明工			JIS原案作成	JIS改正（改正前のJISで）採用手続	改正要望			H28年度（仮）に採用要望でもいいのではないか？	四
J60502-1	JIS C 3667	定格電圧1 kV～30 kVの押出絶縁電力ケーブル及びその附属品－定格電圧0.6/1 kVのケーブル	×	○	確認	電線工業会				採用手続					一
J60570	JIS C 8472	ライティングダクト－照明器具用ダクトの安全性要求事項	○	○	確認	照明工				採用手続				在来工事のデビエーションを残す方向。	四
J60669-1	JIS C 8281-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第1部：一般要求事項	×	○	確認	日配工				採用手続				次回IEC改正時にJISを改正し，IEC工事専用のJISとして残す。	四
J60669-2-1	JIS C 8281-2-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第2-1部：電子スイッチの個別要求事項	×	○	確認	日配工				採用手続				次回IEC改正時にJISを改正し，IEC工事専用のJISとして残す。	四
J60669-2-2	JIS C 8281-2-2	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第2-2部：電磁遠隔制御式スイッチ（RCS）の個別要求事項	×	○	確認	日配工				採用手続				次回IEC改正時にJISを改正し，IEC工事専用のJISとして残す。	四
J60669-2-3	JIS C 8281-2-3	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ－第2-3部：遅延スイッチ（TDS）の個別要求事項	×	○	確認	日配工				採用手続				次回IEC改正時にJISを改正し，IEC工事専用のJISとして残す。	四
J60670-1	JIS C 8462-1	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第1部：一般要求事項	○	○	改正	設備学会		JIS原案作成	JIS改正		採用手続				二，四
（J60670-21）	JIS C 8462-21	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	○	○	確認	設備学会								現行省令第2項にはあるが、整合規格として、要望する予定なし。	二
J60670-22	JIS C 8462-22	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	×	○	確認	設備学会								一部がジョイントボックスで対象になる可能性があり、整合規格化が必要と考える。	四
J60691	JIS C 6691	温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針	－	－	改正	JSA b）			JIS原案作成	JIS改正	採用手続			温度ヒューズに、省令第1項別表第三ヒューズの一部を追加するかどうかを検討する。 また，省令第1項別表第三の内容を一部デビエーションとして取り入れることも検討する。	三
J60730-1	JIS C 9730-1	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第1部：一般要求事項	－	－	確認	JSA c）				採用手続				製品規格で引用される。	四
J60730-2-6	JIS C 9730-2-6	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第2-6部：機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項	－	－	確認	JSA c）				採用手続				製品規格で引用される。	四
J60730-2-7	JIS C 9730-2-7	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第2-7部：タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項	－	－	確認	JSA c）				採用手続				製品規格で引用される。	四
J60730-2-15	JIS C 9730-2-15	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－第2-15部：自動電気式の空気流量，水量及び水位検出制御装置の個別要求事項	－	－	確認	JSA c）				採用手続				製品規格で引用される。	四
J60838-1	JIS C 8121-1	ランプソケット類－第1部：一般要求事項及び試験	－	－	確認	照明工				採用手続					四
J60838-2-1	JIS C 8121-2-1	ランプソケット類－第2-1部：S14形ランプソケットに関する安全性要求事項	－	－	確認	照明工				採用手続					四
J60884-1	JIS C 8282-1	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第1部：一般要求事項	×	○	確認	日配工				採用手続				プラグは製品規格で引用，コンセントは将来的にIEC設備対応だけにする方向。	四

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　“○”：設備基準に使用可　“△”：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　“×”：設備基準に使用不可　“－”：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）
「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：“JSA a)”：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　“JSA b)”：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　“JSA c)”：業界団体が存在しない規格

整合規格リスト（案）（別表第一～第七）　更新版

“仮番号”及び“規格番号”欄の括弧書きの規格は，整合規格にしないものを示す。

仮番号（整合規格となるもの）	整合規格（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考	別表第
	規格番号	タイトル													
J60884-2-1	JIS C 8282-2-1	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-1部：ヒューズ付きプラグの個別要求事項	－	－	確認	日配工				採用手続					四
J60884-2-2	JIS C 8282-2-2	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-2部：機器用コンセントの個別要求事項	－	－	確認	日配工				採用手続					四
J60884-2-3	JIS C 8282-2-3	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-3部：固定配線用のインターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項	×	○	確認	日配工				採用手続				将来的にIEC設備対応だけにする方向。	四
J60884-2-5	JIS C 8282-2-5	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-5部：アダプタの個別要求事項	－	－	確認	日配工				採用手続					四
J60884-2-6	JIS C 8282-2-6	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-6部：固定配線用インターロックをもつスイッチ付きコンセントの個別要求事項	×	○	確認	日配工				採用手続				将来的にIEC設備対応だけにする方向。	四
	(IEC 60884-2-7)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-7部：コード延長セットの個別要求事項	×	×										日本では使用できない極配置のものなので、JISの意味がない。 基本的な技術上の問題（コンセントの形状が異なる）からWTO/TBT通告の附属書第三F．の但し書きを使えるか検討する。	四
（J60884-2-J1）	JIS C 8282-2-11	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－第2-11部：引掛形などの接続器の個別要求事項	○	×	統合	日配工								J001でカバーできるため不要である。	四
J60898-1	JIS C 8211附属書1	住宅及び類似設備用配線用遮断器	×	○	確認	JEMA				採用手続				附属書1だけ整合規格とする。	四
J60947-1	JIS C 8201-1	低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則	×	○	確認	JEMA				採用手続					四
J60947-2-1	JIS C 8201-2-1附属書1	低圧開閉装置及び制御装置－第2-1部：回路遮断器（配線用遮断器及びその他の遮断器）	×	○	確認	JEMA				採用手続				附属書1だけ整合規格とする。	四
J60947-2-2	JIS C 8201-2-2附属書1	低圧開閉装置及び制御装置－第2-2部：漏電遮断器	×	○	確認	JEMA				採用手続				附属書1だけ整合規格とする。	四
J60947-4-1	JIS C 8201-4-1	低圧開閉装置及び制御装置－第4部：接触器及びモータスターター第1節：電気機械式接触器及びモータスタータ	○	○	確認	JEMA				採用手続					四
J60950-1	JIS C 6950-1	情報技術機器－安全性－第1部：一般要求事項	－	－	改正	JBMIA		JIS改正		採用手続				*別表第八・第九のマップ案に記載*	四
J60998-1	JIS C 2814-1	家庭用及びこれに類する用途の定電圧用接続器具－第1部：通則	○	○	確認	日配工				採用手続				IEC整合でも日本の電線が接続できる可能性がある。製品規格から引用される。	四
J60998-2-1	JIS C 2814-2-1	家庭用及びこれに類する用途の定電圧用接続器具－第2-1部：ねじ形締付式接続器具の個別要求事項	○	○	確認	日配工				採用手続				IEC整合でも日本の電線が接続できる可能性がある。製品規格から引用される。	四
J60998-2-2	JIS C 2814-2-2	家庭用及びこれに類する用途の定電圧用接続器具－第2-2部：ねじなし形締付式接続器具の個別要求事項	○	○	確認	日配工				採用手続				IEC整合でも日本の電線が接続できる可能性がある。製品規格から引用される。	四
J60998-2-3	JIS C 2814-2-3	家庭用及びこれに類する用途の定電圧用接続器具－第2-3部：絶縁貫通形締付式接続器具の個別要求事項	○	○	確認	日配工				採用手続				IEC整合でも日本の電線が接続できる可能性がある。製品規格から引用される。	四
J60998-2-4	JIS C 2814-2-4	家庭用及びこれに類する用途の定電圧用接続器具－第2-4部：ねじ込み形接続器具の個別要求事項	○	○	確認	日配工				採用手続				IEC整合でも日本の電線が接続できる可能性がある。製品規格から引用される。	四
J61009-1	JIS C 8222附属書1	住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き（RCBOs）	×	○	確認	JEMA				採用手続				附属書1だけ整合規格とする。	四
J61050	JIS C 8109	ネオン変圧器	－	－	確認	JEMA				採用手続				将来は11条提案を検討する。	六
J61058-1	JIS C 4526-1	機器用スイッチ－第1部：一般要求事項	－	－	*改正*	NECA	*JIS改正*			採用手続					四
J61058-2-1	JIS C 4526-2-1	機器用スイッチ－第2-1部：コードスイッチの個別要求事項	－	－	*改正*	*NECA*		*原案作成*	*JIS改正*	採用手続				*JISは通則の発行年を固定。 IEC版遅れのため改正する。*	四
J61058-2-4	JIS C 4526-2-4	機器用スイッチ－第2-4部：独立形固定スイッチの個別要求事項	－	－	確認	*NECA*				採用手続				*JISは通則の発行年を固定。現在IEC改正なし。IEC改正時に対応を検討する。*	四

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　“○”：設備基準に使用可　“△”：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　“×”：設備基準に使用不可　“－”：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）
「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：“JSA a)”：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　“JSA b)”：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　“JSA c)”：業界団体が存在しない規格

整合規格リスト（案）（別表第一～第七）　更新版

“仮番号”及び“規格番号”欄の括弧書きの規格は，整合規格にしないものを示す。

仮番号（整合規格となるもの）	整合規格（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考	別表第
	規格番号	タイトル													
J61058-2-5	JIS C 4526-2-5	機器用スイッチ－第2-5部：切換セレクタの個別要求事項	－	－	*改正*	*NECA*			*原案作成*	*JIS改正* 採用手続				*JISは通則の発行年を固定。IEC版遅れのため改正する。* *（需要なく，廃止する可能性大）*	四
J61084-1	JIS C 8471-1	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム―第1部：一般要求事項	○	○	確認	設備学会					採用手続				二
（J61084-2-1）	JIS C 8471-2-1	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティングシステム－第2-1部：壁及び天井に取り付けることを目的とするケーブルトランキング及びダクティングシステムの個別要求事項	○	○	確認	設備学会								現行省令第2項にはあるが、整合規格として、要望する予定なし。	二
J61184	JIS C 8122	差込みランプソケット	－	－	確認	照明工	JIS改正			採用手続					四
（J61242）	JIS C 8284	電気アクセサリー－家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール	－	－	廃止？									日本では使用できない極配置のものなので、JISの意味がない。 基本的な技術上の問題（コンセントの形状が異なる）からWTO/TBT通告の附属書第三F．の但し書きを使えるか検討する。	四
J61347-1	JIS C 8147-1	ランプ制御装置―第1部：通則及び安全性要求事項	－	－	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS改正	採用手続			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。独立形安定器のIEC設備への使用の可否は検討する。	六
J61347-2-3	JIS C 8147-2-3	ランプ制御装置―第2-3部：交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項	－	－	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS改正	採用手続			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。	六
J61347-2-8	JIS C 8147-2-8	ランプ制御装置―第2-8部：蛍光灯安定器の個別要求事項	－	－	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS改正	採用手続			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。	六
J61347-2-9	JIS C 8147-2-9	ランプ制御装置―第2-9部：放電灯安定器の個別要求事項	－	－	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS改正	採用手続			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。	六
J61347-2-10	JIS C 8147-2-10	ランプ制御装置―第2-10部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項	－	－	改正	JSA c）？			JIS改正原案作成	JIS改正	採用手続			製造者に確認の上、１１条で行うか検討する。	六
J61347-2-12	JIS C 8147-2-12	ランプ制御装置―第2-12部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯を除く）	－	－	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS制定	採用手続			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。	六
J61347-2-13	JIS C 8147-2-13	ランプ制御装置―第2-13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項	－	－	改正	電球工		JIS改正検討	JIS改正原案作成	JIS制定	採用手続			省令第1項別表第六対応JISは作成せずに、附属書に省令第1項対応基準を追加する。	六
J61386-1	JIS C 8461-1	電線管システム―第1部：通則	○	○	改正	設備学会			JIS原案作成	JIS改正	採用手続				二
J61386-21	JIS C 8461-21	電線管システム―第21部：剛性（硬質）電線管システムの個別要求事項	○	○	改正	設備学会			JIS原案作成	JIS改正	採用手続				二
J61386-22	JIS C 8461-22	電線管システム―第22部：プライアブル電線管システムの個別要求事項	○	○	改正	設備学会			JIS原案作成	JIS改正	採用手続				二
（J61386-23）	JIS C 8461-23	電線管システム－第23部：フレキシブル電線管システムの個別要求事項	○	○	確認	設備学会								現行省令第2項にはあるが、整合規格として、要望する予定なし。	二
J61534-1	JIS C 8473	ライティングダクト－電源用ダクトの安全性要求事項	○	○	確認	設備学会				採用手続				在来工事のデビエーションを残す方向。	四
J61558-1	JIS C 61558-1	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第1部：通則及び試験	○	○	確認	JSA c）				採用手続					六
J61558-2-1	JIS C 61558-2-1	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第2-1部：一般用の複巻変圧器及び複巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c）				採用手続					六
（J61558-2-2）	JIS C 61558-2-2	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-2部：制御変圧器の個別要求事項	○	○	廃止								廃止	需要なし。	六

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　“○”：設備基準に使用可　“△”：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　“×”：設備基準に使用不可　“－”：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）
「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：“JSA a)”：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　“JSA b)”：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　“JSA c)”：業界団体が存在しない規格

整合規格リスト（案）（別表第一～第七）　更新版

“仮番号”及び“規格番号”欄の括弧書きの規格は，整合規格にしないものを示す。

仮番号（整合規格となるもの）	整合規格（案）		在来工事	IEC工事	制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降	備考	別表第
	規格番号	タイトル													
J61558-2-3	JIS C 61558-2-3	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第2-3部：ガスバーナ及び石油バーナ用点火変圧器の個別要求事項	○	○	改正	JSA b）	JIS原案作成	JIS改正		採用手続				平成24年度委託事業。	六
J61558-2-4	JIS C 61558-2-4	入力電圧1 100 V以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性―第2-4部：絶縁変圧器及び絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c）				採用手続					六
J61558-2-5	JIS C 61558-2-5	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-5：かみそり用変圧器及びかみそり用電源装置の個別要求事項	✓	○	確認	JSA c）				採用手続				IEC設備基準から引用されている。	六
J61558-2-6	JIS C 61558-2-6	入力電圧1 100 V以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性―第2-6部：安全絶縁変圧器及び安全絶縁変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c）				採用手続					六
J61558-2-7	JIS C 61558-2-7	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第2-7部：玩具用変圧器及び玩具用電源装置の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c）				採用手続					六
J61558-2-8	JIS C 61558-2-8	変圧器，電源装置，リアクトル及びこれに類する装置の安全性―第2-8部：ベル及びチャイム用の変圧器及び電源装置の個別要求事項及び試験	×	○	改正	JSA c）	JIS原案作成	JIS改正		採用手続				平成24年度委託事業。	六
（J61558-2-9）	JIS C 61558-2-9	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-9部：白熱電球のクラスIIIハンドランプ用変圧器の個別要求事項	○	○	廃止								廃止	需要なし。	六
（J61558-2-12）	JIS C 61558-2-12	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-12部：定電圧変圧器の個別要求事項	○	○	廃止								廃止	需要なし。	六
J61558-2-13	JIS C 61558-2-13	入力電圧1 100 V以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性―第2-13部：単巻変圧器及び単巻変圧器を組み込んだ電源装置の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c）				採用手続					六
（J61558-2-15）	（現在J規格、JISなし	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全性　パート2-15：医療施設の電源用アイソレート型絶縁変圧器に関する特別要求事項	×	×	―									IEC設備に使えないためにJIS化せず。	六
J61558-2-16	JIS C 61558-2-16	入力電圧1 100 V以下の変圧器，リアクトル，電源装置及びこれに類する装置の安全性―第2-16部：スイッチモード電源装置及びスイッチモード電源装置用変圧器の個別要求事項及び試験	○	○	確認	JSA c）				採用手続					六
（J61558-2-19）	JIS C 61558-2-19	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-19部：じょう（擾）乱減衰用変圧器の個別要求事項	○	○	廃止								廃止	需要なし。	六
（J61558-2-20）	JIS C 61558-2-20	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-20部：小形リアクトルの個別要求事項	○	○	改正	JSA c）	JIS原案作成	JIS制定						製品規格から引用される。電安法対象外なので整合規格とはしない。安全重要部品となるかどうかは検討する。	六
（J61558-2-23）	JIS C 61558-2-23	変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性－第2-23部：建築現場用変圧器の個別要求事項	○	○	廃止								廃止	需要なし。	六

96　　← J規格数（括弧付き，空欄，制定中止の2規格を除く。）

「在来工事」及び「IEC工事」欄の記号の意味：　“○”：設備基準に使用可　“△”：規格でカバーする一部の製品が設備基準に使用可　“×”：設備基準に使用不可　“－”：設備基準に該当しない（機器組込用など，設備用以外の資材）

98　　「担当団体」欄の「JSA a)」～「JSA c)」の意味：　“JSA a)”：共通的・横断的な規格でJIS原案を作成する団体を特定できない規格　“JSA b)”：業界団体にJIS原案を作成する体力がない規格　“JSA c)”：業界団体が存在しない規格

別紙 7-2

整合規格として整備すべき規格（完成品関係、リチウムイオン電池及びその他）[11]（技術基準省令の解釈別表第八及び別表第九）

[11] 別紙 7-2 については、平成 25 年度に一般財団法人日本規格協会が 社会環境整備型規格開発事業「電気用品安全法の性能規定化に対応するＪＩＳ開発」において作成中である。本改訂 3 版を発行するとき、一般財団法人日本規格協会でのとりまとめ結果を反映する。ここでは、作成中（2014.2.26 時点：最新版ではない）のリストを掲載する。

整合規格の整備マップ （案） （別表第八・第九）

ページ

別紙１ 整合規格の整備マップ （案）（J規格番号順） …… 103～122
別紙２ 安全重要部品のリスト （案） （参考資料） …… 123～125

★ 社会環境整備型規格開発事業 “電気用品安全法の性能規定化に対応するＪＩＳ開発” の成果物（案）である。

別紙1

整合規格の整備マップ（案）（別表第八・第九）　（J 規格番号順）

整合規格（案）			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
~~J102~~	~~JIS C 7551-2~~	~~一般照明用白熱電球と互換性のあるハロゲン電球~~										対象外・削除	－
~~J103~~	~~JIS C 7551-3~~	~~ハロゲン電球（自動車用を除く）~~										対象外・削除	－
J60065	JIS C 6065	オーディオ，ビデオ及び類似の電子機器	確認 改正	JBMIA			採用手続 （原案作成）		（JIS改正）	（改正手続）		インターホンは JIS C 6065 に追加しない。エレクトロニックフラッシュは含まれる。 IEC 60065 Ed.8対応の改正	○
J60335-1	JIS C 9335-1	通則	改正	JET	原案作成	JIS改正		採用手続					○
J60335-2-2	JIS C 9335-2-2	真空掃除機及び吸水式掃除機	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J60335-2-3	JIS C 9335-2-3	電気アイロン	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○
J60335-2-4	JIS C 9335-2-4	電気脱水機	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○
J60335-2-5	JIS C 9335-2-5	電気食器洗機	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J60335-2-6	JIS C 9335-2-6	据置形ホブ、オーブン、クッキングレンジ及びこれらに類する機器	改正	JEMA				原案作成	JIS改正 採用手続				○
J60335-2-7	JIS C 9335-2-7	電気洗濯機	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○
J60335-2-8	JIS C 9335-2-8	電気かみそり及び毛髪バリカン	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○
J60335-2-9	JIS C 9335-2-9	可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれら	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
		に類する機器											
J60335-2-10	JIS C 9335-2-10	床処理機及び湿式洗いブラシ機	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J60335-2-11	JIS C 9335-2-11	回転ドラム式電気乾燥機	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○
J60335-2-12	JIS C 9335-2-12	ウォームプレート及びこれに類する機器		JSA？								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
J60335-2-13	JIS C 9335-2-13	深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する機器	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○
J60335-2-14	JIS C 9335-2-14	ちゅう房機器	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J60335-2-15	JIS C 9335-2-15	液体加熱機器	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J60335-2-16	JIS C 9335-2-16	ディスポーザ	改正	JSA		原案作成	JIS改正	採用手続				9335WG（その他）で審議した結果，11条とした。	○
J60335-2-17	JIS C 9335-2-17	毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J60335-2-21	JIS C 9335-2-21	貯湯式電気温水器	改正	JEMA				原案作成	JIS改正 採用手続			温水洗浄便座用の電気温水器は、2本立てのJISを作成する。	○
J60335-2-23	JIS C 9335-2-23	スキンケア又はヘアケア用機器	改正	JEMA				原案作成	JIS改正 採用手続				○
J60335-2-24	JIS C 9335-2-24	冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続				○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
J60335-2-25	JIS C 9335-2-25	電子レンジ及び複合形電子レンジ	改正	JEMA				原案作成	JIS 改正 採用手続				○
J60335-2-26？	JIS C 9335-2-26	クロック		JSA？								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
J60335-2-27	JIS C 9335-2-27	紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置	改正	JSA？								適用範囲を確認した結果，家庭用光線治療器は含まれていないことが分かった。12条では改正しない。	○
J60335-2-28	JIS C 9335-2-28	ミシン	改正	縫製工			原案作成	JIS 改正	採用手続			ミシン用コントローラーは、特定電気用品。	○
J60335-2-29	JIS C 9335-2-29	バッテリチャージャ [1]	改正	JSA		原案作成	JIS 改正	採用手続				SELV 以下の充電器が対象。 9335WG（その他）で審議した結果，11条とした。	○
J60335-2-30	JIS C 9335-2-30	ルームヒータ	改正	JEMA		原案作成	JIS 改正		採用手続				○
J60335-2-31	JIS C 9335-2-31	レンジフード	改正	JEMA				原案作成	JIS 改正 採用手続				○
J60335-2-32	JIS C 9335-2-32	マッサージ器	改正	HAPI			原案作成	JIS 改正	採用手続			追加4項目対応が困難 **注** [3]	×
J60335-2-35	JIS C 9335-2-35	瞬間湯沸器	改正	JSA？								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
J60335-2-36	JIS C 9335-2-36	業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこ	改正	JSA？								9335WGで審議した結果“12条提案をしない”とし	○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
		んろ部										た。 11 条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	
J60335-2-37	JIS C 9335-2-37	業務用フライヤ	改正	JSA？								9335WG で審議した結果“12 条提案をしない”とした。 11 条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	○
J60335-2-38	JIS C 9335-2-38	業務用電気グリドル及びグリドルグリル	改正	JSA？								9335WG で審議した結果“12 条提案をしない”とした。 11 条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	○
J60335-2-39	JIS C 9335-2-39	業務用多目的調理なべ	改正	JSA？								9335WG で審議した結果“12 条提案をしない”とした。 11 条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	○
J60335-2-40	JIS C 9335-2-40	エアコンディショナ及び除湿機	改正	JEMA			原案作成	JIS 改正	採用手続				○
J60335-2-41	JIS C 9335-2-41	ポンプ	改正	JEMA		原案作成	JIS 改正		採用手続				○
J60335-2-42	JIS C 9335-2-42	業務用コンベクション、蒸し器及びスチームコンベクションオーブン	改正	JSA？								9335WG で審議した結果“12 条提案をしない”とした。 11 条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	○
J60335-2-43	JIS C 9335-2-43	衣類乾燥機及びタオルレール	改正	JSA？									○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
J60335-2-44	JIS C 9335-2-44	電気アイロナ	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J60335-2-45	JIS C 9335-2-45	可搬形加熱工具及びこれに類する機器	改正	JSA？								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
J60335-2-47	JIS C 9335-2-47	業務用電気煮炊きなべ	改正	JSA？								9335WGで審議した結果“12条提案をしない”とした。 11条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	○
J60335-2-48	JIS C 9335-2-48	業務用グリル及びトースタ	改正	JSA？								9335WGで審議した結果“12条提案をしない”とした。 11条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	○
J60335-2-49	JIS C 9335-2-49	食品及び容器類用保温式業務用電気機器		JSA		原案作成	JIS改正	採用手続				9335WGで審議した。	○
J60335-2-50	JIS C 9335-2-50	業務用湯せん器	改正	JSA？								9335WGで審議した結果“12条提案をしない”とした。 11条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	○
J60335-2-51	JIS C 9335-2-51	給湯及び給水設備用据置形循環ポンプ	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○
J60335-2-52	JIS C 9335-2-52	口こう(腔)衛生機器	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○
J60335-2-53	JIS C 9335-2-53	サウナ用電熱装置及び赤外線キャビン	改正	JSA		原案作成	JIS改正	採用手続				9335WGで審議した。 規格にない“電気サウナバス”が存在する。	○
J60335-2-54	JIS C 9335-2-54	液体又は蒸気利用表面掃除機器	改正	JSA?								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力を	○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
												してくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	
J60335-2-55	JIS C 9335-2-55	水槽及び庭池用電気機器	改正	JSA		原案作成	JIS改正	採用手続				9335WG で審議した。 庭池用以外はカバーしない。	○
J60335-2-56	JIS C 9335-2-56	プロジェクタ及びこれに類する機器	改正	JSA？								IEC あり 写真映像用品工業会に確認。 なくなる製品ばかりのため、11 条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	○
J60335-2-58	JIS C 9335-2-58	業務用の電気式食器洗浄機	改正	JSA？								9335WG で審議した結果“12 条提案をしない”とした。 11 条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	○
J60335-2-59	JIS C 9335-2-59	電撃殺虫器	改正	JSA		原案作成	JIS改正	採用手続				9335WG で審議した。	○
J60335-2-60	JIS C 9335-2-60	渦流浴槽	改正	JSA？								12 条での改正はしない 11 条で改正せず、廃止になる場合は、新たにデビーエションで追加した製品だけの JIS を作成する。	○
J60335-2-61	JIS C 9335-2-61	蓄熱形ルームヒータ	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○
J60335-2-64	JIS C 9335-2-64	業務用ちゅう(厨)房機器	改正	JSA？								9335WG で審議した結果“12 条提案をしない”とした。 11 条で審議しないことが決定した場合は、廃止となる。	○
J60335-2-65	JIS C 9335-2-65	空気清浄機	改正	JEMA				原案作成	JIS改正				○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
									採用手続				
J60335-2-66	JIS C 9335-2-66	ウォータベッド用ヒータ	改正	JSA？								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
J60335-2-67	JIS C 9335-2-67	工業用及び業務用床処理並びに床磨き機	改正	JSA？								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
J60335-2-71	JIS C 9335-2-71	動物ふ卵及び飼育用電熱器具	改正	JSA？								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
~~J60335-2-73~~	~~JIS C 9335-2-73~~	~~固定形浸せきヒータ~~	廃止	~~JSA~~								電安法対象外のため廃止	－
J60335-2-74	JIS C 9335-2-74	可搬形浸せきヒータ	改正	JSA？								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
J60335-2-75	JIS C 9335-2-75	業務用ディスペンサ及び自動販売機	改正	自販機工			原案作成	JIS改正	採用手続			IEC整合JISを作成。	○
J60335-2-76	JIS C 9335-2-76	電気さく用電源装置	改正	JSA？								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
J60335-2-77	JIS C 9335-2-77	手押し式制御芝刈り機	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続			現行JISとIECで版が同じ。	○
J60335-2-78	JIS C 9335-2-78	屋外用バーベキュー台	改正	JSA？								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
J60335-2-79	JIS C 9335-2-79	高圧洗浄機及びスチーム洗浄機	改正	JEMA							原案作成 JIS改正 採用手続	2-79電気ポンプと同じ時間的に平成27年度までに改正することは困難。 追加4項対応は、平成30年度以降。平成32年度ごろまでに対応予定。	○
J60335-2-80	JIS C 9335-2-80	ファン	改正	JEMA				原案作成	JIS改正 採用手続				○
J60335-2-81	JIS C 9335-2-81	足温器及び電熱マット	改正	JEMA		原案作成	JIS改正		採用手続				○
J60335-2-82	JIS C 9335-2-82	サービス機器及びアミューズメント機器	改正	アミューズメント			原案作成	JIS改正	採用手続			IEC整合JISを作成。	○
J60335-2-83	JIS C 9335-2-83	電熱式雨どい凍結防止器	改正	JSA		原案作成	JIS改正	採用手続				IECあり、業界不明 雨どい用しかカバーされない。将来的にJIS C 3651を整合規格にするか要検討。 →今回は11条で改正	○
J60335-2-84	JIS C 9335-2-84	電気トイレとともに使用する電気機器	改正	温洗工			原案作成	JIS改正	採用手続			別表第八対応のJISを別途作成。	○
J60335-2-85	JIS C 9335-2-85	ファブリックスチーマ		JSA?								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性	○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
												がある。	
J60335-2-89	JIS C 9335-2-89	業務用冷凍冷蔵機器	改正	日冷工				原案作成	JIS 改正 採用手続			注 [2] 参照	○
J60335-2-90	JIS C 9335-2-90	業務用電子レンジ	改正	JEMA				原案作成	JIS 改正 採用手続				○
J60335-2-91	JIS C 9335-2-91	電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝縁刈り込み機	改正	JEMA			原案作成	JIS 改正	採用手続			現行 IEC と JIS で版が異なる。	○
J60335-2-92	JIS C 9335-2-92	歩行式芝生用スカリファイア及びエアレータ	改正	JEMA							原案作成 JIS 改正 採用手続	現行 IEC と JIS で版が異なる。 追加 4 項対応は、平成 30 年度以降	○
J60335-2-94	JIS C 9335-2-94	はさみ形草刈り機	改正	JEMA							原案作成 JIS 改正 採用手続	現行 IEC と JIS で版が異なる。 追加 4 項対応は、平成 30 年度以降	○
J60335-2-96	JIS C 9335-2-96	室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子	改正	床暖工			原案作成	JIS 改正	採用手続				○
J60335-2-98	JIS C 9335-2-98	加湿器	改正	JEMA			原案作成	JIS 改正	採用手続				○
J60335-2-100	JIS C 9335-2-100	手持形のガーデンブロ	改正	JEMA			原案	JIS	採用			現行 JIS と IEC で版が同	○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
		ワ、バキューム及びブロワバキューム					作成	改正	手続			じ。	
J60335-2-101	JIS C 9335-2-101	電気くん蒸器	改正	JSA?								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
J60335-2-102	JIS C 9335-2-102	商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器	改正	ガス機器検査協会				原案作成	JIS改正_採用手続				○
J60335-2-105	JIS C 9335-2-105	多機能シャワーキャビネット		JSA?								11条の要件には当てはまるが、原案作成協力をしてくれる利害関係者がいない場合は、改正できずに廃止となる可能性がある。	○
J60335-2-106	JIS C 9335-2-106	アンダーカーペットヒータ	制定	JEMA		原案作成	JIS制定		採用手続			新規追加	○
J60335-2-201	JIS C 9335-2-201	電気カーペット類	廃止									9335-2-106に移行するため廃止	―
J60335-2-202	JIS C 9335-2-202	電気こたつ	改正	JEMA				原案作成	JIS改正_採用手続				○
J60335-2-203	JIS C 9335-2-203	ハードあんか	改正	JEMA				原案作成	JIS改正_採用手続				○
J60335-2-204	JIS C 9335-2-204	電熱マット及び電熱ボード	廃止									我が国独自の規格であるが、国内に需要がないと判断し、廃止。	―
J60335-2-206	JIS C 9335-2-206	電気乾燥機器	改正	JEMA				原案	JIS				○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
								作成	改正 採用手続				
J60335-2-207	JIS C 9335-2-207	水電解器	改正	HAPI			原案作成	JIS改正	採用手続			追加4項目対応が困難 **注** [3]	×
J60335-2-209	JIS C 9335-2-209	家庭用電気治療器	改正	HAPI			原案作成	JIS改正	採用手続			追加4項目対応が困難 **注** [3]	×
J60335-2-210	JIS C 9335-2-210	家庭用電気磁気治療器	改正	HAPI			原案作成	JIS改正	採用手続			追加4項目対応が困難 **注** [3]	×
J60335-2-211	JIS C 9335-2-211	家庭用熱療法治療器	改正	HAPI			原案作成	JIS改正	採用手続			追加4項目対応が困難 **注** [3]	×
J60335-2-212	JIS C 9335-2-212	家庭用吸入器	改正	HAPI			原案作成	JIS改正	採用手続			追加4項目対応が困難 **注** [3]	×
J60335-2-J8	JIS C 9335-2-***	電子冷蔵庫	廃止	JEMA								J規格はJIS化せず、2-24に入れる。	―
J60335-2-***	JIS C 9335-2-***（SELV を超える電圧をもつ家庭用の充電器）	直流電源装置 [1]	制定	JAMA		IECへの提案を検討	(未定)	←	←	←	採用手続	IEC規格なし IEC規格化の動向を見てJIS作成年度を決める。 JIS改正とIEC規格成立が同時になるよう目指す。 採用手続きまで第1項相当基準の存続が必要	○
J60432-1	JIS C 7551-1	一般照明用白熱電球	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続			5年見直しの計画に沿って実施。	○
J60598-1	JIS C 8105-1	照明器具 安全要求事項通則	改正	照明工	原案作成	JIS改正	採用手続	原案作成	JIS改正			追加 4 項目の対応を検討。 IEC最新版(Ed 8)との整合検討。 殺菌灯対応（附属書対応）	○
J60598-2-1	JIS C 8105-2-1	定着灯器具	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続			**注** [4] 適用範囲にLED光源追加。	△
J60598-2-2	JIS C 8105-2-2	埋込み形照明器具	改正	照明		原案	JIS		採用			**注** [4]	△

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
				工		作成	改正		手続				
J60598-2-3	JIS C 8105-2-3	道路及び街路照明器具	確認	照明工					採用手続			注[4]	△
J60598-2-4	JIS C 8105-2-4	一般用移動灯器具	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続			注[4] 適用範囲にLED光源追加。	△
J60598-2-5	JIS C 8105-2-5	投光器	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続			注[4] 適用範囲にLED光源追加。	△
J60598-2-6	JIS C 8105-2-6	変圧器内蔵白熱灯器具	確認	照明工					採用手続			注[4] 白熱電球に限定。IEC規格は廃止する方向で審議中。	△
J60598-2-7	JIS C 8105-2-7	可搬形庭園灯器具	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続			注[4] 適用範囲にLED光源追加。	△
J60598-2-8	JIS C 8105-2-8	ハンドランプ	改正	照明工		原案作成	JIS改正		採用手続			注[4]	△
J60598-2-9	JIS C 8105-2-9	写真及び映画撮影用照明器具(アマチュア用)	改正	照明工					(採用手続)			注[4] 工業会に加盟している企業がない	△
J60598-2-10	(IEC 60598-2-10)	可搬形子供用照明器具	制定	JSA								注[4] H23に11条で制定原案作成済み。 ガイド50の関連で保留	△
J60598-2-11	(IEC 60598-2-11)	観賞魚用照明器具	改正	JSA		JIS改正	採用手続					注[4] H23に11条改正原案作成済み。	△
J60598-2-12	JIS C 8105-2-12	電源コンセント取付形常夜灯	改正	照明工		原案作成	JIS改正		採用手続			注[4]	△
J60598-2-13	JIS C 8105-2-13	地中埋込み形照明器具	改正	照明工		原案作成	JIS改正		採用手続			注[4]	△
(J60598-2-14)	JIS C 8105-2-14	管形冷陰極放電ランプ	制定	JSA		JIS	採用					注[4]	△

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
		（ネオンランプを含む）用照明器具				制定	手続					H24年度に調査委員会から答申済み。	
J60598-2-17	JIS C 8105-2-17	舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具	（改正）	照明工			（原案作成）	（JIS改正）	（採用手続）			注[4] 適用範囲にLED光源追加。	△
~~J60598-2-18~~	~~(IEC 60598-2-18)~~	~~水泳プール用照明器具~~	廃止									電安法対象外のため廃止	―
J60598-2-19	JIS C 8105-2-19	空調照明器具	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続			注[4] 蛍光ランプに限定。LEDを含める必要あるかは要検討。	△
J60598-2-20	JIS C 8105-2-20	ライティングチェーン	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続			注[4] 適用範囲にLED光源追加。	△
J60598-2-22	JIS C 8105-2-22	非常時用照明器具	改正	照明工	原案作成	JIS改正			採用手続			注[4] H25に改正公示予定。誘導灯は非対象。	△
~~J60598-2-23~~	~~JIS C 8105-2-23~~	~~白熱灯用特別低電圧照明システム~~	廃止									電安法対象外	―
J60598-2-24	(IEC 60598-2-24)	表面温度を制限した照明器具	制定	JSA		JIS制定	採用手続					注[4] H23に11条で制定原案作成済み。	△
J60745-1	JIS C 9745-1	手持ち形電動工具－安全性－通則	改正	JEMA				原案作成	JIS改正	採用手続		現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-1	JIS C 9745-2-1	ドリル及び振動ドリル	改正	JEMA				原案作成	JIS改正	採用手続		現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-2	JIS C 9745-2-2	電気スクリュドライバ及びインパクトレンチ	改正	JEMA				原案作成	JIS改正	採用手続		現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-3	JIS C 9745-2-3	グラインダ、ポリッシャ及びディスクサンダ	改正	JEMA					原案作成	JIS改正	採用手続	現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-4	JIS C 9745-2-4	ディスクタイプ以外のサンダ及びポリッシャ	改正	JEMA				原案作成	JIS改正	採用手続		現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-5	JIS C 9745-2-5	丸のこ	改正	JEMA					原案作成	JIS改正	採用手続	現行IECとJISで版が異なる。	○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
J60745-2-6	JIS C 9745-2-6	ハンマ	改正	JEMA				原案作成	JIS改正	採用手続		現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-7	JIS C 9745-2-7	不燃性液体用スプレーガン	廃止	JEMA								取り扱いメーカーがないため、規格作成しない	－
J60745-2-8	JIS C 9745-2-8	シャー及びニブラ	改正	JEMA				原案作成	JIS改正	採用手続		現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-9	JIS C 9745-2-9	タッパ	改正	JEMA					原案作成	JIS改正	採用手続	現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-11	JIS C 9745-2-11	往復動のこぎり(ジグソー及びセーバーソー)	改正	JEMA					原案作成	JIS改正	採用手続	現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-12	JIS C 9745-2-12	コンクリートバイブレータ	改正	JEMA					原案作成	JIS改正	採用手続	現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-13	JIS C 9745-2-13	チェーンソー	改正	JEMA					原案作成	JIS改正	採用手続	現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-14	JIS C 9745-2-14	かんな	改正	JEMA						原案作成	JIS改正＿採用手続	現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-15	JIS C 9745-2-15	ヘッジトリマー及びグラスシャー	改正	JEMA						原案作成	JIS改正＿採用手続	現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-16	JIS C 9745-2-16	タッカ	改正	JEMA						原案作成	JIS改正＿採用手続	現行IECとJISで版が異なる。	○
J60745-2-17	JIS C 9745-2-17	ルータ及びトリマ	改正	JEMA						原案作成	JIS改正＿採用手続	現行IECとJISで版が異なる。	○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度(仮)	H29年度(仮)	H30年度以降(仮)	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
J60745-2-18	JIS C 9745-2-18	バンド掛け機	廃止	JEMA								取り扱いメーカーがないため、規格作成しない	―
J60745-2-19	JIS C 9745-2-19	ジョインタ	改正	JEMA						原案作成	JIS 改正 採用手続	現行 IEC と JIS で版が異なる。	○
J60745-2-20	JIS C 9745-2-20	帯のこ	改正	JEMA						原案作成	JIS 改正 採用手続	現行 IEC と JIS で版が異なる。	○
J60745-2-21	JIS C 9745-2-21	排水管洗浄機	廃止	JEMA								取り扱いメーカーがないため、規格作成しない	―
J60745-2-22	JIS C 9745-2-22 (新規)	カッタ	制定	JEMA							原案作成 JIS 制定 採用手続	現行 JIS がないもの。追加 4 項対応は、平成 30 年度以降。	○
J60745-2-23	JIS C 9745-2-23 (新規)	ダイグラインダ及び小型回転工具	制定	JEMA							原案作成 JIS 制定 採用手続	現行 JIS がないもの。追加 4 項対応は、平成 30 年度以降。	○
J60950-1	JIS C 6950-1 [5]	情報技術機器	改正	JBMIA	原案作成	JIS 改正	採用手続					左記日程は、Amd.1 対応。 なお，現在、JIS C 6950-1:2012 が別表第十二として答申されている。その扱いが保留中と	○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
					-----	-----	----- （原案作成）	-----	----- （JIS改正）	----- （改正手続）	-----	なっている。---------- Amd.2 対応	
J60968-1	JIS C 7620-1	一般照明用電球形蛍光ランプ－安全仕様	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J60974-1	JIS C 9300-1	アーク溶接装置－アーク溶接電源	改正	溶接協会			JIS改正	採用手続				JIS C 9300-10 が採用されれば追加4項目対応	△
J60974-3	JIS C 9300-3	アーク起動及びアーク安定化装置	改正	溶接協会					JIS改正	採用手続		JIS C 9300-10 が採用されれば追加4項目対応	△
J60974-5	JIS C 9300-5	ワイヤ送給装置	改正	溶接協会					JIS改正	採用手続			－
J60974-6	JIS C 9300-6	限定使用率アーク溶接装置	改正	溶接協会		JIS改正	採用手続					JIS C 9300-10 が採用されれば追加4項目対応	△
J60974-7	JIS C 9300-7	トーチ	改正	溶接協会				JIS改正	採用手続				－
(J60974-10)	JIS C 9300-10	EMC 要件	制定	溶接協会					JIS制定	採用手続		表2の雑音の強さに引用？	○
J60974-11	JIS C 9300-11	溶接棒ホルダ	改正	溶接協会		JIS改正	採用手続						－
J60974-12	JIS C 9300-12	溶接ケーブルジョイント	改正	溶接協会		JIS改正	採用手続						－
(J60974-13)	JIS C 9300-13	溶接クランプ	制定	溶接協会		JIS制定	採用手続						－
J61029-1	JIS C 9029-1	可搬形電動工具の安全性－一般要求事項	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続			現行 JIS と IEC で版が同じ。	○
J61029-2-1	JIS C 9029-2-1	丸のこ盤	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続			現行 JIS と IEC で版が同じ。	○
J61029-2-2	JIS C 9029-2-2	ラジアルアームソー	廃止	JEMA								取り扱いメーカーがないため、規格作成しない	－
J61029-2-3	JIS C 9029-2-3	かんな盤及び一面かんな盤	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続			現行 JIS と IEC で版が同じ。	○
J61029-2-4	JIS C 9029-2-4	卓上グラインダ	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続			現行 JIS と IEC で版が同じ。	○
J61029-2-5	JIS C 9029-2-5	帯のこ盤	改正	JEMA			原案	JIS	採用			現行 JIS と IEC で版が同	○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
							作成	改正	手続			じ。	
J61029-2-6	JIS C 9029-2-6	給水式ダイヤモンドドリル	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続			現行JISとIECで版が同じ。	○
J61029-2-7	JIS C 9029-2-7	給水式ダイヤモンドソー	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続			現行JISとIECで版が同じ。	○
J61029-2-8	JIS C 9029-2-8	単軸立面取り盤	廃止	JEMA								取り扱いメーカーがないため、規格作成しない	－
J61029-2-9	JIS C 9029-2-9	マイタソー	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続			現行JISとIECで版が同じ。	○
J61029-2-10	JIS C 9029-2-10	切断機	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続			現行JISとIECで版が同じ。	○
J61029-2-11	JIS C 9029-2-11	マイタベンチソー	改正	JEMA			原案作成	JIS改正	採用手続			現行JISとIECで版が同じ。	○
J61195-1	JIS C 7617-1	直管蛍光ランプ－安全仕様	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J61199-1	JIS C 7618-1	片口金蛍光ランプ－安全仕様	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J61347-1	JIS C 8147-1	ランプ制御装置－通則及び安全性要求事項	改正	電球工		原案作成	JIS改正	採用手続 原案作成	JIS改正			追加4項目を検討し対応。 IEC最新版との整合検討。	○
J62368	JIS C ****	マルチメディア機器	制定	JBMIA			原案作成	JIS制定	採用手続			JEITAにて確認済み(10/24)。	○
J62560	JIS C 8156	一般照明用電球形LEDランプ（電源電圧50V超）	改正	照明工			原案作成	JIS改正	採用手続				○
J62133	JIS C 8712	リチウムイオン蓄電池	改正	電池工業会			原案作成	JIS改正	採用手続			(IEC整合)	○
－	－	水道凍結防止器										IEC なし、業界なし	－
－	－	ガラス曇り防止器										IEC なし、業界なし	－
－	－	スチームバス用電熱器										IEC なし、業界あり	－
－	－	観賞植物用ヒータ										IEC なし、業界なし	－

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
―	―	電気スチームバス										IEC なし、業界なし	―
―	―	高周波脱毛器										IEC なし、業界なし	―
―	―	電気浴器用電源装置										IEC なし、業界なし	―
―	―	電熱式おもちゃ		玩具協会								IEC あるが使えない。業界規格は作成しない。	―
―	―	電動式おもちゃ		玩具協会								IEC あるが使えない。業界規格は作成しない。	―
（新規）	（新規）	電気便座	制定	温洗工				原案作成	JIS制定	採用手続		2 本立てにする場合の理由は，電磁両立性などの対応のため生産コストが大幅にアップすることが予想できるため。	○
（新規）	（新規）	自動販売機	制定	自販機工				原案作成	JIS制定	採用手続		2 本立てにする場合の理由は，現在の 2-75 の適用範囲外の設備のような使い方をする大形の自販機対応のため。	○
（新規）	（新規）	温風暖房器	制定	燃焼機器検査協会				原案作成	JIS制定 採用手続			別表第八 JIS を検討。2 本立てにする理由は、国内向け製品であり別表第八で対応しているため。	○
（新規）	（新規）	電気冷水機	制定	日冷工				原案作成	JIS制定			省令1項基準はあるが、省令 2 項基準(IEC)なし。	○
(新規)	（新規）	(その他の)電動工具	制定	JEMA			原案作成	JIS制定	採用手続			現行 JIS がないもの。個別規格がすべて整備できるまでは使えるように適用範囲を広げておく。(一時的に 2 本立てになる。)「工業標準化法第 12 条による申出用事前調査表」を METI に提出する。	○
（新規）	（新規）	インターホン機器の安全に関する要求事項	制定	インターホ			原案作成	JIS制定	採用手続			インターホンは設備なので、従来工法の別表第	○

整合規格(案)			制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考	追加4項目対応 [6]
仮番号	規格番号	規格名											
				ンエ業会								八 JIS が必要。 追加 4 項目対応	
（新規）	（新規）	携帯発電機	制定	陸内協				原案作成	JIS制定			ISO 8528−現在改定作業中。 H27 年に原案作成、ただし，採用は不明	？

注 1) JIS C 1010（測定，制御及び研究室用電気機器の安全性）の直流電源装置は、通常は JIS C 60950 を適用したものを購入・同梱している。
ただし、JIS C 1010-2-101（in-vitro）のみ、IEC 60601 を適用したものを用いている。

注 2) この規格は、冷却用機器などの JIS C 9335-2-24 と合わせて JIS 化してきた経緯があり、規格内容も共通箇所が多い（2-89 は 2-24 からの枝分れ）。
よって、規格内容の整合性・効率性を踏まえ、JEMA で作成した JIS C 9335-2-24 の改正原案に対し、差分を修正することを前提に進める。（2-89 原案作成は 2-24 の 1 年遅れ）

注 3) 家庭用医療機器は、薬事の JIS T xxxx の中で電気的安全要求事項として JIS C 9355-2-xx を引用している。JIS C 9355-2-xx が省令2項に採用されている関係から、省令1項で電安法を取得しているケースは少なく省令2項で直ぐの対応の場合には、追加4項目対応が困難になる。（電気用品又は JIS C xxxx に対して猶予期間を設定した場合、JIS T xxxx にも猶予期間があることから、整理/確認が必要と考える）

注 4) 現状は追加 4 項目の対応なし。
最新の IEC 規格に合わせたパート1の改正によって追加 4 項目が入るため，パート 2 も自動的に追加 4 項目対応となる。ただし，パート1が改正される平成 28 年度以降に，個々のパート 2 について改正の要否確認を行う。

注5) IEC 60950-21 情報技術機器－安全性－第21部：遠隔給電、IEC 60950-22 情報技術機器－安全性－第22部：屋外に据え付ける機器のJIS化は、大くくり化後の将来の課題。

注 6) 追加 4 項目の対応状況の記号の意味

〇：対応

△：通則の改正によって対応（C9300 シリーズの場合は C9300-10）

×：対応せず

－：該当せず

？：不明

別紙2

電気用品の対象ではないが，製品（完成品）の規格で引用する「安全重要部品」の規格リスト

安全重要部品	整合規格（案）		制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考
	規格番号	仮番号										
アーク溶接電極ケーブル	JIS C 3663-6	ー	確認	電線工業会								電安法の対象外。H24年度にまとめた整合規格リストから安全重要部品リストに移した。
感熱式保護装置（モータ）	JIS C 9730-2-2	J60730-2-2		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
感熱式保護装置（蛍光ランプ用安定器）	JIS C 9730-2-3	J60730-2-3		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
感熱式保護装置（電動圧縮機）	JIS C 9730-2-4	J60730-2-4		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
バーナコントロールシステム	JIS C 9730-2-5	J60730-2-5		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
電動式ウォーターバルブ	JIS C 9730-2-8	J60730-2-8		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討

安全重要部品	整合規格(案)		制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考
	規格番号	仮番号										
温度検出制御装置	JIS C 9730-2-9	J60730-2-9		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
モータ起動リレー	JIS C 9730-2-10	J60730-2-10		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
エネルギー調整器	JIS C 9730-2-11	J60730-2-11		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
電動式ドアロック	JIS C 9730-2-12	J60730-2-12		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
湿度検出制御装置	JIS C 9730-2-13	J60730-2-13		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
電気アクチュエータ	JIS C 9730-2-14	J60730-2-14		JSA？								第72小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討

安全重要部品	整合規格(案)		制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考
	規格番号	仮番号										
電動式ガスバルブ	JIS C 9730-2-17	J60730-2-17		JSA？								第 72 小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
電動式オイルバルブ	JIS C 9730-2-19	J60730-2-19		JSA？								第 72 小委員会で原案作成引受け団体を検討中→廃止？ 引き受け団体がない場合は、廃止を検討
機器用スイッチ	JIS C 4526-1	J61058-1										別表第四の対象であり，検討結果は別表第一～第七のマップ案に記載した。
コードスイッチ	JIS C 4526-2-2	J61058-2-2										別表第四の対象であり，検討結果は別表第一～第七のマップ案に記載した。
独立形固定スイッチ	JIS C 4526-2-4	J61058-2-4										別表第四の対象であり，検討果は別表第一～第七のマップ案に記載した。
切換セレクタ	JIS C 4526-2-5	J61058-2-5										別表第四の対象であり，検討結果は別表第一～第七のマップ案に記載した。
小形リアクトル	JIS C 61558-2-20	（J61558-2-20）	改正	JSA	原案作成	JIS制定						製品規格から引用。電安法対象外。
電気機器用コンデンサ	JIS C 4908	ー		JEMA								現在のところ改正計画はない
電源用電磁障害防止固定コンデンサ	JIS C 5101-14	ー		JEITA	原案作成	JIS改正						電子技術専門委員会審議待ち
電源コードセット・相互接続コードセット	JIS C 8286	ー	確認	JSA								JIS C 8283s（IEC 60320s）と同時に改正

安全重要部品	整合規格(案)		制定／改正等	担当団体	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度（仮）	H29年度（仮）	H30年度以降（仮）	備考
	規格番号	仮番号										
電動圧縮機	JIS C 9335-2-34	J60335-2-34	改正	日冷工			原案作成	JIS改正				JEMAから技術専門委員会へJIS改正依頼あり。ｴｱｺﾝ（JIS C 9335-2-40）の改正日程に合わせる方針。
暖房，換気，冷房装置用加湿器	JIS C 9335-2-88	J60335-2-88	改正	JEMA								改正日程は，-2-40の改正時に検討する。
オプトカプラ	JIS C 5942			光協会								
サージ抑制バリスタ	（IEC 61051）			JEITA								TC40 JISを作成する予定はない。
電磁接触器	(IEC 61095)			JEMA								SC17B ＆ SC23E
リレー	JIS C 4540-1			NECA								
レーザー	JIS C 6802			光協会			原案作成	JIS改正				

別紙 8

電安法性能規定の整合規格の発行年と引用規格の発行年との差の課題について

（本書は、平成 24 年度 JSA「社会環境整備型規格開発事業“電気用品安全法の性能規定化に対応するＪＩＳ開発”」成果報告書（案）別添 2 を基にしたものであり、本書に合わせた体裁とするため、内容の変更をせず、原書から一部の文言、図表の線種を修正している。）

電安法性能規定の整合規格[12]の発行年と引用規格の発行年との差の課題について

１．課題概要

JIS は、他の JIS を本文で引用する場合に（個別規格で引用する通則など）、引用規格の発行年を固定しない場合（方法Ａ：最新版が有効）と引用規格の発行年を固定する場合（方法Ｂ：発行年の版だけが有効）とがある。

一方、整合規格となる JIS は、JIS が制定・改正された後、規格審査を経て、発行年を固定して採用される。

それゆえ、整合規格として採用された JIS の発行年と、その JIS を他の整合規格となる JIS から引用する場合とでは、採用に要する期間があることによって、有効な JIS の発行年に差が生じる期間ができてしまう。

この課題については、次の３つの場合が考えられる。

① 個別規格が通則を引用する場合

例：JIS C 9335-2-2（掃除機）が JIS C 9335-1（家電通則）を引用する。

② 製品規格が他の製品規格を引用する場合

例：JIS C 6950-1（IT 機器）が JIS C 6065（AV 機器）の規格の試験方法などを部分的に引用する。

③ 製品規格が電気用品安全法対象部品の規格を引用する場合

例：JIS C 9335-1 が JIS C 60227 シリーズ（電線）を引用する。

別紙に①の場合について、図でイメージしたものを示す。

２．対応案

JIS 原案作成委員会では、原則として、引用規格ごとに次のような対応を検討する必要があると考える。

＜①の場合＞

個別規格の全てが通則と同時に改正できない場合は、方法 A が望ましいと考える。逆に言えば、方法 B は、個別規格作成者が通則の JIS 改正に対して迅速（同時）に改正することが必要になる。

＜②の場合＞

整合規格とならない試験方法の規格を引用する場合と同じなので、JIS に委ねる方がよいと考える。すなわち、整合規格リストの JIS 発行年よりも、JIS が引用する JIS の発行年を優先させる必要があると思われるので、方法Ｂがよい場合が多いと考える。

＜③の場合＞

JIS において PSE マーク付き部品の使用を可能とするためには、電安法対象部品の JIS 全体を引用している場合は、①と同様の対応が必要となる（次表の“通則”を“電

[12] 本書は、平成 24 年度 JSA「電気用品安全法の性能規定化に対応する JIS 開発」成果報告書（案）別添 2 を基にしたものであり、本書に合わせた体裁とするため、内容の変更をせず、原書から一部の文言（「みなし基準」を「整合規格」に修正等）、図表の線種を修正している。

安法対象部品規格”に読み替える必要がある)。ただし、部品規格を部分的に試験方法として引用しているケースがあった場合は、②と同様に考える必要があるので、各JISで十分に内容検討して方法A又は方法Bを選択する必要がある。

次表は、１．①の場合の通則と個別規格とを例に、引用方法 A（発行年なし）と B（発行年記載）の違いを示したものである。

表１－方法Ａと方法Ｂとの違い（個別規格が通則を引用する場合の例）

		方法A （望ましい） 個別規格から引用する**通則の発行年を固定しない。**	方法B 個別規格から引用する**通則の発行年を固定する。**
規格作成者	改正対応	通則が改正されたとき、個別規格で引用する通則は、個別規格を改正しなくても、通則の最新版が引用できる。(ただし、最新版の通則を個別規格に適用しても問題ないかどうかの確認は必要。)	通則が改正されても、個別規格で引用する通則は古い版のままのため、通則の最新版を引用するときは、個別規格の改正が必要になる。
電安法所管当局	採用時の対応	通則を整合規格として改正する場合、全ての個別規格の内容を確認する必要がある。 柔軟な移行を可能とするため、通則の猶予期間を設定する。	通則を改正する場合、全ての個別規格を必ずしも改正する必要はなく、改正後の通則を引用したいという採用要望があったものだけを改正する。
	対応時期	通則の JIS が改正された場合、できるだけ早く、整合規格の通則も改正しなくてはならない。(改正された通則だけでなく、全ての個別規格とも差分が出るため、遅れると影響が大きい。)	改正された個別規格だけに対して、できるだけ早く、整合規格を改正する。(ただし、遅れても他規格への影響はない。)
メリットとデメリット	メリット	通則は、シリーズで１つだけがリスト化されるので、体系が分かりやすい。 電安法側で通則の猶予期間が設定できる。	通則が改正になっても個別規格が改正されなければ、内容変更がない（個別規格の改正がなければ、設計変更は必要ない)。 規格評価は、改正 JIS だけをみればよいので容易である。
	デメリット	通則の猶予期間中は､JIS と差が生じる｡(JIS には猶予期間がない？) 通則が改正になると個別規格を改正していなくても自然に個別規格の内容が変更されてしまうので、周知が難しい。	個別規格ごとに通則を整合規格にリストしなくてはならないので、整合規格リストとしては分かりにくい。 ある年度版の通則を整合規格からなくす場合、その年度版の通則を引用している個別規格をすべて改正しなくてはならない。

別紙

電安法性能規定の整合規格の発行年と引用規格の発行年との差のイメージ

1．JIS の個別規格で引用される通則の発行年を記載しない場合

JIS 個別規格は、次のように改正しなくても対応できる可能性がある。

対応：最新版の通則を生かすためには、電安法側で下記の“タイムラグ”をできるだけ短くする必要がある。

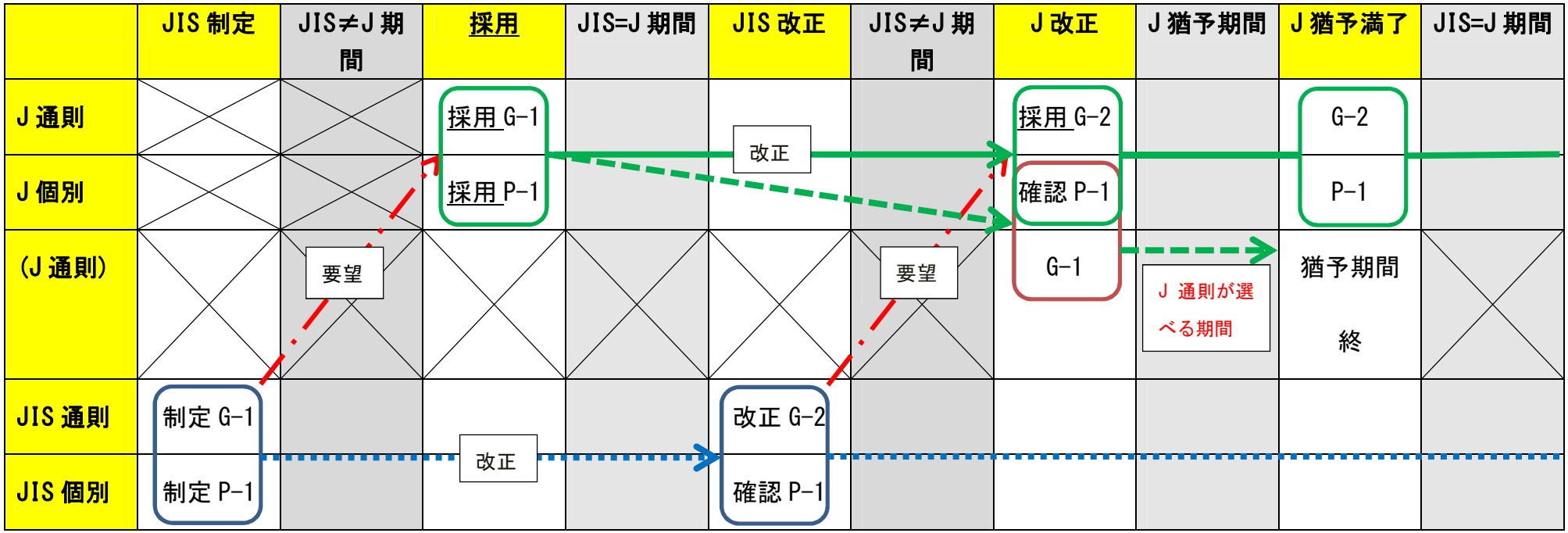

※　記号 J は“整合規格”の意味。

２．JIS の個別規格で引用される通則の発行年を記載する場合

通則と同時に改正できない個別規格は次のように複雑になる。（同時に改正できる JIS は１．とほぼ同じ対応が可能。）

対応：最新版の通則を引用するためには、JIS 個別規格をできるだけ早く改正する必要がある。

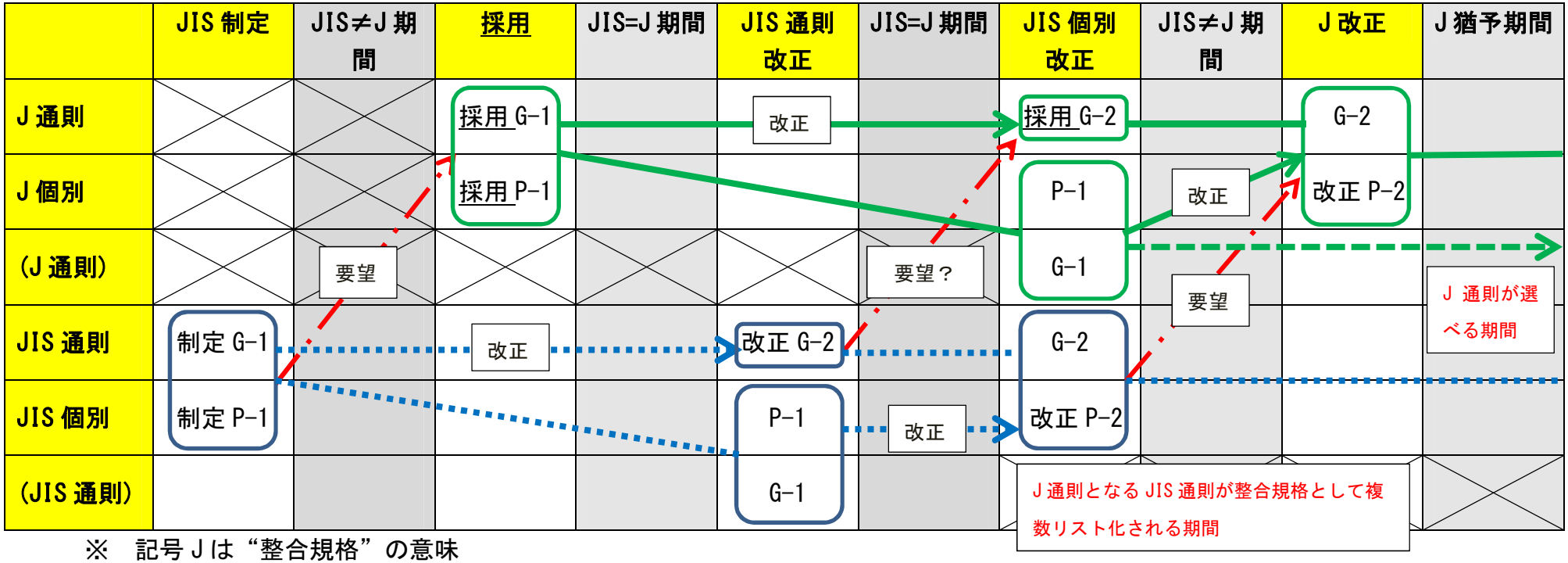

※　記号 J は“整合規格”の意味

※　要望？は、他の個別規格が通則と同時に改正される場合には要望するという意味。

直線 ——→　電安法の整合規格の改正等

長鎖線 —・—・→　JIS の採用要望

点線 ……→　JIS の改正等

破線 - - - →　整合規格の猶予期間